

ヨーロッパにおける 留学生受入れのシステムと現状

— 独・仏・英国現地調査報告 —

江 淵 一 公 著



広島大学 大学教育研究センター

保 存 用

ヨーロッパにおける
留学生受入れのシステムと現状

英・独・仏 現地調査報告

江 淵 一 公 著

1 9 9 1

広島大学 大学教育研究センター

まえがき

本書は、1990年4月、巻末に示すような計画並びに日程で実施した欧米主要国における留学生受入れのシステム・実態に関する現地調査結果の概要と主要な論点を整理した報告書である。

この調査は、文部省（学術国際局留学生課）の依頼により実施したもので、欧州班と米国班の2班に分けて行われた。著者が担当した欧州班は、主として西ドイツ、フランス及びイギリスの3国の調査を行うこととしたが、アメリカ班の日程・希望訪問先の中にニューヨークを含めることができなかったため、その点を勘案して欧州班の旅程にはアメリカの一部（ニューヨークの国際教育協会（I.I.E.））を含むよう調整した。その結果、僅かではあるがアメリカについても若干の情報を入手することができた（I.I.E.では、最新の統計資料の収集と主として留学生に対する言語教育の問題等について情報収集を行った）。しかしながら、本書では主眼をおいた欧州3国の留学生受入れのシステムと現状に関してのみ報告する。

現地調査は、全行程わずか17日という短期間に3カ国（アメリカを加えるならば4カ国）を訪問するという文字どおり駆け足旅行の中で行われた。移動日を除けば1カ国あたり実質3～4日程度の滞在・実働期間しかなかった上に、国（イギリス）によっては、イースター休暇と重なり関係省庁の訪問を諦めざるを得なかった場合もある。本書ではドイツに関する記述が最も詳しく、イギリスについての記述が最も簡略になっているが、これは別にイギリスを軽視したからではなく、訪問日程がたまたま休日と重なり、面接がほとんどできなかったという単純な理由によるものである。

短期間の調査ではあったが、文部省留学生課のはからいで、各国の文部省・外務省等、現地の各関係機関のご協力が得られ、またこれまで広島大学大学教育研究センターが培ってきた国際的情報ネットワークのおかげで、各国の著名な学術国際交流機関や研究機関の方々にお目にかかる機会にも恵まれた。忙しい旅ではあったが、現地調査ならではの関係者の生の声を聞くことができ、各国の悩みやポイントに触れる貴重な情報に接することもある程度はできたように感じている。また、あらかじめ設定しておいた質問項目のすべてをカバーすることはできなかったものの、最も重点をおいた問題についてはかなりの程度触れることができたのではないかと考えている。

本書の記述内容は、そうした各国における関係機関の訪問並びに関係者との面接から得た情報（巻末に掲げる質問項目に準拠して得た聞き取り資料）を中心に構成されている。聞き取り資料にはインフォーマントの記憶違いや理解の仕方の個性差等が混入する場合があるので、正確を期すためには、できるだけ多数の人から情報を得ることが望ましい。しかしながら、限られた期間内の調査ではそれもむずかしい場合が多いので、それを補うには、どうしても文書資料が欠かせない。ところが、その文書資料や文献の収集そのものも

また、限られた期間の中では限度がある。今回のわれわれの現地調査は、そうした数多くの制約の中で実施されたものであるため、あらゆる点で不完全であることを認めざるを得ない。不備な点は、帰国後、可能な限り文書資料を活用して補い、またその後、神戸大学で開催（1990. 10. 29－30）された留学生問題の国際シンポジウムのため来日された各国の専門家——ドイツ学術交流会(DAAD)ベルリン事務所長のクリスティアン・ライザー(Christian Reiser)氏、フランスの大学・学校厚生事業全国センター(CNOUS)所長のアルベール・プレヴォ Albert Prévost氏、及びイギリスの留学生基金(OST)理事長のマーチン・ケニヨン(Martin Kenyon)氏——と数日行動をともにする機会を得たので、暇をみては、われわれの収集した情報の信憑性や解釈の妥当性を確認する作業を行った。

しかし、そうした作業も十分意を尽くす間もなく、文部省と約束した報告書刊行の期日を迎えてしまった。いささか弁解がましい言い方になるが、その限度内での成果報告書であることをお断りしておきたい。そうした不備を自認しつつ不本意ながらも、あえて公刊に踏み切ったのは、現地調査からすでに10カ月を経過してしまったことと、取り上げた課題の緊急性を考慮したからである。収集した文書資料の整理は現在なお継続中であり、したがって、この報告書における記述の誤りや曖昧な点など、不完全な部分については今後補充や改訂の機会があると思われるので、とりあえず、この段階でわかったことを報告しておくことにしたものである。その意味では、本報告書は最終報告書というより、“中間報告”である。

以上のような事情と理由から、本報告書は、わが国のこれからの留学生受入れ政策の推進に当たって避けることのできない諸問題あるいは焦眉の急の諸問題（と著者が考えるもの）に重点をおいてまとめた。そうした問題として、著者が選んだものは、留学生の入学定員や入学手続き、選考方法、言語補習教育、学位授与条件、宿舍問題等である。これらはいずれも、目下鰻登りに増加を続けている在日留学生の受入れにおいて今後深刻化してくると考えられる問題である。例えば、現在、国立大学では留学生を通常定員の枠外で入学させているが、そうした方式による受入れはすでに一部で教員の負担過重等の問題を惹き起こしつつある。早急に適切な対応策を講じる必要があるが、しかし、いったい望ましい留学生（定員）数ないし比率について“定説”といったものがあるのかどうか、諸外国はこの点をどのように考えているのであろうか。調査では、こうした問題について各国の考え方を知りたいと考えた。本書では、そうした焦眉の急の諸問題を念頭において、わが国のこれからの留学生受入れに直接かかわる諸問題に的を絞り、何らかの意味で参考になると考えられる諸外国の事情について述べることにした。

留学生受入れの具体的な手続きなど、この報告書で触れることのできなかつた点も多いが、それらについては、現在計画中の共同研究プロジェクト「(世界主要国における)留学生受入れのシステムとアフターケアに関する総合的比較研究」(平成3年度科学研究費補助金・総合研究(A)を申請中)の一部として行う計画である。この共同研究は、わが国の各国

教育制度の研究を専門とする比較教育学研究者10数名の協力のもとに、世界主要国の留学生受入れのシステムとアフターケアのシステムの理念と実際を国際比較の視点から解明しようとするものであるから、本報告書が意図とした課題内容をさらに精密に分析し、理解を深めることができるのではないかと期待している。その意味では、本書は、来年度に予定している研究の予備的研究報告書として位置づけることのできるものである。

また、本書とはほぼ同時に刊行されるはずの別稿「留学生受入れの政策と理念に関する一考察—主要国における政策動向の比較分析から—」（『大学論集』第20集、近刊予定）は、本書の準備とはほぼ平行して執筆を進めたもので、内容的に本書と相互補完的關係をなすものである。本報告書の各章でも、必要に応じて各国の留学生政策動向に簡単に触れるが、各国の比較考察はこの別稿に譲った。別稿では、近年における各国の留学政策動向について述べるとともに、とくに留学生受入れの理念・意義に関する各国の考え方（哲学）の変化を中心テーマに取り上げて比較考察を加えた。留学生急増のこの時期、留学生をどのような存在と考えるか、留学生受入れの根本理念を改めてしっかり検討しておくことが必要であるとの著者の考えによるものである。その論述は本報告書の内容を補完するものであるから、併読して頂ければ幸いである。

さいごに、本書の本文中の表記法についていくつかお断りしておかねばならない点がある。

1) 「ドイツ連邦共和」国の表記については調査時点における国名の通称「西ドイツ」を用いる。

2) 政府部局等の日本語訳語として「〇〇局」とか「〇〇課」とかいった表現を用いてるが、これらはあくまで便宜的なもので、厳密な意味で我が国の部局の区分システムに対応するものではない。官庁組織の名称体系については国際比較行政学の分野では統一された訳語があるのかも知れないが、それらについて確認することは報告者の能力の範囲を超えるし、また、本報告書の目的からいえばそれらは2次的なことと考える。

3) また、西ドイツ及びフランスの高等教育体系や留学生受入れのシステムに関連する用語については、正確を期するためできるだけ原語（ドイツ語・フランス語）の表記を本文中に併記するようにしたが、すべての面接を英語で行った関係上、中には原語の確認を忘れ英語表記だけに終わったところもある。

〔謝辞〕欧州班の調査には広島大学大学教育研究センターの伊藤彰浩助手が同行し、著者の資料収集作業を助け、また帰国後の資料整理を一部分担してくれた。伊藤助手のご協力に厚くお礼を申し上げたい。また、この報告書の作成に当たっては、記述の正確を期すべく、それぞれの国の高等教育制度に詳しい次の方々に関連資料のご教示をお願いし、また、原稿執筆の最終段階で、とくに専門用語の訳語の適切性について、コメントを仰いだ。西ドイツの部については、天野正治氏（筑波大学教授・比較教育学）と鈴木一代氏（東亜

大学助教授・ケルン大学心理学博士）に、フランスの部については、手塚武彦氏（国立教育研究所部長・比較教育学）、前平泰志氏（甲南女子大学助教授・比較教育学）、宮島明希氏（京都大学研究員・フランス文学）にたいへんお世話になった。またイギリスの部については安原義仁氏（広島大学助教授・比較教育学）に貴重な資料を提供して頂いた。（なお、安原氏には、せっかく各種の貴重な資料を提供して頂いたにもかかわらず、それらを十分に活用する時間がないまま、期限を迎えてしまったことを申し訳なく思っている。それらは今後の宿題として残し、巻末に文献・資料のリストだけは上げさせて頂いた。）年末のご多忙の中を著者の求めに快く応じてご協力頂いたこれらの方々のご厚意に対し、この場を借りて深甚なる感謝の意を表したいと思う。最後になったが、今回の欧米訪問の機会を提供し、現地調査の実施に際して各国政府・関係機関への連絡など便宜供与をはかって頂いて文部省学術国際局留学生課の中西釦治課長並びに同課留学生交流推進室の斎藤秀昭室長にお礼を申し上げる。

1991年1月

江 淵 一 公

目 次

まえがき

I 序論－課題と方法－	1
1. 欧米諸国における留学生対策の動向概観	1
2. 日本の留学生受入れの現状と将来への展望	4
3. 研究の課題と方法	5
II 西ドイツにおける留学生受入れのシステムと現状	7
1. 主要訪問先と被面接者	7
2. 西ドイツの大学の類型	9
2.1. 西ドイツの高等教育機関の分類	9
2.2. 西ドイツの大学後教育（大学院レベルの教育）について	13
2.3. 西ドイツの大学の学費，私立大学	14
3. 留学生の定義と概要	15
3.1. 留学生の定義	15
3.2. 西ドイツの外国人留学生	16
4. 入学許可要件と入学志願手続き	17
4.1. 西ドイツの大学の入学資格	17
4.2. 留学生の入学資格の認定と入学許可の手続き	18
4.3. 試験的入学許可	21
4.4. 留学生の入学志願・許可の手続き	22
5. 留学生の入学定員枠について	24
5.1. 留学生の定員枠の設定とその理由	24
5.2. 定員枠比率の根拠	27
5.3. 留学生定員枠についての将来の動き	29
6. 西ドイツの大学における学位取得の問題点と改善への動向	30
7. 留学生と言語の問題	33
9. 奨学金・アルバイト・就職問題	35
9.1. 奨学金（DAAD）	38
9.2. アルバイトについて	39
9.3. 留学生の就職問題	40
おわりに	41

III	フランスにおける留学生受入れのシステムと現状	46
1.	主要訪問先と被面接者	46
2.	フランス高等教育制度の概要と留学生統計	47
2.1.	フランスの高等教育制度（高等教育機関の種類）	47
2.2.	フランスにおける外国人留学生の概況（別紙統計表の概要）	51
3.	留学生受入れを仲介する政府機関（所轄官庁）とその活動 ——特に CNOUS と CIES について——	55
4.	フランスに学ぶ留学生の特色	56
5.	留学生の入学許可のシステム	58
5.1.	留学生の増加と留学生受け入れ手続きの変遷	58
5.2.	大学入学資格	60
5.3.	留学生の入学許可手続きとビザ取得の方法について	60
5.4.	登録とフランス語試験	62
5.5.	入学許可後のフランス語補習教育	62
6.	留学生定員及び入学許可についての考え方	63
6.1.	留学生の定員及び入学許可について	63
6.2.	留学生の適正数とは	65
6.3.	エラスムス計画の影響について	67
7.	奨学金制度について	68
8.	留学生宿舎の問題	70
	おわりに	73
IV	イギリスにおける留学生受入れのシステムと現状	76
1.	主要訪問先と被面接者	76
2.	イギリスの外国人留学生とフルコスト政策	78
2.1.	フルコスト政策の導入	78
2.2.	フルコスト政策とイギリス留学生基金（OST）	80
2.3.	「ピム・パッケージ」——奨学金拡充策	82
3.	イギリス留学の手続きと入学許可の方法	85
3.1.	願書の提出	85
3.2.	入学許可通知と渡航	86
3.3.	留学生定員と学生増への対応	87
3.4.	学生の種類	88
4.	英語（補習）教育	89
5.	留学生の宿舎問題	90

おわりに.....	93
V 結語 ——要約と感想——	94
付録1 留学生関係統計表.....	105
表G-1～5 ドイツ.....	106～109
表F-1～9 フランス	110～118
表E-1～4 イギリス	119～122
付録2 調査計画及び日程.....	123
別紙1-1 欧米諸大学の留学生受入れの実態に関する調査計画.....	124
別紙1-2 欧州班調査日程.....	126
別紙1-3 北米班調査日程（省略）	126
別紙1-4 面接における主要調査事項.....	127
別紙 2 欧米における留学生受入れ方針に関する質問マニュアル（省略）	128
別紙 3 欧州班訪問先及び被面接者名簿.....	129

I

序 論

－ 課題と方法 －

1. 欧米諸国における留学生対策の動向概観

1970年代から80年代にかけて欧米諸国では留学生の流入が激増した。ユネスコ統計によれば、1960年の世界の留学生総数は、約 245,000人と記録されている。その後10年ごとに倍増を繰り返し、1980年には 977,000人にまで増えている。1990年の世界の留学生総数は正確なところは不明であるが、おそらく 100万を超えていると推定される。“留学爆発”と呼ぶにふさわしいこの留学生急増現象は、関係諸国の政府及び受入れ機関の双方に対しさまざまなインパクトを与えてきた。世界の先進諸国の留学生受入れ状況を調べたOECDの会議資料によると、その最たるものは、これまでの自由放任的な受け入れから、ある種の計画的受入れへの政策の転換である。「学問に国境なし」を合い言葉に、「知的国際主義」「知的普遍主義」を旗印にしてきた中世以来の大学の伝統を尊重して、留学生受入れをもっぱら大学の自由裁量に委ね、必要な教育経費の補助を惜しまなかった諸国の政府も、近年の財政逼迫状

況の中で、留学生の爆発的増加に伴う経費増に当面して、改めて留学生受入れの意義を検討しなおし計画的に対応せざるを得なくなったというのである(*1)。

新しい学問を求めて国境を超えて移動する留学生の受入れというのは元来、「学問の府」である大学の裁量（大学自治）権の範囲に属する事柄として、欧米諸国では政府がそれに直接関与することは長い間ほとんどなかった。ただ戦後になって、発展途上国の経済発展と人材開発を支援する立場から、留学生の受入れや教育に必要な経費を補助金として大学あるいはその関係機関に交付するという財政的な援助をおこなってきたところは多い。その援助も、「金は出すが口は出さない」(support but no control)主義を原則的に貫いてきたといえることができる。ところが、今日のように留学生が増えてくると、留学生の受入れをこれまでのように自由放任的に大学の裁量だけに任せておくわけには行かなくなる。何らかの形の政府の関与が不可避となってくる。こうして欧米諸国では、1980年代に、留学生の流入を多少とも抑制しようとする方向での政策の導入が目立つようになった。その過程で、留学生受入れの問題はすぐれて政治的な問題となってきたのであるが、そこには国内的要因と対外的要因の両方が輻輳している。

抑制的な政策導入の直接的な要因は、国内政治における財政逼迫の状況の中で、留学生教育に対する補助金支出が政府にとって負担に感じられるようになってきたことである。この財政緊縮の折りに、なぜ他国民の教育のために莫大な金を使わねばならないのかという、ある意味では素朴な疑問が、経済的ゆとりを失った国の国民感情として頭を擡げたきたのであろう。そこで各国は改めて、われわれは何のために留学生を受け入れるのかという問題を根本的に考え直す必要に迫られたのである。第V章で取り上げるイギリスの場合に、この問題が最も典型的にかつ鮮鋭に顕在化したが、同様の状況はイギリスに限らず、他の国にも大なり小なり観察されるところである。

こうした各国の“台所事情”の他に、第三世界からの移住者・移民の増加に対する警戒が、留学生の増加に対する警戒をも醸成してきた点を見逃すわけにはいかない。「留学」という現象は、大局的にみれば、いま地球的規模で起こっている「移住」（一時的、永久的）というヒトの国際的移動の一形態である。問題は、今日、

(*1)OECD/CERI, 1985, Background Report for Innovation Exchange Seminar on Higher Education and the Flow of Foreign Students: Recent Issues, Policies, and Enrollment Trends in OECD Countries, Zoetmeer, the Netherlands, 11-13 November, 1985, p. 3.

学問を求めての移動と職を求めての移動との区別が次第にはっきりしなくなってきたことである。かつては、「留学生」といえば、国家的、社会的使命感をもった一種の（選ばれた）“身分”であった。しかし、現代の留学はすぐれて個人的な動機に基づく選択的行動である。それはもはや身分ではなく、きわめて流動的な地位あるいは“状態”にすぎない。留学生がいつ求職者や流浪者に変じ、求職者がいつ就学者に変わるかわからないというように、両者の境界が次第に曖昧になりつつあるのが現代の留学の特質である。そのような状況の中では、留学生の大量流入に対して各国は、一方では、自国の学問文化の活性化のためにも、また外交政策的見地からいっても、留学生受入れは重要なことであり歓迎すべきことであるとの基本的認識に立ちつつも、しかし他方では、外国人学生の大量流入は教育の水準を低下させ、また外国人労働者流入の呼び水になる恐れはないだろうかとの懸念も抱くようになる。こうして、労働市場が外国人労働者の受入れを切実に求めている国でない限り、どの国も、可能な限り両者の境界を明確にし、留学生が求職者に簡単に転身しないように、入国・入学資格や滞在期間等についてきびしい条件をつけ、それが守られているかどうかを監視するシステムを確立することになる。そうした状況が、戦後、とりわけ近年の欧米諸国において鮮明に出現してきた。留学生受入れ制限策や抑制策導入の背景には、そうした事情がある。

しかしながら、そうした政策動向にもかかわらず、欧米諸国の大学への留学生の流入はそれほど大幅な減退傾向を示してはいない。それどころか、世界の留学生の3分の1以上を受け入れているアメリカは別格としても、ドイツ、フランス、そして最近では、きびしい抑制策で知られるイギリスにおいてさえも、外国人留学生数は漸進的に増え続けている。それはなぜか。世界の留学生を魅惑してやまない何物かがそれらの国にはあるからに違いない。では、それはいったい何であろうか。

根本的な要因（魅力）としては、それらの諸国の豊かな文化的伝統、高い産業技術の水準、学問の府としての大学の歴史と伝統、言語的要因（国際性）、奨学金制度の充実、対外的開放性の気質等が指摘されるであろう。しかし、それだけではないはずである。留学生の学力の判定や入学手続き、定員枠の問題など、受入れのシステムや方法に直接関わる、もっと機構的・技術的なレベルでの合理的な対応の仕方、留学生の処遇の方法についても、長い経験に基づく貴重な「ノウハウ」の蓄積があるのではないかと想像される。文化や伝統の魅力の差は如何ともしがたい問題であるが、留学交流の機構的・技術的レベルの知見については、そのままの移植は無意味あるいは不可能だとしても、発想の転換や新しい着想を生み出すための刺激剤として活用することは可能である。そうした観点から、それらの諸国に学ぶものはないであろうか。

2. 日本の留学生受入れの現状と将来への展望

ところで、日本の受入れ留学生数は、1990年 5月 1日現在の統計によれば、41,347人である(*2)。すでに 30万人を超える留学生を受け入れているアメリカ(1988/89年度の受入れ留学生数 366,354人)や12万人を超えるフランス(1989年度留学生数 124,975人)、あるいは10万人に近づいているドイツ(1989/90年度留学生数 86,666人)等の諸国に比べれば、まだはるか後方に位置する日本ではあるが、しかし近年の伸び率ではこれらの諸国を大幅に上回っている。

データがやや古くなるが、法務省入国管理局が発表した1989年12月末現在の在留外国人登録統計によれば、留学生は、前年比 26.4%増の 36,839人、6年前の昭和59(1984)年と比べると2.6倍の増加である。企業等の「技術・技能研修生」も 23.9%増えて、10,817人を数えたという(*3)。文部省資料によると、在日留学生数は昭和53年頃から徐々に増えつつあったが(*4)、伸び率が20%の大台に乗ったのは、昭和58(1983)年以降のことである。昭和58年といえば、「21世紀への留学生政策懇談会」が提出した『21世紀への留学生政策に関する提言』(昭和58年 8月31日)に基づいて、いわゆる「留学生10万人増計画」の具体化が政府によって推進され始めた年である。一方、受入れ機関である大学のほうでも、留学生を「大学の国際化」あるいは「研究・教育の活性化」に貢献する重要な存在として歓迎するムードが高まりつつあった。留学生の急増現象は、あきらかに政府による積極的な留学生招致政策のリードと、受入れ機関である高等教育諸機関による政策のサポートとがうまく呼応し、その相乗効果として達成された成果であるということができよう。

国際的学術・教育交流へのわが国の貢献の一つとして、その成果は大いに評価されてよいであろう。しかし、問題はこれからだと思われる。今後、留学生の数が“欧米並み”に増えたとき、果たしてわが国の大学の留学生受入れ体制と教育はそれに対して十分対応できるであろうか。また、社会(地域社会)はどうであろうか。留学生は一般に大都市に集中する傾向があるため、関東・関西の一部の大学ではす

(*2)新聞速報による(The Japan Times, Wednesday, February 6, 1991)。

(*3)法務省入国管理局「外国人登録者(平成元年12月末現在)の国籍・出身地別在留資格(在留目的)別統計について」、1990年 9月。

(*4)文部省『我が国の留学生制度の概要』文部省学術国際局留学生課、平成2(1990)年1月。

でに現在の段階でも、留学生増加に悲鳴を上げているところがあるといわれる(*5)。昨年発表した、全国大学の留学生の増加に対する反応についてのわれわれの調査（学長・学部長を対象）の結果でも、そうした懸念を述べた大学が少数ながらあった(*6)。在日留学生の専攻領域は人文、社会、自然・理工の諸分野に比較的広く分散しており、欧米に比べれば、その片寄りはまだ小さい方だといえるが、地域的配置における片寄りの問題はすでに顕在化しつつある。専攻領域と地域的配置における均衡を確保するためには、国レベルの計画的対応がこれまで以上に重要になってこよう。留学目的の達成の基礎条件である語学力の習得や、学業及び生活への適応を支援するための態勢を整えることも、留学生数が増えればそれだけ大きな課題となってくる。すでに受入れ留学生数が10万人に近いドイツやそれを超えているフランスやアメリカなどはそうした問題にどう対応しているのだろうか。

3. 研究の課題と方法

今回の欧米主要国に関する調査は、主として以上述べたような留学生受入れに関する現状認識と問題意識に基づいて、これからのわが国の留学生受入れ政策にとって多少とも参考になる情報や知見を獲得することを目的として実施したものである。以下の各章では、欧州班が担当したドイツ、フランス及びイギリスの3国の状況について報告する。調査の項目並びに質問事項については、本書末尾の付録に掲げる別表3をご参照願いたい。主たる調査項目を記すと、ほぼ次の通りである。資料の制約もあるので、各章の記述を、厳密にこの枠組みに従って展開することはできないが、何らかの形で、これらの内容に触れるようにしたいと思う。

1) 高等教育制度の概要

2) 留学生統計

①学生定員と留学生

(*5)Ebuchi, K. (ed.), Foreign Students and Internationalization of Higher Education: Proceedings of 1988 OECD/Japan Seminar on Higher Education and the Flow of Foreign Students, Hiroshima:Research Institute for Higher Education, Hiroshima University, 1989, pp. 215-217.

(*6)江淵一公編『留学生受入れと大学の国際化』（高等教育研究叢書1）広島大学大学教育研究センター、1990、68－73ページ。

- ②在籍学生総数と在籍留学生総数
- ③留学生の定員の有無・定員の決め方
- ④留学生別科の有無
- ⑤留学生の特性：教育段階別，種類別（正規生，非正規生など），専攻分野別，出身国別，男女別，婚位別
- 3）留学生受入れの方法（入学許可）
 - ①志願の条件と手続き
 - ②入学願書の審査手続き
 - ③入学願書等，書類審査担当官の業務
 - ④出身校成績証明書・学業記録の審査
 - ⑤語学力・学力審査
 - ⑥仮入学許可の制度の有無
 - ⑦志願者の学力等適格性の診断
 - ⑧語学統一試験
- 4）留学生の宿舎問題
 - ①学寮の有無
 - ②学寮における受入れ方
 - ③その他の居住形態
 - ④宿舎の世話・入手の難易度
- 5）留学生受入れに関する問題点
 - ①とくに留学生受入れ数に関して
 - ②とくに入学許可の方法に関して
 - ③とくに留学生の専攻分野の偏りに関して
 - ④とくに留学生の地域的遍在／適正配置に関して

調査の方法は，「まえがき」で触れたように，各国の文部（教育）省，外務省，及びその関係機関の留学交流事業の担当者，学術交流機関の担当者，及び若干名の大学関係者（留学生部の担当者，留学生研究を専門とする教授など）との面接による聞き取りを中心とし，関連する文書資料を収集した。現地での協力者は多数に上るが，キー・インフォーマントについては，その諒承のもとに，各章の冒頭に実名を明記して情報の出所を明らかにしておく。以下の記述は，フィールドノートの記録を録音テープの再生によって補足・確認したものを，できるだけ現地の関係者の生の声が伝達できるように実際の談話を再現する形に編集し，それに文書資料に基づく補足説明や筆者のコメントをつけ加えるという叙述形式を採用することにする。

II

西ドイツにおける 留学生受入れのシステムと現状

1. 主要訪問先と被面接者

西ドイツでは、連邦教育科学省 (Bundesministerium für Bildung und Wissenschaft) の留学生課長 (OECD 広島セミナー参加者) ウルリケ・ドレッツァル 女史 (Frau Ulrike Dolezal) 及び西ドイツ各州常設文部大臣会議事務局 (Sekretariat der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland) の事務局長 ローランド・ティアフェルダー氏 (Dr. Roland Thierfelder) やロイル氏 (Dr. Reuhl) らから留学生受入れのシステムの概要を聞き、また西ドイツにおける代表的な国際学術交流機関であるドイツ学術交流会 (Deutscher Akademischer Austauschdienst=DAAD) において、留学交流の諸問題について担当者と面接した。DAADでは、学術担当部長のレオナルト・フォス氏 (Dr. Leonard Vohs) 及び留学交流担当部長のウルリッヒ・リンス氏 (Dr. Ulrich Lins) から話を聞くこ

とができた。

この他、大学レベルの諸問題については日数の関係から、ヘッセン州フランクフルト・アム・マイン市のフランクフルト大学(Universität Frankfurt) (*1)及びボン大学(Universität Bonn)の2大学しか訪問できなかったが、連邦及び州レベルの諸問題を機関レベルではどう捉えているかについて若干なりとも情報が得られたことは収穫であったと思う。フランクフルト大学の状況については、同大学外事部長(Akademische Auslandsstelle der Universität Frankfurt)のゲルハルト・ビアヴィルト氏(Dr. Gerhard Bierwirth) から話しを聞き、またボン大学では、教育科学研究所所長のエーリッヒ・ガイスラー教授(Professor Dr. Erich E. Geissler) に面接した。フランクフルトでは、ドイツ国際教育研究所(Deutsches Institut für Internationale Pädagogische Forschung)のヴォルフガング・ミッター所長(Professor Dr. Wolfgang Mitter), 並びに同研究員のボト・フォン・コップ氏(Dr. Boto von Kopp) に関係者との面接の手はずをすべて整えて頂いた。また、ボンでの調査に関しては、DAADのお世話になった。DAAD関係の連絡はすべて、同東京事務所のゲオルク・ノイマン氏の手によって行われた。同氏は帰国後も筆者の求めに応じて、補足資料や新しい情報を提供してくださった。

さらに帰国後、収集資料を整理し、報告書を準備する過程で、西ドイツに長年滞在しケルン大学心理学科で学位を取得された東亜大学の鈴木一代助教授に、1 留学生としてのご自身の体験を通してみた西ドイツ大学の教育システムについて話しを伺い、そのコメントを筆者が聞き取りや文書資料で得た一般的な情報の実際レベルにおける運用実態の確認のために活用させて頂いた。主に脚注に記したケルン大学に関する記述はすべて鈴木氏によるものである。原稿執筆の最終段階では、西ドイツの教育の専門家である筑波大学の天野正治教授のご教示を仰いだ。天野教授は、原稿を丹念にチェックし、西ドイツの教育制度や教育行政のシステム、大学の類型・組織等に関する訳語や表現について適切なアドバイスやコメントを下さった。最終稿を決定するに際しては、それらのアドバイスやコメントをできるだけ取り入れるよう努めた。以下の叙述は、現地調査によって得た情報・資料に、これらの方々から得た情報や助言が付加されているが、もし記述に予期せぬ誤りがあるとすれば、その責任はすべて筆者が負うべきものであることはいうまでもない。

(*1)正式名称は「ヴォルフガング・ゲーテ・ユニヴェルジテート・アム・マイン」(Wolfgang Goethe-Universität Frankfurt am Main) というが、本報告書では通称(略称)を用いる。他の大学名についても同様である。

2. 西ドイツの大学の類型

本論に入るに先だって、留学生を受け入れる西ドイツの高等教育機関と学位制度の概要について述べておく。

2.1. 西ドイツの高等教育機関の分類

西ドイツの高等教育機関は、まず、「アビトゥーア」(Abitur)を入学資格とする学位・教授資格授与権をもつ学術系の「大学」(Wissenschaftliche Hochschule)として、「総合大学」(Universitäten)の他に、「工科大学」(Technische Hochschule/Universität), 及び総合大学と同等とみなされる単科大学の3種がある。

総合大学(*2)は、医学、理学、工学、芸術、法学、経済学、社会科学等のコースをもち、工科大学は工学と自然諸科学のコースを持つ(工科大学の中には、教員養成コースや文学部を持つものもあり、狭義の単科大学や専門大学とは区別される)。これらの大学のコースを終えるに際しては、分野によって異なる種類の最終試験が課される。医師、歯科医師、教師、弁護士、薬剤師、食品化学分析専門家等の進路を選んだ学生は「国家試験」(Staatsexamen)を受ける。その他の分野を専攻した者

(*2)「総合大学」とは、伝統的なタイプの、多様な学問分野のコースをもつ大学である。この国では、高等教育の改革の中で、この学術型の総合大学に対して、従来存在した専門的単科大学のいくつかを統合して総合制化したり、あるいは伝統的学術教育と職業技術教育の統合という理念をもって「ゲザムトホッホシューレ」(Gesamthochschule)という名の新しいタイプの高等教育機関を創出するといった試みがなされてきた。これらの新しい改革によって誕生した大学は、日本の専門家の間では一般に「総合制大学」と呼ばれている。この訳語は、比較教育学を専門としない者にとってはたいへん紛らわしいので、それとの混同を避けるためには、別の訳語を用いたいところであるが、しかし一方では新しい言葉の採用がかえって無用の混乱を生じさせる恐れもないとはいえないので、この報告書ではあえて従来の用法を踏襲することとした。

は「ディプローム」(Diplom)または「マギステル」(Magister)の学位試験(*3)を受ける。総合大学は、ディプロームやマギステルの上位の学位である「ドクトル」(博士)(Doktor)を授与する機関でもある。ドクトルの学位取得は「プロモツィオン」(Promotion)と呼ばれる。また、「ドクトル」の上には、大学の教授の資格授与を意味する「ハビリタツィオン」(Habilitation)がある。

初等教員の養成は伝統的に「教育大学」(Pädagogische Hochschule)で行われてきたが、最近は総合大学での教員養成が増えている。従来の教育大学は、近年では、「教育学部」(Erziehungswissenschaftliche Fakultät)として総合大学に吸収合併されていく傾向があるといわれる。例えば、ケルンの教育大学は数年前にケルン大学(総合大学の一つ)の1学部に編入された(鈴木一代氏の報告による)。単科の教育大学は、教育学のディプローム(Dipl.Päd.)を授与する。また、哲学博士号(Doktor der Philosophie=Dr. Phil.)や教育学博士号(Doktor der Erziehungs-wissenschaften=Dr. Päd.)も授与する。

単科大学には、「芸術大学」(Kunsthochschule)、「音楽大学」(Musikhochschule)等がある(*4)。これらの単科大学は、建築学や意匠学、音楽、その他の芸術の分野のディプローム学位を授与する。総合大学及び工科大学、並びに神学大学や教育大学を含むこれらの単科大学の総称として「学術的大学」(Wissenschaftliche Hochschule)という名称が用いられている。

(*3) "Diplom"及び"Magister"は名称が違っただけで同等の学位である。日本の修士号に相当する学位とみなされる。歴史的には「ディプローム」よりも「マギステル」の方が古く、中世の大学で用いられた学位名称であるが、近代では「ディプローム」が一般的となった。ところが1960年頃から、後者を復活させる大学が増えている。1982年の調査資料では、「ディプローム」を授与する機関が93、「マギステル」を授与する機関が177、いずれかを選択できる機関が27ある。(Gerdi Jonen and Horst Roche (eds.), translated by DAAD for Secretariat of Standing Conference of Ministers of Education and Cultural Affairs of the Länder, The Educational System in the Federal Republic of Germany: Governance, Structures, Courses, Foreign Office of the Federal Republic of Germany, 1982, p. 37.)

(*4) 具体的には、リューベック及びハノーヴァーに所在する医科大学(Medizinische Hochschulen)、ケルンの体育大学(Sporthochschule)、シュパイアーの行政学大学(Hochschule für Verwaltungswissenschaften)、及びこの他に神学・哲学の専門大学(Philosophische-Theologische Hochschulen)がある。

これらの伝統型ないし従来型の高等教育機関とは別に、異なるコース間の移行や学際的なコースの新設を容易にするために各種の単科大学を統合再編した「ゲザムトホッホシューレ」〔総合制大学〕(Gesamthochschule)と呼ばれる、教養・学術教育と職業・専門教育とを制度的に総合した高等教育機関がある。この「総合制大学」は、総合大学、工科大学、教育大学等の学術型の大学の性格と実技を身につけた職業人育成を志向する機関として存在する専門大学(Fachhochschule)の性格とを併せ持つ高等教育機関で、ディプローム(修士)やドクトル(博士)の学位も授与する(*5)。

これらの高等教育機関の教育課程は、機関のタイプによって名称や期間(学期数)は多少異なるが、一般に前期(4学期(セメスター)、2年)と後期(4学期、2年)の2期(4年以上)に分かれている。学術的大学では、前期の履修を終え、と、「ディプローム予備試験」(Diplom-Vorprüfung)(中間試験(Zwischenprüfung)ともいう)を受ける。これに合格しないと次の段階へ進めない。後期4学期の履修を終え、と「最終試験」(Diplom-Prüfung/Magisterprüfung)または「国家試験」(Staats-examen)を受ける。最終試験では、通常専攻分野の課題に関する卒業論文(Diplomarbeit)と筆記試験及び口述試験が課される。

総合制大学の場合は、前期は「グルントシュトゥーディウム」(Grundstudium)と呼ばれ、「中間試験」(Zwischenprüfung/Diplom-Vorprüfung)を受けた後、応用に力点をおく「ハウプトシュトゥーディウム(Hauptstudium)Ⅰ」に進んだ学生は2学期(1年)の履修後、最終試験をうけ、理論志向の「ハウプトシュトゥーディウムⅡ」に進んだ者は4学期(2年)後に最終試験を受ける。最終試験の方法は学術

(*5)「ゲザムトホッホシューレ」(総合制大学)は、学術教育と技術・職業教育とを統合した新しいタイプの高等教育機関として期待され出発したものであるが、実際には期待されたほど増えていない。連邦教育科学省の最新の統計によれば、1975年には11校あったのが、その後次第に減少し、1988年現在ではわずか1校になっている。それに対し、従来型の「ユニヴェルジテート」(学術総合大学)は1975年に49校だったのが、1988年には67校に増えている。(Federal Ministry of Education and Science, Basic and Structural Data: Education Statistics for the Federal Republic of Germany, 1989/90, p. 66.)。

型の大学の場合と同様である(*6)。

以上述べたような西ドイツの高等教育機関を分類整理するならば、およそ表1のようになる(*7)。これらの大学の種別は入学資格の違いを意味する。学術的大学へ進学するには“Hochschulreife”(Abitur)が要求され、総合制大学については“Hochschulreife”もしくは“Fachhochschulreife”が、また専門大学については“Fachhochschulreife”が必要である。

表1 西ドイツの大学類型

1) 学術的大学(Wissenschaftliche Hochschule)	1 2 0
総合大学(Universität)	(67)
(工業大学(Technische Hochschule)を含む)	
神学大学(Theologische Hochschule)	(16)
教育大学(Pädagogische Hochschule)	(8)
芸術・音楽大学(Kunst- und Musikhochschule)	(29)
2) 総合制大学(Gesamthochschule)	1
3) 専門大学(Fachhochschule)	1 2 2
専門大学(Fachhochschule)	(98)
行政専門大学(Verwaltungsfachhochschule)	(24)
合計 (1989/90年度)	2 4 3

(注) 学校数は連邦教育科学省編『1989/90年度教育基本統計』Federal Ministry of Education and Science, Basic and Structural Data: Education Statistics for the Federal Republic of Germany, 1989/90, p. 66.)による。

(*6) ハウプトシュトゥディウムの場合、主専攻科目の他に副専攻(Neben-fach)として、1～2科目を選択しなければならない。そしてそれらの科目についても口述試験が課される。科目数は大学や学部によって多少異なる。

(*7) この分類及び訳語は主として次に拠った。マックス・プランク教育研究所研究者グループ著/天野正治監訳『西ドイツ教育のすべて』(Das Bildungswesen in der Bundesrepublik Deutschland, 1984), 東信堂, 1989年。

2.2. 西ドイツの大学後教育（大学院レベルの教育）について

西ドイツの大学でディプロームやマギステルの学位を取得した後、さらに上級の学位（ドクトル）の取得をめざして研究を継続することを西ドイツの高等教育基本法では、「アウフバウシュトゥーディウム」(Aufbaustudium) と呼ぶ。このための教育については、各機関は入り口（入学条件）と出口（学位授与条件）については比較的細かい規程を設けているが、その途中の教育課程（研究指導）については大学教育のように明確なものがないのが普通である。

まず入り口では、ドクトルの学位をめざす学生は、ディプロームやマギステルの学位を保持することが基本条件であり、それらの学位取得の課程で優秀な成績を残していなければならない（とくに最終試験の結果が重視される）。それらの条件を満足して研究的学習の開始を認められた後も、最低2学期（1年）間、その機関（学科）に「正規学生」として在籍して指導教授の指定するコースを履修し、良い成績をおさめなければならない。そして、指導教授が「能力あり」と認めれば、それから自分の選んだ（または指導教授から与えられた）特定の研究課題について、普通3年以上にわたる研究を行い、その結果を学位請求論文にまとめる。学位論文が受理されたら、学部・学科の教授で審査委員会が編成され、論文に関する口述試験を中心とした最終試験が行われる(*8)。これに合格した者には「博士学位授与証書」(Promotionsurkunde) が手交され、博士号(Doktorgrad)を用いることが許される(*9)。

なお、ついでに大学教員の職制に触れておくと、西ドイツの大学教員は、ふつう、①教授 (Professoren)、②助手 (Hochschulassistenten)、③学術協働研究員(wissenschaftliche Mitarbeiter)・芸術協働研究員(künstlerische Mitarbeiter)、④

(*8)口述試験は、学位論文の内容に関するものの他に、いくつかのテーマについて行われることが多い。また、大学・学部によっては、ここでも副専攻科目の履修とそれらについての口述試験を課される場合がある。

(*9)Gerdi Jonen and Horst Roche (eds.), op. cit., pp. 36-64.

講師(Lehrkräfte für besondere Aufgaben)の4種に分けられる(*10)。教授は、ドクトルの上のハビリタツィオン(大学教授資格)をもち、学識と指導力を認められた研究者であり、助手はドクトル学位を取得し、教授の指導のもとにさらにハビリタツィオン資格の取得をめざして研究を続けている研究者であり、学部生の指導、授業を分担する(*11)。彼らは、ドクトル学位論文の成績優秀者の中から選ばれる。研究員や講師は特定科目の授業、特に実的な技能の教授を担当する。彼らは必ずしもドクトル学位を必要としない。

2.3. 西ドイツの大学の学費、私立大学

西ドイツの大学はほとんどが公立(州立)であり、授業料は要らない。ただし、「学生の寄付」という形で入学金(admission fee)を6マルク徴収している。また、冬学期(Wintersemester)と夏学期(Sommersemester)のきめられた時期(通常1～2月ごろと6～7月ごろ)に行われる次の学期のための再登録(Rückmeldung)の際に、大学公共費として50～60マルクを納入する慣行がある。各大学の管理運営は医学部と歯学部のみ連邦政府の管理下におかれるのに対して、建築その他の分野は各大学毎に管理運営される。

西ドイツには私立大学は、1987年現在、教会系の学術的大学18、その他の学術的

(*10)大学教員の職制の実態は大学によって多少違いがある。ケルン大学の場合を例にとると、教授(Professoren)の他に、学術上級教師(academischer Oberräte)、学術教師(academische Räte)の2種の職がある。この場合、学術上級教員及び学術教員が日本の助教授職にほぼ相当すると思われる。これらの教員の下に助手職として、研究助手(wissenschaftliche Assistenten)、研究協働職員(wissenschaftliche Mitarbeiten)、研究補佐職員(wissenschaftliche Angestellte)等がある。ケルン大学の場合、これらの助手相当職員のほとんどが博士学位をもっているという。

(*11)鈴木一代氏によると、これまで助手を勤めていた研究者がハビリタツィオン資格を取得すると、その地位に留まることができない。ところが、教授のポストに空席がない場合は、それは失職を意味するため、あえてハビリタツィオンを取得しない者もあるという。もっとも、ドイツ学術交流会で得た最新情報では、西ドイツの大学の教授職は数年後には大量に空席が出る見込みだというので、この点状況は変わってくると予想されている。ゲオルク・ノイマン氏によると、むしろ、将来は特に理工系の分野で後継者不足が深刻化する恐れがあるという。

大学 6, 教会系の社会福祉専門単科大学15, その他の専門単科大学 9, その他の芸術大学 5, 計53大学がある。在学者数は23,000名で, 1大学当たりの平均学生数は, 約 440 名である(*12)。おしなべて, 非常に小規模であることがわかる。私立大学は, 独自のカリキュラムをもつユニークな機関として, 小規模の人数で少数精鋭教育を施すのが狙いで, 拡大の志向は持っていないといわれる。

なお, 西ドイツの留学生統計については, 巻末の付録 I を参照されたい。

3. 留学生の定義と概要

3.1. 留学生の定義

はじめに, 西ドイツにおける「留学生」の語義について若干述べておく必要がある。

日本語の「留学」は厳密に言えば必ずしも外国だけを意味しない(内地留学という語もある)が, 一般的には「外国留学」を指す。その意味の「(在日)留学生」は「外国人学生」であるが, 日本生まれの「外国籍」の学生も, 法的には「外国人学生」なので, それと区別するために「外国人留学生」というバカ丁寧ともいえるような用語が用いられている。しかし, この点は実は日本だけの問題ではない。ドイツでも同様の問題があり, そのため, 留学生に当たる用語はきわめて注意深く使用されている。日本語の「留学生」に当たる英語は, アメリカでは"foreign student", オーストラリアやイギリスでは"overseas student"であるが, 字義的にはいずれも「外国人学生」を意味する。

ドイツ語では, 留学生は"ausländische Studenten"あるいは"ausländische Studierende"と呼ばれるが, これも字義的には「外国人学生」を意味する。トルコ人など, 移住労働者二世のようなドイツ生まれの外国籍の学生は, 法的には「外国人学生」であるが, 教育上は「外国人」ではなく「内国民」(Inländer)として扱われる。このため, これらの学生は「教育上の内国民」(Bildungsinländer)と呼ばれ

(*12)潮木守一・金口恭久「西ドイツにおける大学の設置認可と評価」飯島宗一・戸田修三・西原春夫編『大学設置・評価の研究』東信堂, 1990, 113ページ。

(*13), 一般の「外国人留学生」(ausländische Studenten)と区別されている。その理由は、国籍は外国人でも、ドイツで生まれ、ドイツ語を「母国語」として育ち、したがって他の留学生と違ってドイツ語に堪能であり、通常、ドイツの中等学校卒業証書(大学入学資格)である「アビトゥーア」(後述)を持っているからである。大学進学に際しては、彼らは「アビトゥーア」を保持しているので、国籍上は「外国人学生」でも、教育上はドイツ人と同じ「国民」の範疇で扱われるわけである。西ドイツにおけるこれらの「ビルドゥングスインレンダー」に対する政策は、近年、抑制の方向で推移してきたが、エラスムス計画が軌道に乗ってくる今後(1991~92年)はさらに大きな変化を遂げると予想されている。現在西ドイツの大学に在籍する外国人学生は約 90,000人であるが、この中には移民の子弟が35,000人ほど含まれている。

3.2. 西ドイツの外国人留学生

西ドイツの留学生数及びその特色等は、巻末付録の表G-1~5に示すごとくである。表G-1から、西ドイツへの留学生数が1960年以降、急激にとはいえないものの、着実に増えていることがわかる。この表では、1985年までの25年間に3.7倍の増加を示しているが、最新の統計データ(1988/1989)では、約86,000人であるから、28年間に4倍以上に増えている計算になる(表G-5)。

西ドイツへ留学する外国人留学生の出身地域はヨーロッパが最も多く、それに次いでアジア地域が多い。国別では、トルコ、イラン、ギリシアの3国がとくに多い(表G-2, G-5)。そうしたいくつかの突出した国もあるが、しかし全体として、彼らの出身地は世界の諸地域、諸国に万遍なく広がっている。ドイツの留学交流関係者の間では、最近の新しい変化として、EC諸国からの留学生が増えつつあ

(*13)「ビルドゥングスインレンダー」は、ユーゴスラビアやトルコからの移住者の子供として西ドイツで生まれた者で、西ドイツの市民権と親の国籍の両方を持つ二重国籍者であり、18歳になればいずれかの国籍を選択することができる。かれらの家族の紐帯が強い。8年以上西ドイツに滞在したものは永住資格が取得できるので、永住ビザを取り税金を払ってこの国に住み続ける者が多い。この国で生まれた彼らの子供はむろん永住できる。外国人の移住者は正確なところは不明であるが、400万人に上るとみられる。この国で生まれたこれらの移住者の子供達は、必ずしもドイツ社会に統合されていない。

ることが指摘されている。これは、いわゆる「エラスムス計画」の進展の影響であろう。

西ドイツの外国人留学生が学ぶ高等教育機関は、圧倒的に学術型の総合大学(Universität)が多い(約70%)。しかし、専門単科大学(Fachhochschule)にもかなりの留学生が在籍している(約18%)。総合制大学(Gesamthochschule)や芸術系の大学は少ない。留学生が学ぶ機関の種類・類型とドイツ人学生のそれらとの比較では大差は認められず、基本的にはきわめてよく似たパターンを示している(表G-3)。

研究分野については、留学生の間では、医学、農学、工学、食品化学等の分野が人気があるという(後述)。しかし、統計表における留学生の専攻分野の広がりを見ると、基本的にドイツ人学生の場合とよく似ている。工学と社会科学の分野で、ある種の対照的な傾向がみられるものの、その他の分野については、ほぼ同じである(表G-4)。1985/86年のデータによると、ドイツ人学生の場合、最も多いのは、法律学・経済学・社会科学の分野(27.5%)であるが(工学は20.1%)、留学生の場合は、工学の分野(27.4%)である(法律学・経済学・社会科学は18.2%)。人文学や自然科学、医学、農学、芸術等の諸分野では、両者の間に顕著な差異はみられない。その意味では、留学生の専攻分野の広がり、全体として非常に片寄りの少ないパターンだといえよう。こうした専門分野における片寄りの少ない分布は、後述するような、西ドイツの各州文部大臣会議等による計画的な学籍配置や定員制導入の成果ではないかと想像される。

4. 入学許可要件と入学志願手続き

4.1. 西ドイツの大学の入学資格

西ドイツの高等教育機関に進学するには、入試というものはない。しかし、それに代わるものとして、西ドイツの中等学校「ギムナジウム」の最終段階で行われる最終試験(Abiturprüfung)の合格証明書である「普通資格認定書」(Zeugnis der allgemeinen Hochschulreife)またはそれに相当する資格証明書が必要である。一般に「アビトゥーア」(Abitur)と呼ばれているこの証明書は、小学校以来13ヵ年に及ぶ教育の全課程を修了したことを証明するもので、これがあれば、原則として、

希望する大学のあらゆるコースに進学できる(*14)。

普通科課程のギムナジウムでなく職業科課程のギムナジウム (Berufsoberschule や Berufliche Gymnasium) の修了者 (第13学年修了) に与えられる「特定資格認定書」 (Fachgebundene Hochschulreife) の保持者は高等教育機関において専攻できる分野について制限を受ける。また、職業科課程の第12学年修了後に最終試験に合格した者に対しては、「専門大学進学資格認定書」 (Fachhochschul-reife) が授与され、総合制大学 (Gesamthochschule) や専門大学 (Fachhochschule) へ進学できる。これらの資格保持者が一般大学への進学資格である普通資格認定書に切り替えを希望する場合は、一定の試験を受ければ可能である。

これらの「アビトゥーア」は大学進学の基本資格であるから、これがあれば基本的には全国どこの大学にでも進学する権利があることになるが、しかし専攻分野 (医学、歯学などのコース) によっては大学の入学定員 (収容能力) に厳しい制限があるため (後述の「留学生定員枠」の項参照)、実際にはどこにでも進学できるわけではない。希望が集中し定員オーバーになりやすい特別のコースの場合は、連邦政府および各州政府が共同で設置している「学籍配置機関」 (Zentralstelle für die Vergabe von Studienplätzen = Central Agency for Distribution of Placement of Students) という名の、全国の大学の入学者決定の調整権限をもつ機関が学生の配置について調整を行う。

この機関が行う調整には、(1) 定員に対して志願者が過度に殺到しない分野については、もし万一志願者が希望する特定の大学が定員をオーバーした場合は、他に適当な大学を見つけて、いずれかの大学に受入れを斡旋する、(2) 競争率がかなり高い分野については、アビトゥーアの成績及び待ち期間の長さ (の点数化) に基づいてつくられた候補者リストの順位に従って全国のどこかの大学に受入れを斡旋する、及び (3) 競争が非常に激しい特定の分野 (医学、歯学、獣医学等) については、競争試験とアビトゥーア試験の成績によって入学配置をきめる、の3種がある。

4.2. 留学生の入学資格の認定と入学許可の手続き

さて、上に述べたような入学許可のシステムは、西ドイツの大学に入学を希望す

(*14)ただし、美術・音楽の大学に進学する場合は、普通資格認定書の他に、その面での才能を証拠づける書類が要求される場合もある。

る留学生にとってどのような意味をもっているのでしょうか。

西ドイツでは、中等学校修了資格認定の基準の設定や運用規則、入学許可の手続きや学生の配置の調整等を含め、情勢の変化に適切に対応して、西ドイツの学校教育制度の運用をはかる（各州の間で不統一や不平等、あるいは不整合性が生じないように調整する）ために、「各州常設文部大臣会議」（Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland =Conference of Ministers of Educational and Cultural Affairs）という機関が設けられている。（事務局はボンに所在）（*15）。

全国のどの大学に当該コースの定員の「空き」があるかを調べ、留学生の受入れや配置について斡旋をするなど、具体的な問題の処理を行う学籍配置機関の業務も、このレンダー（各州）文部大臣会議において協議、決定されるのである。そうした意味でも、この事務局は留学生受入れに関して非常に重要な機能を果たしている。

留学生の受入れに関して明確な連邦政府の政策というものは存在しない。留学生受入れは基本的に大学の専決事項に属する。しかし、分布の片寄りを是正し、適正

（*15）西ドイツ連邦の11の州（Länder）の文部大臣から構成される会議で、連邦の法律によって設置されたものである。この会議は各州の教育政策の調整を図ることを任務としており、この会議で自治的に決定する権利を与えられている。会議は、大臣（Minister）が出席するレベルの会議と次官（Deputy Minister）レベルのものとがそれぞれ年4～5回開催される。その会議の準備を行うのが、この「文部大臣会議事務局」の仕事である。会議は満場一致を原則としている。満場一致に到達するまで議論が尽くされる。議題は教育（全段階をカバーする）、科学、特に高等教育の質を均質に保つためのシステムの調整が主である。全国の高等教育に関する連邦の枠組みないしガイドラインをきめることが任務である。この会議の正当性は連邦憲法によって保障されている。また、枠付けのための州法も存在する。

各州は高等教育に関する法律を持っているが、それによる政策をなるべく調整して共通化することが狙いである。例えば、大学納付金、入学許可の条件等に関する方針や規程、各機関における宿舎の問題、などがある。入学許可に関する州間の調整は特に大切である。なぜなら、大学は基本的に、中等教育修了者であれば大学進学志願を拒むことができないが、収容能力に限界を来したり、逆に定員不足が起こったりしたような場合に問題になる。入学者数が各州の各大学の間で著しい不均衡が生じないように調整をするのである（1990年4月8日、同会議事務局長ティアフェルダー氏及び担当官ロイル氏との面接聴取による）。

な配分を実現するためには、州間の調整が欠かせない。そのため、高等教育法の運用規程や申し合わせ事項等をこの各州文部大臣会議できめるわけである。国全体の留学生受入れに関する業務は、連邦政府教育科学省の外国人教育課（留学生課）がそれを担当する。その主たる業務は次の通りである。

(1) 出身国の学校制度（修学年数）と西ドイツの学校制度（修学年数）の比較調査（(2) の修了資格認定のため） — 西ドイツの中等教育修了は13年であるのに対して、外国（例えば日本）の多くの教育制度では12年であるから、そうした制度の違いを調べるのが入学許可の前に必要な作業となるのである(*16)。

(2) 中等教育修了資格(Abitur) の認定 — ドイツの「アビトゥーア」(Abitur) 取得のための資格試験に相当する資格試験を終わっているかどうかを調査する。前述したように、西ドイツの大学進学には、いわゆる「入試」というものがないため、ドイツの中等学校卒業（進学資格）証明書「アビトゥーア」に相当する証明として、上記の条件を満たす書類（成績証明書）の提出を求めるわけである。修了の資格認定は基本的に修業年数を基礎にして行われる（中等教育第13学年修了の資格が、大学の入学資格となる）。日本人の場合を例にとると、日本の4年制大学あるいは短期大学の第1学年を修了していれば（修業年数が13年になるし、「入試」という「資格試験」をクリアしているので）、西ドイツの「アビトゥーア相当」とみなされ、直ちに入学が許可されることになる。大学進学の経歴がなく、高卒だけの学歴で西ドイツの大学への進学を希望する場合には、修業年限が1年不足するから、(3) の資格認定特別試験を受けなければならない。

(3) 特別試験の実施 — 書類選考の段階で中等教育修了資格の認定が困難と見られた場合、あるいは、自国の高等教育機関での履修記録が、西ドイツの大学での志

(*16) この作業はそう簡単なことではないと思われる。この点について、文部大臣会議事務局長のティアフェルダー氏が述べたことを参考までに付記しておく。「各国の教育制度に関する情報を収集することも大切だが、同じ国の中の学校間較差についての適正な情報の収集(documentation) も必要である。しかし、これはたいへん難しい。成績のマーキング・システムにも国による違いがある。イギリスはその点非常にはっきりしたシステムを持っている。個々の学生について100点とか、160点とか、学校全体の中での成績がわかるようになっている。学校間較差については問題が残るが、それは報告を信頼するしかない。日本の場合、国際教育協会が発行している英文の大学案内がたいへん有用で、日本のシステムを理解するのに重宝している。」（1990年4月10日、面接記録から）

望科目を専攻する上で十分ではないと認定された場合は、「特別学力試験」(Feststellungsprüfung=special examination)が課される。

(4) 特別コースへの配置 — 上記の「特別学力試験」の結果、言語能力・基礎学力の面でドイツの大学の教育を受けるには不十分と認定された場合は、通常1年以内の期限で「シュトゥーディエンコレーク」(Studienkolleg)と呼ばれる特別コースの履修を求められる。この「シュトゥーディエンコレーク」は各大学内で開講されており、通常1年後に課される資格試験に合格すれば、「大学進学資格証明書」(Prüfung zur Feststellung der Hochschulreife)が授与され(*17)、正式に入学許可となる。

入学許可の決定は、書類審査の上で上に述べたような条件を満たしておれば、ドイツへの渡航前に行われ、本人に通知される。

4.3. 試験的入学許可

上に述べたことをボン大学のケースに即していえば、およそ次のごとくである。

ボン大学への留学志願者の受入れ(入学許可)は実際にドイツに渡航する前に決定される。しかし、アビトゥーア資格を有しない留学生(中等学校の修業年限が1年短いなどの理由で)の場合は、到着後、ボン大学でドイツ語や数学、理科等、5科目程度の学力試験を受けて、能力の証明を求められる。その結果、もし留学生のドイツ語能力や基礎学力が不十分であることが判明した場合は、正規の学生としての履修を開始することができない(*18)。それに先だって、ドイツ語の研修と基礎科目の補習を受けるよう大学の外事課から指示される(いわゆる「シュトゥーディエンコレーク」の履修)。

ボン大学のガイスラー教授によると、留学生の中でもシリアやイランなど、中近東出身の学生やアフリカ出身の留学生は中等教育が不十分で、ドイツの「アビトゥ

(*17)Gerdi Jonen and Horst Roche (eds.), *op. cit.*, p. 34. 脚注参照。

(*18)留学生のためのドイツ語能力証明試験(Hochschulsprachprüfung)はそれぞれの大学で実施される。渡航前にゲーテ・インスティテュートで履修したドイツ語の中級以上の免状をもっている者はこの能力試験を免除される。また、日本人学生の場合、学部卒業者はドイツの大学の間試験の直前の課程から履修を求められ、中間試験に合格することが正規学生として認められる条件となるという(この項、鈴木一代氏による)。

ーア」に相当する学力がない者が多いという(*19)。彼らは大学の外事課が指定する留学生言語コースで、6ヵ月間、ドイツ語以外にも、数学、化学、物理、第2外国語(*20)、文学、生物、地理などを履修し、最終試験を受けなければならない。最終試験に合格するまでは「正規学生」とは認められない。教育学部 (Institut für Pädagogik) の留学生の場合でいうと、150名中 20～30名がこの最終試験をクリアできないという。最終試験は、医学、歯学、薬学の3つのコースに関しては、他の一般の専攻分野とは異なる特別の種類の試験が行われる。

DAADの担当者の説明によると、ディプローム(修士)相当の学位を保持する者が西ドイツの大学でドクトルの学位取得をめざす場合、書類選考の段階で(渡航前に)入学を許可されたとしても、最初の1年は「試験的入学許可」("trial admission" to doctorate) とでもいうべきもので、1年間、大学(教授)はその学生に能力があるかどうかを観察するという。1年後、2～3科目の試験を受けて、その成績により最終的に入学許可の決定がなされる。その許可を得た学生を「ドクトランデン」(Doktoranden=Ph.D.candidate) という。

4.4. 留学生の入学志願・許可の手続き

各大学において留学生の入学許可や履修に関する業務を司る機関は、外事課「アカデーミッシェ・アウスランツアムト」(Akademisches Auslandsamt)と呼ばれる。西ドイツの大学に留学を希望する学生は、各大学の外事課へ直接連絡をとり、必要書類を整えることになる。

(*19)留学生は、物理学、化学、生物学、数学などの自然科学の分野に多い。芸術、哲学、言語学のような分野は非常に少ない。ボン大学の学生総数は約4万2千人であるが、教育学関係の分野は約8000名で、留学生は約300人でそのうちの2～3%に当たる。

(*20)連邦教育科学省の担当者によると、西ドイツの学校制度では、初等・中等教育が13年間であり、11学年目に第1外国語を、12学年目に第2外国語の学習を開始する。つまり、一般教育と第2外国語の教育は日本では大学で開始されるのと違い、ドイツでは中等教育で開始されるわけである(外国語の教育のためには、中等学校在学中に外国の学校と協定を結んで相互交流をやり実践的に力を磨く機会を与える)。このために、留学生は「アビトゥーア相当」の資格を得るためには第2外国語の履修を要求されるのである。

入学志願・許可の手続きについて、文部大臣会議事務局から発行されている冊子『西ドイツの教育制度』(*21) (DAADによる英訳版がある) は、次のように述べている。

「留学生はまず、希望する大学とコースを自分で選定して、その機関（外事課(Akademisches Auslandsamt)）へ直接、願書に必要書類を添付して提出すること。その際、書類は次の諸点を証明する内容のものであることが必要である。

－ 自国あるいはこれまで修学していた国の最終学校で履修した科目の成績が、まず自国の高等教育機関に進学して勉学を続けることのできる能力を示すものであること。

－ 自国あるいはこれまで修学していた国の最終学校で修得した知識が、ドイツの高等教育機関において修学の成果を上げるのに役立つものであること。

－ ドイツ語の能力が十分であること。」(*22)

これに加えて、留学生は願書を提出する際、留学の必要経費を負担できるという財政能力を証明する書類を提出しなければならない。ドイツの大学は自国学生も留学生も授業料は不要であるが、生活費の負担能力があるかどうか怪しい場合は入学を拒否される。前記の『西ドイツの教育制度』（1982年版）も、「西ドイツの大学の教育は基本的に“フルタイム”で行われるので、アルバイトで生活費を稼ぐといった暇はない」とわざわざ注意を促している(*23)。

ここで、入学志願・許可の手続きをフランクフルト大学の場合についてみると、およそ次のごとくである。

フランクフルト大学の学生数は、学部学生及び研究学生(*24)を含めて、約 33,000 人が在籍している。そのうちの約 3,000 人が外国人学生であるが、その40%は、国籍は「外国人」ながら教育上「国民」と同様の扱いを受ける、いわゆる「教育上の

(*21)Gerdi and Horst (eds.), 1982, op. cit., pp. 33-34.

(*22)Ibid., p. 35.

(*23)Ibid., p. 35.

(*24)西ドイツには日本やアメリカのような課程制の大学院は制度化されていない。大学を卒業した者（修士(Diplom または Magister)の学位を持つ者）は、「ポストグラデュエート（学部後）教育」として行われる博士号取得のための指導を受けるが、ここで「研究学生」とは、この対象学生を指す。

内国民」(ビルドゥンクスインレンダー)である(前述の「留学生の定義」の項参照)。外国人学生の出身国はさまざまで、広く世界92カ国にわたっているが、多数を占めるのはギリシア、トルコ及びアメリカである。

フランクフルト大学では、入学志願者の願書は年2回受け付ける。正式願書提出に先だって、問い合わせが毎年4,000通ほどくるが、実際に願書を提出してくるのは1,500~2,000人くらいで、そのうちの400~500人が入学を許可されるという。しかし、入学を許可された者のうち200人くらいが、実際に来学してからの語学力検査でドイツ語履修を義務づけられるという。

大学の外事課では、願書の審査に当たっては、提出された成績表から平均点を算出し、ドイツのシステムにしたがって翻訳するが、問題は成績評価(marking system)の基準が国によって異なることで、そのため、各国の成績に関するランキング・システムを確立する必要がある。この点については、ボンにある中央学籍配置機関が高校卒業認定資料の取扱いをしているので、そこに問い合わせたり、資料を取り寄せたりするという。

大学の入学許可の手続きに関しては、すべての学科・課程が完全自由競争である。留学生の入学許可の権限は各学部学科にあり、それぞれの自由裁量によってきめている。大学全体としてきめた標準的な手続きというものはないとのことである。ただし、フランクフルト大学の場合、オランダ、フランス及びオーストリアの3国とは単位認定に関する国家間の相互協定(いわゆる“bilateral agreement of student exchange”)があるので、その限りで入学許可手続きに制約を受けるという。

5. 留学生の入学定員枠について

5.1. 留学生の定員枠の設定とその理由

前に、一部の専攻分野については、定員に対し志望者が多いため、アビトゥーアを持っていても無条件入学許可が困難で、特別の選考が行われる場合があることに触れたが、この問題は留学生についてもいえることである。西ドイツでは、それらの特定分野に入学を希望する留学生の取扱いについては、1978年6月23日に作成された文部大臣会議の合意書「学生の配置に関する州間協定」(Staatsvertrag über die Vergabe von Studienplätzen = Agreement on the Allocation of Study Places), およびこれに基づいて制定された規程(Verordnung zur Durchführung des Staatvertrages über die Vergabe von Studienplätzen [Vergabeordnung])に依拠

して処理されることになっている。

これは具体的には、医学、歯学、獣医学、薬学の4分野については、留学生の入学は定員の6%まで認めるというものであった。また、それ以外の入学者数制限を設けられている科目(*Numerus Clausus* subjects)については、8%まで留学生の入学を認めている(*25)。これは明らかに、一種の「クォーター制」(定員割当制度)である。

では、入学定員に制限のない分野についてはどうか。前にも触れた『西ドイツの教育制度』(1982年版)は、そうした分野について次のように述べている。

「(他の分野のコースに関しては)留学生の入学に対して割当制度は設けられていないが、一般論としては、制限のない分野の場合でも、留学生は全学生数の12~15%を超えることはないといえよう。留学生の出身国によって割り当て数を設けるようなことも行われていない。従って、定員に余裕がある限り、留学生を受け入れることは各機関の自由である。」(*26)

このような制限の対象となるコースは、情勢の変化に応じて多少変わるようで、文部大臣会議事務局の担当者に確かめたところでは、調査時(1990年4月)現在では、建築学、経済学、生物学、医学、コンピュータ科学(情報科学)、心理学、及び薬学の7つの分野がその対象になっているとのことであった(いつから、どのような理由で変わったかについては聞き落とす)。文部大臣会議事務局長の説明をここで引用しておこう。

「これらの分野は志願者が集中しやすい分野である。定員に余裕がある場合は、この枠を考慮する必要はないが、特定の分野にドイツ人学生の入学希望が殺到し、また留学生も集中した場合、ドイツ人学生が留学生の増加によって閉め出されるような結果になってはまずいし、また反対に、留学生がこれらの分野には全く進学できないというのでも困る。そうした状況を未然に防ぐために、志願者が集中する傾向のある特定の分野については、このような枠が設定されているのである。少なくともこのパーセントまでは、留学生の希望があればその定員数を留保しなければならないともいえるわけである。」

(*25)Gerdi and Horst (eds.), *op. cit.*, pp. 34-35.

(*26)*Ibid.*, p. 35.

ところで、連邦教育科学省の留学生課のドレッツアル氏によれば、特定の分野に関して留学生のための特別定員枠として設けられている6%枠の中には、先に述べた外国籍永住者（教育上の内国民）「ビルドゥングスインレンダー」も含まれるという。

また、留学生のために留保されている定員枠の6%という数字は、あくまでも全国レベルにおける入学定員総数に対する枠である。言い換えれば、当該コースに関する全国の大学の入学定員の合計数に対する留学生の許容数（割合）の平均値である。したがって、実際にすべての機関が一律にこの数字を維持しているわけではない。当該コースにおける留学生の実際の在籍率は、施設や教授陣の余裕の大きさが関与するので機関によって違いがあり、同じ機関でも年によって変わるということである。連邦教育科学省（ドレッツアル氏）の説明によると、ドイツの大学における学生定員の枠を決める要因は主に二つがあるという。一つは、学生が要求される履修時間の多寡である。西ドイツの大学では「履修規程」(Studienordnung= Study Orders)によって、学期ごとの履修科目の履修時間(Semesterwochenstunden = Semester Hours)がコースごとに定められている。履修時間はコースによって違う。もう一つの要因は、それらの履修時間をカバーできる各学部学科の教員数である。教授陣を構成する教員のすべてが常に授業や学生指導に従事できる状態にあるとは限らない。研究の必要から大学を一時的に離れたり、人材難から空席になったポストを埋められなかったり、さまざまな理由から毎年、毎学期に大学の学科の学生の受入れ・指導能力は変わるのである。もちろん、公式的には、法律によって定められた全国共通の定員の算定方式があるので、それに則って受入れ能力が決められるのが原則であるが、実態はその通りにはいかない。収容能力の計算は実際には非常に複雑である。

この定員の問題について、ドレッツアル氏は、次のように説明した。

「例えば、医学部を例にとってみよう。1990年現在の全国の医学部の定員を合計して、仮に約6,000人になったとすると、その6%、つまり360人が留学生のための留保分となる。その数を全国の各機関の収容能力に応じて配分する形になる。ある機関で医学部の定員が45人から50人だとすると、3人とか、せいぜい4人程度が留学生のために留保されることになる。しかしそうした制限はごく限られた分野だけで、それ以外の分野では留学生が30~40%を占めるというケースも有り得る。このように定員枠があるコースでは、6%というのは上限であるから、留学生はこの枠内で相互に競争することになる。競争のベースは成

績である。留学生は従って、いくつかの大学に掛け持ち志願をすることになる。」

留学生の各大学への配置は第1次的には留学生自身の希望によってなされるが、希望大学に定員に余裕がない場合は、前にも触れた入学者配置を担当する中央学籍配置機関(Zentralstelle für die Vergabe von Studienplätzen = Central Agency for Admissions and Distribution of Placement of Students)が、上に述べた入学定員配置の諸原則に照らして他の大学に空きがないかどうかを調べ、留学生との交渉のもとに受入れ先探しを行うシステムになっている。

5.2. 定員枠比率の根拠

この6%という数字の根拠を連邦教育科学省、文部大臣会議、DAAD等の関係者に尋ねてみたが、「これには特別な根拠なり理由があるわけではない」というのが共通した答で、確たる理由の説明は得られなかった。ちなみに、西ドイツでは、高等教育人口中に占める留学生の比率の全国平均が約6%である。一見、このことと関係があるようにも見えるが、この数字が設定された1978年頃の西ドイツの大学における留学生の割合は5%以下であったから、それが根拠になったともいえないようである。文部大臣会議事務局の担当官は、次のように述べた。

「これらの留学生のための定員留保率が、全学生数における望ましい適正比率であるというわけでは必ずしもない。この数字の根拠が何かを厳密にいうことは難しい。例えば、あるよく知られた工科大学(Aachen, Rheinisch-Westfälische Technische Hochschule)は、留学生の制限などいっさい設けず、定員に余裕があれば留学生をいくらでも受け入れる体制をとっている。入学の資格条件を満たしている限り、留学生の受入れに制限はない。しかしこれは大学によって違いがある。どれだけの比率で留学生受入れをするかは各大学の自由裁量に任されている。アーヘン工科大学の場合、全体の10%を留学生が占めているが、全国の大学を平均すれば6%くらいである。」

また、教育科学省のドレッツアル女史も、報告者の質問に答えて「6%という数字の根拠は別にはっきりしたものがあるわけではなく、ただ、それぞれの機関の収容能力を計算して(全国の合計)、入学定員の限度を計算した結果である。」と述べ、西ドイツの大学における入学定員の決め方及び留学生定員枠の適用の実際について次のように説明した。

「西ドイツの大学の学生定員に関しては、別に自国民学生を優先的に受け入れるという方針はない。先述のいくつかの特殊領域を除き、大学の方に収容能力（スペースや教授陣）に余裕がある限り国籍を問わず受け入れるのが原則である。それは西ドイツの憲法によって保証された権利である。

現在、西ドイツの全国大学の定員の総計は約85万人であるが、実際にはその倍に近い150万人が在籍しているとみられる。つまり、定員と実員との間には大きなギャップが存在しているのが実状である（もっとも、これには週に1度だけ大学に出て来るパートタイムの学生も含まれている数字であるから、現実には教室が学生で身動きならないほど溢れかえっているというわけではない）。そうした180%に及ぶ定員オーバーの実状を改善するために、臨時にスペースを増やすとか、負担加重になっている分野（コース）や新しい研究分野の教職員定員を増やすとか、必要な予算措置を講じるなど、全国レベルの調整が行われている。しかし社会的に需要の大きい分野は時代とともに変わって行くので、それに対応して教授陣容を弾力的に整えることが必要となる。教職員に関しては、教授のような専門職分野のポストと行政・事務職分野のポストについては、定年退職者のポストを一時的に別の分野に回すとか、そのポストを永久に廃止するとかの措置で急場を凌ぐことが行われざるを得ない(*27)。そうしたことは、大学は州立であるため予算を握る州政府が決定することができる。各大学の定員は州政府によって決められる。各大学の教授陣の能力（分野と員数）が定員（収容能力）を決める主たる要因であるといえる。」

留学生特別枠について、大学の現場ではどう受け止められているのだろうか。次

(*27)西ドイツの大学における教授の身分と定年制について、連邦教育科学省のドレツァル氏の説明を付記しておく。「教授の定年は男子65歳、女子62歳である。西ドイツの大学の教授の身分は“公務員”(civil servernt status)であるため、公務員規程に従って退職年齢も決められている。退職した名誉教授はある種の権利を保有し、大学の研究施設の利用や授業を行うこともある。給料は受けないが年金をもらえる。研究費はプロジェクトを持つ場合はそれから出るが、それがなくても、実験室の使用や研究室の秘書業務の利用などはできる。研究と教育の権利は90歳くらいまで継続できる。実際87歳まで続けた例がある。もっとも、若手に道を譲れとの声もあるので、将来はこの慣習も変わると思われる。」

の引用は、フランクフルト大学の外事部長ピアヴィルト氏のコメントである。

「原則として、留学生のための特別枠(reserved place)というものはないが、ただいくつかの特殊な専門分野に関してのみ定員の6%程度を留学生のために留保することが、各州(Länder)の文部大臣会議の同意のもとに行われている。特殊な専門分野とは、医学、歯学、薬学、心理学、などである。この6%の根拠ははっきりしないが、教育条件(施設設備、教員数等)や収容能力を考慮したものと思われる。現在西ドイツは出生率が低く、将来は学生人口の減少が予想される。しかし、留学生が無制限に増えてドイツ人が憲法上保障されている権利を奪われるようなことになっては困るという配慮がある。そこで、ドイツ人にとって“許容し得る上限”(“tolerable majority”)が6~8%という数字であると考えられる。」

5.3. 留学生定員枠についての将来の動き

また、文部大臣会議事務局では、留学生定員枠の将来の変化の可能性について尋ねたところ、次のような回答が得られた。

「留学生の入学定員(収容能力)をはっきりきめることはたいへんむずかしい。留学生の志願者数、教授陣容、専攻分野など、諸々の要因によって留学生の志願者数は年々著しく変動するからである。総合大学の工学部や工科大学や専門単科大学などでは、これまで、留学生の受入れに制限を設けない“free admission policy”をとっていたが、最近では、留学生の志願者が急激に増加しているため、入学定員の10%までに制限しようとする動きを見せ始めているところもある。教授陣の強化などは、もしなされるとすれば、もっぱらドイツ人学生の増加をみて行われるもので、入学定員を留学生の増加に対応して決めるとか、教授の数を増やすとかいったことはドイツでは考えられないことである。」

もともと、この定数枠についての情報は、西ドイツでの調査を開始したフランクフルト大学でピアビルト外事部長から聞いたのが最初であった。これは興味深い問題なので、首都ボン訪問に際して、連邦教育科学省や各州文部大臣会議やDAAD関係者等にそれをさらに詳しく尋ねたわけであるが、その追究結果は上に述べたとおりである。

6. 西ドイツの大学における学位取得の問題点と改善への動向

西ドイツの大学に入学を許可され、正規の学生としての履修を開始して学位を取得するまでには、いくつかの関門がある。学生は、4学期[セメスター]（2カ年）毎に行われる試験を合格しないと退学になる。西ドイツの高等教育の概要の項で述べたように、まず予備試験／中間試験に合格し、さらにそれから4学期（2年）後の最終試験に合格すれば、「ディプローム」の学位が与えられる。しかし、これは最低年数の場合であって、実際にはこの年数をはるかに超える期間在学するようである。

ケルン大学（心理学科）の場合を例にとると、ここでは、4学期在籍して所定の単位を取得すれば中間試験を受ける資格ができるが、ほとんどの学生はさらに1～2学期を中間試験準備に当てるといふ。なぜなら、再受験は1回しか認められず、再受験で不合格になると、特別な場合を除き退学となってしまうからである。中間試験に無事合格したのち、さらに4学期以上在学して所定の単位を履修すれば最終試験を受ける資格ができるが、大部分の学生は最終試験受験に到達するまでには6～8学期はかかるといわれている。事実、14学期以上在学する学生も少なくないといふ（*28）。最終試験に合格して卒業論文を書き、それが受理されて初めてディプローム学位が授与されることになる。

ディプローム学位は、ドイツでは大学の卒業資格を意味するが、他の国との比較の上では、「学士」というよりも「修士」(Master)に相当するものといえる（*29）。ディプローム学位は中世ドイツの大学で用いられていた「マギステル」(Magister)に当たるもので、現在でも（1956年に復活）、一部の大学ではマギステルの学位名称を用いている（脚注3参照）。西ドイツの大学では、入学後4学期経過してから

（*28）ケルン大学のケースについては鈴木一代氏による。

（*29）ちなみに、ドイツの大学には「学士」という学位称号は歴史的に存在しない。

「学士」(Bachelor)は、「修士」(Master, Magister)のための準備教育を受けた者に対する資格認定としてイギリス（オックスフォード大学）で始まったといわれている。詳しくは、江淵一公「留学生と学位－国際化の視点から－」『留学交流』1990年8月号所収、を参照されたい。

行われる中間試験に合格できずに大学を去る学生（留学生を含む）がかなりいるといわれる。文部大臣会議事務局の調べでは、合格率は72～82%だという。

ディプローム／マギステル学位の上の「ドクトル」学位は研究者として認められるための基礎条件であるが、この学位を取得するには、ディプロームを取得してからさらに最低 4～5年、ふつう 7～8年にわたる研究の継続を要求されるといわれる（*30）。ドイツの大学では、アメリカや日本と違って、はっきり制度化された「博士課程」といったような、はっきりしたコースが設定されているわけではなく、教授が指定するテーマ（もしくは教授と相談の上きめたテーマ）についての研究を行い、博士論文を書き、その審査の口述試験に合格してようやく博士号が授与される、というのがこれまでのポスト・グラデュエート段階の教育方式であった。

このように博士号授与のための教育課程や明確な基準というものがなく、西ドイツでは現在問題になりかかっている。留学生受入れ関係者の間では、西ドイツの大学における博士（ドクトル）学位取得のむずかしさがドイツへの留学生の増加を阻んでいる理由の一つであるといわれている。DAADのある担当者は次のように述べた。ここには、日本の文系博士学位の取得の困難さとよく似た状況がみられる（日本よりはまだましといえるが）。

「これまで、ドイツの大学では博士号（ドクトル）を取得するのがむずかしかった。大学卒業後、大学に残って研究を続け、教授から論文を出してもよいといわれるまでにかなりの年数がかかった。平均で7～8年、学期数では14～16学期もかかることが少なくなかった。このため、博士になるのは最も若くて31歳くらいになった。「学問の自由」の観念のため、博士号の基準というものがなく（構造化されていない）、その結果、学位の取得はきわめて混沌とした有り様であった。こうした状況に対して、留学生から、ドイツでは学位基準が明確でなく、学位取得に時間がかかりすぎるといふ不平不満が出ている。それに応

（*30）学位取得に要する年数は、大学・学部・学科によってもかなり異なるようである。ディプローム論文のテーマを発展させて研究を続けることができる場合は比較的はやくドクトル学位の取得に達するという。ケルン大学の場合、口述試験は1年に4回（1月、2月、5月、7月）実施されており、学位論文が完成した段階で、学生は口述試験の準備にとりかかる。論文の審査は指導教授の他にもう一人の教授がつき、2人によって行われる。口述試験は、主専攻の科目について1時間、副専攻の科目、2科目について各30分が当てられるという。

えるために、最近、博士号授与の基準を明確にしようとする動きが出ている。」

従来のポスト・グラデュエート教育（ディプローム取得後の教育）は、教授の指示にしたがって文献を自分で渉猟し勉強を進めるほか、大学の研究チームに博士号志望の留学生を参加させ、それを通して指導をするという、一種の徒弟制的な考え方に立っている。そのため、教師との個人的な人間関係に依存する部分が非常に大きいといわれる。その結果、例えば、化学の分野では「ディプローム」の学位取得後、数年の研究で90%の学生が博士号を授与されるのに、物理学の分野ではわずか30%しか博士号をもらえないといった顕著なアンバランスな状態が生まれることがあるという。こうした不均等状況が自然科学の領域においてさえ生まれているとはいささか驚きであったが、最終試験の実際や論文指導の実態は、制度的に“標準化”されていないだけに教授による個人差が大きいようである。博士号の場合、とくに最終試験は5時間程度の筆記試験もあるが、数年間かけて行われる実験や調査の結果をまとめた学位論文の審査が重視される。その過程では、指導教授の実験的（調査）研究プロジェクトに参加し手伝うことを求められるが、学位を貰いたい学生にとってそれを拒むことはむずかしい。「教授にとっては、安上がりで助手を雇ったようなものだ」と関係者はいう。要するに、西ドイツの大学のポスト・グラデュエート段階の教育に関しては、教授と学生の個人的な人間関係に依存する部分が非常に大きいといえるようである。

前に引用したDAAD担当者コメントの中にも触れられているように、このような現状に対して、最近ある種の変化が起こっている。まだ多いとはいえないが、いくつかの大学では、「大学院課程」と呼ばれるようなもの（アメリカの大学院のような形の教育課程）を整備する考えが最近出てきている。しかし、そうした方向への改革が急展開をみせているふうでもない。すぐにでも実現可能な改善の方法としては、学位論文をドイツ語以外の言語で執筆することを許可することで、そうした改革は現在急増中だといわれる。昔はドイツの大学で「博士学位論文」といえばラテン語で書いたものだというのが、いまは一部の特殊な学科の場合を除き、論文はドイツ語で書くのがふつうである(*31)。

(*31) 現在でも、神学や医学、法律学の分野では、ドクトルの学位をとるためにはラテン語の知識を求められるという(Gerdi Jonen and Horst Roche (eds.), *op. cit.*, p. 63.)。ケルン大学では、ディプロームやマギステルの学位の場合も、文学部哲学科ではラテン語が義務づけられているという。

しかし、DAADの調べでは、学位論文の指導はもちろんドイツ語で行われるが、学位論文そのものは英語で書くことを認める大学が、最近では急増しているという。その理由は、インドネシアやタイからの留学生にとって、ドイツ語で論文を書くのは非常に難しいからである。むしろ、これは指導教授や所属学科によって異なる。一般に英語の論文を認めるのは自然科学の分野が多いという。DAADの調べでは、特殊な例外として、工学の分野で英語で指導しているケースがあるが、英語を教授言語にしている（授業を英語で行う）ケースはなく、授業はすべてドイツ語で行われているということである。DAADのフォス氏は、「発展途上国の学生に対しては、ドイツ語以外の言語による授業を考えるなど、特別の配慮をすべきだとの意見もあるが、しかし、教育上、自国学生と留学生とを差別すべきではないという考え方の方が強い。」と述べた。

7. 留学生と言語の問題

文部大臣会議事務局のティアフェルダー局長は、ドイツの大学が外国人にとって魅力が薄い（のではないかと自分達が考えている）理由として、先に述べた博士学位取得の難しさと共に、もう一つ言語の問題をあげた。ドイツ語は英語ほど普及していないために損をしているという認識があるようである。「なぜなら、トップの学生はドイツへ来ず、アメリカへ行くと考えられるからだ。」という。このような事情を改善するために、ドイツは各国主要都市におかれているゲーテ・インスティトゥート（通常DAAD会館に併設）のようなドイツ語教育講座を通してドイツ語の普及に努めているという。日本と似た面もあるので同氏の言葉を引用する。

「ドイツ語は外国では英語のように普及していないし、諸外国の各大学でも教えられていない。特に戦後は、世界的にドイツ語への需要が少なくなった。ドイツ語の習得は（英語に比べて）難しいといわれる。ドイツはフランスやイギリスのような植民地を持たず、したがって、第三世界の諸国との間に緊密な言語的連携を持たない。そうした点が、ドイツへの留学生の招聘を困難にしている理由である。戦後はドイツ留学のための奨学金を増やしてきたが、しかしそれほど顕著な増加ともいえなかった。ドイツの大学は授業料はとらないので、その面の経費はかからないが、生活費の援助資金としての奨学金は必要である。しかし、奨学金の増加と同時に、ドイツ語の習得を容易にすることが必要であ

る。さらにドイツへの優秀な留学生を増やすには、まず入国ビザの取得を易しくし、大学の教育の質を高め、魅力あるものにすることが必要だと考えている。中でも、ポスト・グラデュエート段階の教育の質の向上が重要であると思う。

各州文部大臣会議では、しばしば、留学生にとって魅力的なドイツ留学とはどういうものかについて論議されることがある。われわれが目下、最大の関心を寄せているのは、なぜあれだけ多くの学生がアメリカの大学へ留学するのかということである。アメリカの何があのように留学生を世界中から引きつけるのか。それに引き替え、ドイツの大学はアメリカの大学ほど魅力的でないのはなぜか、といったことが話題になる。」

フランクフルト大学の外事部長ピアヴィルト氏は、一般に若い留学生はドイツ語をマスターするのが速いという。入学してすぐマスターする学生が多い、と。ただ、それには国による違いが若干あり、アラブ諸国からの留学生は速いが、他方韓国からの留学生は比較的遅いということである。フランクフルト大学の外事部では、ドイツ留学志願者に対しては、ドイツ語の学習は渡航後の集中学習も効果的ではあるが、原則として、渡航前に各国主要都市に開いているゲーテ・インスティトゥートで十分受けるように指導しているという。

西ドイツの留学生受入れに関心をもつ人々が語る最重要課題は、以上述べたように、博士学位授与制度の改善とドイツ語教育の推進の二つであるが、もう一つ、まったく別の視点として、文部大臣会議では、西ドイツの大学を「世界の大学」にするための改善策論議に関連して、西ドイツの大学間に較差がないことが話題になることがあるという。他の国でもしばしば聞くことであるが、西ドイツの各大学は研究の平均水準からみて相互間の較差がほとんどないというのが一致した評価である。「もちろん、教授陣容の差異はあるし、それによって、例えば、経済学なら〇〇大学が強力である、といった評価はあるが、それほど顕著な差とはいえない。むしろ、教授達の間には研究上の競争はあるが、しかし教育の面ではそれほど大きな差異はないというのが常識である。基本的にはどの大学も同じレベルで、似たようなものである。」とティアフェルダー氏はいう。

このことが、志願者（留学生を含む）の地域的片寄りの是正（そして中央学籍配置機関の配置事業の実行）を容易にしているといわれる。ところが、その一方で、較差が少ないという特色が西ドイツの大学を魅力に乏しいものにしてしまうとしたら、たいへん皮肉である。「どこかの大学が抜きん出て優秀だということになれば、トップの大学を求めて留学生が殺到するかも知れないが、どこがトップなのか、分野によってまちまちであり、平均すればどこも似たような水準にあるドイツの大学は、

外からみて魅力に乏しいのかも知れない。」とティアフェルダー氏はいう。ドイツにもかつてはエリート大学と大衆大学といった考え方があった。しかし、伝統は急速な勢いで変化しているので、20年、30年前の優秀な大学がいまも優秀とは限らないということである。国の政策も、ドイツの大学が均質化する方向で進化を遂げるのを支えてきたといえるようである。ドイツの大学を魅力あるものにするための方策として、文部大臣会議で、先に触れたようにポスト・グラデュエート段階の教育（博士課程）の整備が論議されているが、このことの背後に、そうした認識がいくらか働いているとすれば、たいへん興味深い。

8. 留学生の住居（宿舎）の問題

西ドイツでは住宅問題は非常に深刻である。単に留学生だけでなく、ドイツ人にとっても住宅の確保はたいへんな問題である。毎年家賃は10%から15%値上がりしているという。とくに最近では、東ヨーロッパからの移住者の流入で西ドイツの都市はどこでも住宅難に陥っているようである。そうした中で、留学生は宿舎の確保に困っているが、しかし、この問題をめぐって公的に留学生のためにとくに手が打たれた形跡は見受けられない。

DAADの担当者は、「正直に言って、政府は留学生の住居問題を真剣に考えているとは思えない。関心を持っていないようだ。」と批判したが、しかしその一方で、ドイツ市民自体が住居の確保には苦勞し、ドイツ人学生も安い家賃の快適な住居を見つけることに難渋しているのだから仕方がないという面もあると述べた。国民の住宅問題で手いっぱいの政府には、留学生にまでは手が回らないといった感じである。1972年に一度、連邦政府が全学生（単に留学生のためだけではない）の15%を収容できる規模の宿舎を建設する計画を立てたことがあったが、結局実現しなかったという。DAAD担当者は、「この宿舎問題が留学交流の促進にとっては最大の障害となっている。しかし、現在のところ、DAADでも宿舎確保のために特別の援助をするといったことはなされていない。」と述べた。

連邦教育科学省を訪問した際、留学生のための宿舎問題について尋ねたところ、現在連邦政府では、各州の政府と共同して学生用宿舎を建設する計画を進めているということであった。ドレッツアル留学生課長によれば、「残念ながらドイツ人は必ずしもすべてが開かれた心の持ち主ではない。とりわけ第三世界の学生に対する態度に問題がある。宿舎の問題は、出生率が上昇している事実にも照らしても放置し

ておけない。」という認識が政府関係者の間でも強くなり、1980年代初めに新しい計画がたてられたという。この計画は連邦政府と各州政府とが建設経費を折半して負担することにより学生のための宿舎を建設しようとするものである。各州は連邦政府に協力することをきめ、向後数年を目途に300万マルクを計上し、学生 20,000 人分の宿舎が建設される予定だという。しかし、この宿舎は全学生を対象とするもので、留学生だけを対象とするわけではない。そして西ドイツでは、留学生の50%がベルリンに集中し、ベルリンの住居環境が最も深刻であるため、建設場所はベルリンになるだろうという。

この建設計画は、もともと、エラスムス計画によって今後急速に増えると予想されるEC出身の留学生の受入れに対応することが主たる動機となって立案されたようである。連邦教育科学省によると、エラスムス計画による留学生の流入は年間約2,000人に及んでおり、1992年には4,000人を越えると予想されている。そして、エラスムス留学生は長期滞在より、1～2学期だけ滞在する短期滞在の留学生が多くなると予想されるため、通常の場合に比べてよりいっそう宿舎確保がむずかしくなる心配があるという。この点は、実際すでにフランスで兆候が現れていることである（フランスについての報告参照）。

こうした状況の中で、とりわけEC外からの留学生の宿舎に関する困難が倍増する恐れがあると関係者は懸念している。西ドイツの大学は原則として、学生用の宿舎の準備や世話は行わない。ただ大学によっては、学生組合や教会が所有する宿舎があってその中の若干の戸数を留学生のために留保している場合があるが、そういうケースは非常に少ないようである（数は確認できなかったが）。実際には、学生たちは、学生どうしの口伝えで適当な宿舎を探す場合が多いという。学生専用宿舎がない場合は、学生3～4人で3～4部屋付きのアパート（通常、洗面所・台所は共用）を共同で借りて住むことが多いようである。

学生の宿舎の世話は、最も一般的な形としては、「ドイツ学徒援護会」[ドイツ・シュテュデント・ヴェルク] "Deutsches Studenten-Werk" (German Office for Students) が行っているものがある。この機関の資金・運営費は州から支出されているが、これは大学とは別の独立した機関である。ドイツの大学の伝統として、大学は学問にのみ責任を持ち、他のことにはいっさい関わらないという考え方がある。この伝統が、宿舎の管理運営や学生食堂の経営等には大学が関与しない理由だという。どの大学にもこの「ドイツ学徒援護会」があるが、大学とは別の機関である。また、各大学（総合大学）にはすでに触れたように、「外事課」（ないし外事部）[アカデミッシェス・アウスランツアムト] (Akademisches Auslandsamt) という部局がある。（連邦教育科学省では、現在、専門大学にもこの種の外事課を設

置しようと準備を進めているという。)これは大学の組織の一部であるが、留学生の入学許可手続き、履修に関すること、カウンセリングなどを取り仕切るところであり、宿舎の世話まではしない(*32)。

先述したように、ドイツでは、大学は留学生のために宿舎を用意する責任は負っていない。しかしながら、こうしたドイツの大学の伝統的な考え方は、留学生にとってはたいへん理解困難なことであり、多くの不満が出ているといわれる。文部大臣会議事務局のティアフェルダー氏は次のように語った。

「高等教育の大衆化の動きの中で、留学生は支援を必要としている。民間のアパートなども、留学生（とくにアフリカ出身の学生に対して）には部屋を貸し渋る傾向が一般的に認められる。それは特に言語の障害という問題があるため、うまくやれるかどうか心配するからである。

こうした事情を考えれば、学生宿舎が欲しいという留学生の要求は理解できる。しかし、それに応えるには金が必要なので簡単には行かない。その金を政府が準備するには、彼らを支援することが、ドイツにとってどのように重要かを国民に理解して貰わねばならないからである。留学生のための支援体制を確立するためには、外国人留学生の出身諸国と友好的な関係を結ぶことがドイツのためになるということを国民に理解してもらうことが不可欠であるが、ドイツの困難な住宅事情の中では、これはなかなか難しい問題である。」

機関レベルの留学生宿舎事情をみてみよう。例えば、フランクフルト大学の場合、学生用宿舎としては、学生組合(student union)に帰属する宿舎が2,600室あるほか、教会が供与するものが若干ある。全体として宿舎は少ないため、留学生は宿舎確保に難渋している。EC諸国間の交流協定に基づき、ECからの学生のために110～130室が確保されているということであるが、その他の留学生に対する優先確保の宿舎はない。宿舎費は月額155～250マルクくらいである。民間のアパートを借りると、ワンルームのアパートでも平均月額550マルクになる。高い場合は1,000マルクくらいになるという。

最後にティアフェルダー氏のコメントを記しておこう。

(*32)外事課は、文字どおり入学許可手続きと履修について適切な情報を与えてくれるところで、この他に留学生向けの事業は大学により区々であるが、例えば、留学生向けに見学、遠足、旅行の企画を提供する場合等が含まれる。

「1970年代までは、大学教育はエリート階層に限られていたのが、その後大衆にも開放されて大学進学希望者が急増した。しかしその結果、留学生に対する援助の必要と同じことがドイツ国民の貧困層出身学生についても生じた。また、留学生も昔は裕福な家庭の出身者が多かったのであるが、次第にそうではなくなった。とくにトルコからの家族ぐるみの移住者の増加にともなって、貧困な大学生が増えてきた。学生のカウンセリングが必要になったのもそうしたことと関連がある。外国人留学生だけでなく、教育上国民として扱われる、いわゆる「ビルドゥングスインレンダー」の学生の社会的文化的適応の問題がそれだけ深刻化しているのである。」

9. 奨学金・アルバイト・就職問題

9.1. 奨学金 (DAAD)

西ドイツの奨学団体を代表するのはDAADである。DAADは、1925年に創立された公益法人であるが、その資金の95%は連邦政府（連邦教育科学省）から出ている。金は政府から出ているが運営に関しては政府の干渉を受けない。

DAADの奨学金はかつては発展途上国からのディプローム取得志望学生も対象にしていたが、学部学生を対象とする奨学金は20～30年前に廃止になった。現在は、もっぱらディプローム取得後の教育（博士学位取得志望等）を対象とし、毎年約 2,200人に奨学金を出しているという。それにも長期（1年以上最長5年まで）と短期（3～6カ月）の2種がある。短期の奨学金は、主として、若い医師のような若手研究者を対象とするもので、若干の実験研究などを長期奨学金の期間を終えた後も続けるような場合に支給される。大学教授などが3カ月ほど西ドイツの大学に滞在するような場合もその対象となる。DAAD奨学金は、長期の場合、（1990年現在で）学士号保持者には月額 900マルク、修士号（ドイツの大学のディプローム相当）保持者には同 1,500マルクが支給される。

ドイツでは、特に発展途上国からの留学生など、経済的に貧しい学生に対しては、プロテスタントやカトリックの教会グループによるボランティアの支援（生活費援助や宿舎の世話）の他は、目立った公的な支援はこれまでほとんどなかった。連邦教育科学省はそうした援助体制を整備しようと試みたこともあるが、そのための経

費をどのように配分するかという点でなかなか折り合いがつかず、大蔵省の反対にあって実現しなかったという。政府によるドイツへの留学生への財政的援助はDAAD奨学金に一本化されており、大学独自の援助措置といったものはない。

DAAD奨学金の他には、各政党（キリスト教民主同盟、社会民主党）や組合連合が設立した財団が出す奨学金がある。博士号取得後の奨学金については、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団の研究フェローシップが有名である。これは全く個人的な関係によるが、ポスト・グラデュエート段階の学生の場合、教授が学生のために適当な奨学金を見つけてくるといったこともよく行われているようである。各地方にそうした奨学金を出す財団があるという。

9.2. アルバイトについて

留学生のアルバイトは祝祭日と週20時間まで許可されるが、DAAD担当者によれば、実際問題として、仕事を見つけることは容易ではないという。貧困ボーダーライン層の増加によって、仕事が少なくなっているからである。アルバイトの口を見つけているのは留学生の7～8%程度にすぎないという。留学生たちは、月1,000マルク程度で何とか生き延びているようだと言った。

前に触れたように、留学生向けに書かれた連邦教育科学省編纂の『西ドイツの教育制度』には、西ドイツの大学教育は「フルタイム」ベースで行われるから、アルバイトの暇はない、といった記述がある。しかしながら、機関レベルで調べてみると、これは学部学科の性格によっても異なるが、夏休みなど、休暇期間のアルバイトは結構行われているようである。フランクフルト大学の外事部長は次のように語った。

「外国人留学生は母国の家庭から仕送りをして貰っているケースもあるが、夏休みなどにはほとんど（推定60%）の留学生がアルバイトをして稼ぎ、学資の足しにしている。留学生に許されている労働時間は、週5時間以内で、年間を通して390時間以内である。ドイツの大学では出席は余りやかましくいわない。自己規律を尊重するからである。医学部の学生は病院の宿直のアルバイトが多い。アルバイトの職種については大学は干渉しない。学生の自由に任せている。」

ピアヴィルト氏は、ドイツの大学では授業の出欠はやかましくいわないと述べたが、その実態はしかし、大学により、また教授個人により差異が大きいように思われる。教授が行う講義では出欠を厳しくとらなくても、ゼミでは毎回厳しくチェッ

クし、3回以上欠席が溜まると自動的に受講資格を失うシステムになっている大学の報告もある。また、アルバイトの状況は留学生の専攻分野や出身国等によっても多少異なるようである(*33)。

9.2. 留学生の就職問題

EC出身の学生は、学業達成後もドイツに留まり就職することが認められているが、他の諸国の出身者はそれは認められていない。「修学ビザ」はあくまで帰国を前提として発行される。(ドイツで働くためには別に「就労許可証」(work permit)を取得しなければならない。)留学生は母国の発展に役立つために必要な能力を獲得するためにこの国に留学したのであるから、学位取得後は帰国するのが当然だという考えである。奨学金も母国へ帰ることが条件になっている。

DAADのリンズ部長は、この点について次のように述べた。

「西ドイツ政府及びDAADはともに、留学生は学業達成後早々に帰国するよう指導している。ほとんどの場合、留学生は帰国を強いられる。留学志願の段階で修学修了後直ちに帰国することを条件に奨学金を出すことにしているので、もし永住して西ドイツの市民権を取得しようとする者は、修学中に受けた奨学金を返還しなければならない決まりになっている。ドイツの大学に留学生が修了後就職することはほとんどない。ドイツの大学は留学生上がりの外国人の雇用には乗り気ではない。むしろ、西ドイツの大学では客員として外国の大学から招くことは盛んであるが、専任としての就職は別問題である。フランスの大学には外国人の教授がかなり雇用されているが、ドイツの大学では外国語の教授(日本の大学の「外国人教師」に似たポストである)を除いては、外国人の専任教授はそれほど多くはない。」

日本では、欧米の大学は教員採用の面で、はるかに「国際化」が進んでいると信じられているが、ドイツの大学事情は少々違うようである。ドイツの大学で学位を

(*33)ケルン大学の場合でいうと、学生のアルバイトは長期休暇の期間を除いては通常はむずかしく、長期休暇中でも実習があってアルバイトに出られないこともしばしばだという。蛇足になるが、日本人留学生の場合は、日本からの進出企業での通訳のアルバイトや同伴家族の家庭教師などの仕事があるという。

取得した留学生の教員としての採用は先ず有り得ないというのが、面接した関係者の共通した答であったが、企業についても同様だという。（果たして公的な奨学金を受けていない私費留学生の場合もそうなのか、その点は詳しくチェックできなかった。今後調べてみる必要のある課題であると思う。）(*34)

おわりに

西ドイツの章を結ぶに当たり、その他のことで、訪問した各機関で得た情報の中で印象に残った事柄をいくつか拾って、順序不同で簡単に記しておく。

1) 留学生への情報提供のシステムについて

今回の調査で印象に残ったことの一つに、欧州各国はどこでも、自国の教育制度についての外国人向けの案内書の作成に力をいれている点がある。西ドイツの場合、世界各地に所在するDAADを通して、西ドイツの教育制度全般について詳細に説明した連邦教育科学省編纂の英文の案内書や、全国の大学の所在地（連絡先）や教育課程（学部・学科）の骨子、各国ごとの志願条件（国によって中等教育、高等教育の制度が違うために生ずる基礎資格の違いに言及）等をリストアップした小冊子（ドイツ学術交流会編）『ドイツ連邦共和国への留学』（各国語に翻訳されている）を配布するシステムをもっている。後者は、とくにドイツの中等学校の卒業資格である「アビトゥーア」の有無を確認する必要があるため、各国の教育制度との相違についての説明をつけているのが特色である。フランスの場合も『フランス留学の手引き』という、たいへん充実した内容をもつ案内書（フランス語版原題は "Je vais en France", 英語版は "I'm going to France"）が、この報告書を執筆する上でもたいへん役に立ったが、ドイツについても同じことがいえる。

(*34) 学位を取得した留学生がそのまま大学に留まっている例はあまり聞かない。鈴木氏によれば、ドイツの大学の学術研究員制度は利用できるポストが少なく、年齢制限や更新できる年数の制限が大きいので、そのポストに留まることは不可能であるという。また、他の企業等への就職も非常にむずかしいようである。

2) 西ドイツの大学における留学生と自国学生との交流

今回の調査を通じて印象に残ったことの一つに、報告者自身が常日頃から留学生受入れの「理念」の問題に関連することとして看過できない問題だと考えている、留学生と自国学生の交流の不振の問題がある。

連邦教育科学省の担当者の口からもその悩みが聞かれた。例えば、ドレッツアル氏は、「西ドイツの大学における留学生問題の一つは、ドイツ人学生が留学生に関心を抱いていないことである。留学生に対してドイツ人は必ずしも友好的とはいえないという問題がある。ドイツと留学生の文化的ギャップを埋める教育システムの強化を図る必要があると考えている。」と語った。DAADのリンス部長も、「ドイツ語に“Auslandmüdigkeit”（「アウスラントミューディヒカイト」＝外国倦怠症）という語があるが、ドイツ人学生の外国留学に対する関心は高くない。教授たちも学生に留学を積極的には勧めないようだ。」と述べた。

この留学生と自国学生との交流や親和関係の深まりの不振・欠如という問題は、日本の大学でも関係者が現在最も関心を寄せていることの一つであり、報告者が関係している異文化間教育学会等でもその原因を究明するための研究が始まっている。この点、諸外国でも似たような状況にあるらしいことは文献でも知っていたが、面接した関係者から異口同音にこのような発言を聞いて、改めてショックを覚えた。留学生と受入れ国の人々との間の「国際理解の増進」というのは、どこの国でも、留学生受入れの重要な理念の一つとされている。しかしながら、実態は必ずしもその方向で動いているとはいえないようである。大学現場の関係者の口からも、そうした指摘と同時に、他方では、とくに発展途上国からの留学生受入れの理念とされる「学問を通じて途上国の発展を助ける」という理念について、留学生の実態は現実味を欠いているという厳しい指摘も聞いた。フランクフルト大学の外事部長は次のように語った。

「留学生受入れの理念について、よく発展途上国援助ということがいわれるが、それは見せかけだけではないかという気がする。留学生の存在を正当化するための理屈として使われているだけではないか、と。熱帯地方からの留学生も、別にドイツの大学の医学部で熱帯医学を研究しようとするわけではない。そういう学生は少ない。留学生受入れは国際理解を促進するといわれるが、この理念に関してもいささか疑わしい。非常に優秀な留学生には「国際主義」の意識があるが、全部の留学生がそうとはいえない。とりわけ、渡航後2年くらい経つまでは、言葉も不自由だし、国際的な情報交流も自由にはでき

ない。もちろん、われわれドイツ人も「島国根性」(provincialism)や視野の狭さ(narrow-minded)をなくすことが必要であり、留学生受入れとその教育の目標の一つはそれを助けることにある。しかし、実際はなかなかうまく行かない悩みがある。」

ドイツ人の「島国根性」を指摘する関係者は少なくなかった。西ドイツへの留学生は絶対数の上では増えていると思われるが、それほど顕著な伸びではない。そうした中で、エラスムス計画の出現は非常に画期的な出来事といえるようで、ドイツの大学の“国際化”にとってよい機会となろう、とみる関係者が多い。しかし、これは、この調査の数週間後にハノーヴァーで開かれたOECD国際セミナーに出席した時に知ったことであるが、ドイツの代表的な留学生問題研究者の一人である高等教育情報システム(Hochschul-Informationen-System = HIS)のクラス・シュニッツァー氏(Dr. Klaus Schnitzer)のように、エラスムス計画のあおりを食うような形で、ドイツ人の第三世界への関心が薄らいでいると懸念する識者も少なくない。次章で述べるように、同じたぐいの心配はフランスでも耳にした。

今度面接したドイツの識者の間ではまた、ドイツの若者の外国留学への関心の片寄りを心配する声も聞かれた。西ドイツ人学生が希望する留学先は圧倒的にアメリカとフランスが多いといわれる。DAAD担当者によれば、ドイツ人の外国語への関心は英語とフランス語くらいで、イタリア語やロシア語への関心も低く、他の言語への関心はほとんどゼロに近いという。ドイツの戦後世代の知識人は驚くほど英語に堪能な人が多く、そのおかげで筆者も面接に苦労せずに済んだが、しかし、その彼ら自身は、ドイツの国益という観点から考えると、英語国だけに関心を持つのはよくないと考えているようである。それは留学交流に関心を持つドイツの識者に共通した認識のように思われた。

以上、ドイツの留学生受入れのシステム、現状と問題点のいくつかについて、聞き取りで得た情報を中心に述べてきた。さいごに、この調査を通じてとくに印象に残った点をいくつか記してむすびに代えたい。

ドイツは、日本のように政府主導による積極的な留学生受入れ促進政策をとっているわけではない。しかし、留学生数は急増とはいえないにしても、年々堅実な増加をみせている。ドイツは、学問研究を通じて世界諸国との関係を緊密にすることを、教育政策上だけでなく国の外交政策上も非常に重視している。前述のシュニッツァー氏らによれば、近年西ドイツにおける留学生受入れをめぐる論議に現れた受入れの理念・意義を考えるための視点は、ほぼ次のように集約されるという。

1) 西ドイツの言語と文化を諸国に理解してもらうという国の学術的文化的政策目標と関連させながら、学術的文化的政策課題の視点から意義づけること。

2) 留学生に対する援助は資源を外国に依存する西ドイツにとって将来的な友好関係樹立の基礎を培う意義を持つとする外交戦略的な視点から意義づけること。

3) 留学生教育は発展途上国の開発援助の意義を持つとする、途上国援助政策課題の視点から意義づけること。及び、

4) 留学生の受入れは各種の差別によって教育を受ける権利を奪われている人々に教育の機会を提供する意味を持つとする人権擁護的な視点から意義づけること。(*35)

このリストは、それぞれ、ドイツの学術文化振興政策上の意義、資源確保政策上の意義、外交戦略上の意義、及び国際理解・国際協力政策上の意義を指摘したものである。前3者においては「ドイツの国益」の視点が明確に述べられている。そうした視点も加えて、一部の専攻分野については国の必要や利益を優先させる留学生制限策（定員制）を導入してはいるが、毎年 2,200名の外国人に政府資金による奨学金を出しているドイツは、基本的には留学生の流入に対して開放的な政策をとっている国といえる。その開放性とドイツの工業技術力と経済力、そしてドイツの大学の伝統の魅力は、ドイツ語の普及度の相対的な低さという障害を乗り越えて外国人留学生を引き付ける力を持っているようである。

連邦制をとるドイツは基本的には地方分権主義の政治体制であるが、それだけに州間に較差が生じないように、連邦高等教育法の枠組みの中で政策の実施・運営の段階における州間の連絡・調整を密にするための機構に工夫を凝らしている。たびたび言及した各州文部大臣会議とその事務局、及び中央学籍配置局がそれである。一方では、州（レンダー）の自治性・自主性を尊重しつつ、他方では、たえず情報の相互交流と相互調整をはかることによって、各州の州立大学の研究・教育水準の維持と平準化を実現するそうしたシステムは、留学生政策の推進の上でも、それな

(*35) Schaeper, Hildegard and Klaus Schnitzer, 1988, "Problems of Foreign Students in the Federal Republic of Germany", Expert Paper distributed at the third OECD/CERI International Seminar on Higher Education and the Flow of Foreign Students, Hiroshima, 8-10 October, 1988.

りにうまく機能しているとの印象を受けた。もっとも、一部の識者が述べたように、州間較差を最小限にとどめ、大学間格差を生ぜしめないようにするための配慮・工夫が、一方で、外国人留学生からみると西ドイツの各大学を個性的魅力に乏しいものになっているのだとしたら皮肉という他はない。とはいえ、留学生はどうしてもベルリンに集中する傾向があるという事実を考えると、現実には大学間に大きな格差や序列が存在するかどうかは別として、大都市の持つ地域的魅力というものに支えられた大学の個性的魅力というものの存在を完全に否定することはできないように思われる。

Ⅲ

フランスにおける 留学生受入れのシステムと現状

1. 主要訪問先と被面接者

フランスでは、政府関係機関の関係者との面接の他に、パリ第Ⅲ大学等、パリ市内のいくつかの大学の訪問を希望していたが、フランス（パリ）訪問の日程が折悪しくイースター休暇と重なったため、個別大学のケースについては情報の収集ができなかった。したがって、以下に述べるフランスの留学生受入れの現状については、国民教育省（文部省）、外務省関係の留学生受入れ担当者との面接並びにその際入手した政府関係資料に基づくものである。

なお、以下の情報資料の主な入手先は、全国大学厚生事業センター（CNOUS）所長のアルベール・プレヴォ氏（Albert Prévos, Directeur, Centre National des Œuvres Universitaires et Scolaires）、外務省文化科学技術交流総局・対外留学生研

究員派遣部長セルジュ・フランソワ氏(Serge François, Directeur du Service de la Formation des Français à l'Étranger, Ministère des Affaires Étrangères), 国民教育省高等教育局大学課長 A. セテルマン氏(A. Ceterman, Directeur, Direction des Enseignements Supérieurs, Ministère de l'Éducation Nationale de la Jeunesse et des Sports), および OECD/CERI のアラン・ワーグナー氏 (Dr. Alan Wagner, Principal Administrator, OECD/CERI) である。

2. フランス高等教育制度の概要と留学生統計

初めに、留学生を受け入れるフランスの高等教育制度（高等教育機関の種類と学位制度）並びに留学生統計の概要について述べておく。

2.1. フランスの高等教育制度（高等教育機関の種類）

フランスの高等教育制度は極めて複雑である。それは種類が多だけでなく、修業年数も（同じ種類の機関の中でさえ）まちまちだからである。大別すれば、国立総合大学 (université), 専門単科大学 (écoles universitaires), グランゼコール (grandes écoles), 短期大学などがある。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として、「バカロレア」(baccalauréat) と呼ばれる中等教育修了認定と大学入学資格付与を兼ねる資格試験（国家認定）の合格証書を取得していることが必要である。大学入試はなく、その代わりバカロレア資格があれば、入学できる。一方、グランゼコールに入学するには、バカロレア資格を取得した後、さらに1～2年、リセ (lycée)（後期中等教育機関）付設のグランゼコール予備課程で学んだ後、各学校が行う選抜試験に合格しなければならない。

2.1.1. 総合大学の教育課程と授与される学位の種類

フランスの総合大学 (université) は次のような3つの「シクル」(cycles) [教育課程] から成っている。

① 第1期課程(1er Cycle) [ブルミエ・シクル]

バカロレア取得が第1期課程への進学の基本条件であり、この課程を2年修めれば「ディプローム・デテュード」(Diplôme d'Etudes)の学位(卒業証書)が授与される。このディプロームには、総合性、一般性、学際性に重点をおく履修に対して与えられるD.E.U.G. (Diplôme d'Etudes Universitaires Générales) と特殊専門的な技術分野の履修に対する D.E.U.S.T. (Diplôme d'Etudes Universitaires Scientifiques et Techniques Générales) の2種がある。これらはいずれも国家的に通用する学位であるが、この他に特定の国でのみ通用するD.U. (Diplôme d'Université) がある。現在のフランスは学位制度の移行期にあり、旧制度と新制度とが混在した形になっているが、新制度のD.E.U.G. は、「学際性」を重視しており、そのため、専攻領域も、法律学、経済学、社会・経済管理学等の群 (AES)、文学・美術、コミュニケーション・言語学、人文科学、神学、構造科学等の群 (DEUG.A.)、自然・生命科学群 (DEUG.B.)、応用数学、社会科学群 (MASS)、経済・技術科学、体育・スポーツ科学群 (STAPS) 等の諸領域をカバーするように編成されている。

② 第2期課程(2ème Cycle) [ドゥージェム・シクル]

D.E.U.G. や D.E.U.S.T., またはそれらと同等の学位をもっていることが入学の条件である。第2期課程1年の履修(バカロレアを取得してから通算3年)で「リソンス」(Licence) [学士号] が授与される。「リソンス」を取得後、さらに1年(バカロレア以後通算4年)の履修により、「メトゥリーズ」(Maîtries) [修士号] が授与される。また、第2期課程3年(バカロレア以後通算5年)で「ディプローム・ダンジェニウール」(Diplôme d'Ingénieur) [工学修士] が取得できる。修士学位は研究者への道を選ぶ者にとってはその出発段階になる。

③ 第3期課程(3ème Cycle) [トゥロワージェム・シクル]

第3期課程には、研究コースと実務コースとがある。前者は、博士学位論文を書く資格を意味する D.E.A. (Diplôme d'Etudes Approfondies) [学術研究課程修了証書] の取得をめざすコースで、ふつう1年(バカロレア以後5年)の履修で取得できるが、論文の準備には通常2~4年を要するといわれる。このコースは研究者へのコースである。論文の完成によって、「ドクトラ」(Doctrat) (博士号) が授与される。後者は、D.E.S.S. (Diplôme d'Etudes Supérieures Spécialisées) (高等実務研究課程修了証書) 取得をめざすコースで、前者と同様、通常1年の修業で取得される。このコースを選んだ者は専門職への道を進むことになる。

第3期課程では、この他に、医学、歯学、薬学等の健康科学に関する専門教育のコース（大学）がある。医学コースはさらに3段階に分かれており、第1段階（2年、ただし、1年目を修了し2年目に進級するには競争試験がある）（P.C.E.M.）は基礎科学の教育が行われ、第2段階（前期1年、後期3年、計4年）（D.C.E.M.）は前期に臨床訓練と症候学の教育、後期に病理学や療法理論の教育が施され、この段階を修了するとC.S.C.T.の資格を与えられる。最後の第3段階はいわゆるインターンであるが、この修業年数は第2期で選ぶコースによって異なる。一般医学コース（2年）、専門医コース4年、外科医コース5年である。これらのコースにはいるには競争試験を受けなければならない。

一般医学コースを修めると、医学博士（D.M.）の学位が授与され、専門医コース修了者には専門医学博士（Diplôme d'Etudes Spécialisation=D.E.S.）が授与される。この他、特殊な学位として、非EC諸国出身の留学生で無試験で進学できる医学コースがあり、それを修了すれば大学間協定による特別医学博士号（Diplôme Interuniversitaire de Spécialité=D.I.S.）や大学間協定による特別授与専門医学博士号（Diplôme Interuniversitaire de Spécialisation Complémentaire=D.I.S.C.）、あるいは単なる大学博士号（Diplôme Universitaire=D.U.）が授与される。しかしこれらは、フランス国家が認定した学位ではないので、フランスでは通用しない。フランスで医業に従事するには、国家が認定するD.M.やD.E.S.の学位が必要である。フランスの医師用の国家博士号、留学生向けの大学博士号の授与は、外科医に関しても同様である。

歯科医コースの場合は、実践訓練を積むとともに5年目（第2段階）に研究論文を提出してはじめて歯科医資格を授与される。歯科医コースの第3段階は、歯科医資格を取得した後にさらに高度に専門的な研究に従事するためのもので、高等歯科学研究、高等臨床研究の資格や歯学博士号（学位論文が必要）が授与される。また薬学コースの場合は、通常第1段階2年の修業によって薬学博士号（国家認定）が授与される。しかし、第1段階2年目に進級するには医学コースの場合と同様、競争試験を突破しなければならない。

2.1.2. 専門単科大学(écoles universitaires)

工学の学位は総合大学だけでなく、国立の理工科系の専門大学(Ecoles universitaires d'ingénieurs)でも取得できる。新制度のもとで設けられた国立高等理工科学院(Ecole Nationale Supérieure d'Ingénieurs=ENSI)は、伝統的な「グランゼコール」(grandes écoles)と同等の威信をもつ高等教育機関で、「リセ」(lycées)

の「グランゼコール進学予備課程」で受験に備え、選抜試験を受けて入るシステムである。D. E. U. G. 学位をもつ者も受験資格がある。修業年限は3年間である。修士号をもつ者に対しても一定の定員が留保されている。ナンシー、グルノーブル、ツールズの3地域では、それらの学院は国立総合技術専門学院(Institut National Polytechnique)としてまとめられている。この他に、国立の理工科専門大学(Ecoles Universitaire d'Ingénieur=EUDI)が17校あり、コンピュータ科学、通信工学、エネルギー学、農芸科学等の分野のコースを提供している。バカロレア以後2ヵ年の大学教育を修了していることが入学条件である。商業系の専門単科大学もある。

2.1.3. 短期大学

バカロレア修了後、2年間の修学で理工科大学卒業資格(Diplôme d'Etudes Universitaires Scientifiques et Techniques=D. E. U. S. T.)を与えるコースである。この他に、総合大学に付設された短期大学で、一般にIUT(Institut Universitaire de Technologie)と呼ばれている2年制の高等教育機関がある。これを終えると、Diplôme Universitaire de Technologie(D. U. T.)の学位が授与される。

2.1.4. グランゼコール(grandes ecoles)

大学と並ぶ高等教育機関である「グランゼコール」は、主として理工学、商学・産業経営学の分野の高度な専門的能力を備えた人材を育成する機関で、リセに受験に備えるコース(グランゼコール予備課程)が存在するほど、高い競争率の入学試験で知られる。グランゼコールの修了者には、国家が認定する「技師」資格が与えられる。その種類は多様であるが、まとめればおよそ次のような類型になる。

① 高等師範学校(エコール・ノルマル・シュペリウール)(E. N. S.)

基礎科学・応用科学研究者、大学教員、中等学校教員等を養成する機関で、高い競争率で知られる。修業年限4年であるが、修了後国家のために公務員として働くことを覚悟しなければならない。3年で「リソンシェ」(licencié) [学士] や「メートゥル」(maître) [修士] [D. E. A.] になれる。中等学校教員認定試験「アグレガション」(agrégation)を受ける学生も多い。在学中、学生は公務員研修生として給与を支給される。外国で研修に従事することもある。

② 理工系グランゼコール(高等理工科学院)

③ 文学系グランゼコール(高等文学学院)

④ 管理経営系グランゼコール(高等行政学院)：商業・経営グランゼコール，農業・食品科学グランゼコール，軍グランゼコール，高等芸術・建築学院

2.2. フランスにおける外国人留学生の概況（別紙統計表の概要）

フランスの国民教育省（Ministère de l'Éducation Nationale de la Jeunesse et des Sports）が出している『教育情報速報』（Note d'Information）の今年6月号（90-06）は、「高等教育機関における外国人留学生（統計）」（les étudiants de nationalité étrangère dans les universités, les écoles d'ingénieurs, les écoles de commerce 1988-1989）を特集に組んでいる。この資料は国民教育省が国立総合大学（universités）、および理工系の専門単科大学（écoles d'ingénieurs）や商業系の専門単科大学（écoles de commerce）に在籍する留学生の現勢（統計）を、各機関について調べたもので、フランスにおける外国人留学生の最新の概況を窺知することができる（*1）。調査結果は巻末付録のフランス留学生統計・表1から8までに記すとおりである。以下はこの調査結果についての国民教育省による報告の要約である。

2.2.1. 総合大学における外国人学生数の推移

総合大学に登録された外国人留学生の数は、この25年間で約6倍に増加している。同じ時期にフランス人学生の増加は3.5倍である。1968-69年代までは、外国人留学生の数はフランス人学生の増加率を下回っていたが、1969-70年代に、その傾向は逆転した。1976年以来、大学生総数における外国人学生の割合は12%を下っていない。

そうした中でも、総合大学における外国人登録数は、この3年ほどはやや低下の傾向を見せていたが、1988年度からはやや復調し、124,975名の登録があった。この数字は0.8%の伸び率になる。しかし、総合大学の学生総数に占める留学生の割合はやや低下している。1988年の伸び率は12%である。

2.2.2. 高等専門大学における外国人学生数の推移

1988-89年における総合大学以外の国立の理工系単科大学（écoles d'ingénieurs）の登録留学生数は1,746名である。この他に、842名の外国人が理工系の大学段階相当の学校（filières d'ingénieurs universitaires）に登録されているが、これらは

（*1）Ministère de l'Éducation Nationale de la Jeunesse et des Sports, Note d'Information: les Étudiants de Nationalité Étrangère (dans les universités, les écoles d'ingénieurs, les écoles de commerce, 1988-1989, No. 90-06).

大学の学生総数の中に含まれている。これら両者を合わせれば、総数 2,588名の外国人学生がフランスで工業技術を学んでいることになる。この数は、フランスの理工系学生(études d'ingénieurs)登録者総数の4.9%に相当する。

理工系の専門単科大学における留学生登録数は、全体の約 5%である。最近 3年間は、割合はほぼ一定しているが、過去においては多少変化がみられた。1970年には、外国人学生は登録者総数の約 4%、1975年には 5%であったが、1980年には 6%を超えた。その後は毎年、少しずつ減少し、1988年には 4.9%に落ちついている。理工系に登録した外国人留学生の半数以上に当たる57%が国民教育省管轄の学校(écoles du Ministère de l'Education nationale)に学んでいる。

商業系の専門単科大学の場合も理工系の場合とほぼ同様で、外国人学生の割合は総合大学の場合ほど多くはない。1975年には、その比率は 3%であったが、1989年以降は 5%を下がっていない。1983年に 6.4%を占めたのを最高に、その後は、5～6%の間を上下している。現在では、商業系の専門単科大学の外国人数は 1,500名で、登録者総数の 5%になる。

2.2.3. 留学生の出身国別分類

次に、総合大学(表7)についてみると、60年代は留学生の 3人に 1人がアフリカ出身の学生で占められていた。その割合は、70年代になると著しく増加し、1975-76年には留学生総数の45%を占めるほどになり、さらに1977-78年には、ついに 50%となった。そして、1982年からは、常時57%を占めるまでになった。マグレブ諸国(アルジェリア、モロッコ、チュニジア)出身者は、外国人留学生総数の33.5%(1987年には、32.5%)であるが、アフリカ出身者全体では 58.8%となる。モロッコは常に重要な位置を占めており、マグレブ出身者の 2人に 1人がモロッコ出身である。その他の国で多いのは、カメルーン(留学生の3.9%を占める)、レバノン(3.8%)、イラン(3.2%)、西ドイツ(3.1%)等である。

理工系の単科大学の場合は、留学生の出身国の推移は総合大学の場合と似ている。1977-78年には、外国人学生の 50%がアフリカ出身であった。だいたい、外国人留学生の3人に2人がアフリカ系という時代が続いたが、しかし最近数年はヨーロッパ出身者が増加している。

商業系の単科大学の場合は、出身国別の分類は、以上の場合とは少し違った推移を示す。6年前までは、3人に1人がヨーロッパ出身者で、2人に1人がアフリカ出身であった。ところが、1988-89年にこの傾向が逆転し、留学生のほぼ3人に2人がヨーロッパ出身、5人に1人がアフリカ出身という形になっている。

2.2.4. 総合大学における留学生の課程・分野による分類

まず学問分野別(répartition par discipline)でみると、文学部では、常に 3人に 1人が留学生である。この学部は主に若い女子学生に人気がある。留学生の半数以上が文学を学んでいる。法学部、経済学部、および文学部に学ぶ留学生の比率は、この10年来低下の一途を辿っており、これに対して、理学部と医学部の在籍率が伸びている。

コース（専門分野）別では、次の2つの事実が認められる。(1) フランス人学生と留学生の分布の形は異なる。(2) フランス人学生と留学生のコースに関する推移も全体として異なる。

第1期、第2期課程ではフランス人学生が留学生をいずれも上回っている。しかし、第3期課程では事情が異なる。現在、第3期課程に在籍する留学生は留学生総数の約37%であるが、これに対しフランス人学生は12.5%に留まる。第3期課程に学ぶ留学生の比率は毎年コンスタントに上昇している。最近15年間の平均では留学生の在籍率は21%、10年間では、25%になる。第3期課程では、すべての学問分野において留学生の割合がフランス人のそれを相対的に上回っている。これらの留学生の専攻分野は主として医学部や理学部である。

2.2.5. 外国人留学生の性別、年齢別特徴

留学生の人口構成上の特徴は、フランス人学生に比べて女性が少ない(36.5%)ことであるが、最近徐々にバランスを取り戻しつつある。女子留学生の在籍学部は半数(50.5%)が文学部に集中している。文学部では、留学生2人に1人が女子学生である(表4)。それに対し理学部では、女性の率は低く、1988年には20%であったが、最近5年間は18%にとどまっている。理工系の学校では、女性の占める部分は非常に小さく、留学生のうちの僅か10%にすぎない。フランス人学生の場合は、それらの学校の学生総数の20%を女性が占めるのと比べると、その差は大きい。商業系の学校では、女子留学生の割合は相対的に大きく、留学生全体の38%を占める。

年齢別構成では、フランス人学生と留学生の間にはきわだった違いがみられる。フランス人学生の4分の3以上が25歳未満であるのに対して、留学生においては、この年齢層はわずか37%にすぎない。女子留学生と男子留学生とを比べると、フランス人学生の場合と同様、前者の方が若い。

2.2.6. 大学区(académie)による留学生の分布

留学生はパリに集中する傾向がある。パリ地域はフランス全土の留学生総数の41.5%を受入れいている。パリ地域の中の内訳は、パリ大学区 28.4%、クレトゥイユ大学区 8.3%、ヴェルサイユ大学区 4.8%である。分布の比率は学部によって異なる。特に高いのは文学部と法学部である。これらの学部在籍する留学生の半数近くがパリ地域に集中している。これに対し、理学部在籍留学生は全国に分散している。

パリの中でもパリ第Ⅷ大学(文学部系)が長い間留学生の最も多い大学として知られていたが、1988年度以降変化がみられ、パリ第Ⅵ大学がそれにとって変わっている。すなわち、パリ第Ⅷ大学の留学生は1988年には 5,971名で、対1987年比では、-6%の減少である。それに対し、第Ⅵ大学は 1988年新学期に6,447名を受け入れている(学生総数の20%を占める)。この数はパリ大学区に在籍する留学生の12%、フランス全国に在籍する外国人留学生総数の 5%に当たる。地方の大学区で比較的多数の留学生を引き受けているところは、リヨン第Ⅰ大学(留学生数 2,385名)、モンペリエ第Ⅰ大学(2,381名)、トゥールーズ第Ⅲ大学(2,328名)である。

クレトゥイユ(21.6%)、パリ(18.4%)に次いで留学生が相対的に多い大学区は、ストラスブール(14.4%)、モンペリエ(13.6%)、アミアン(13.4%)、ナンシー(12.2%)の各大学区である。

専門単科大学等については、パリ地域では登録学生の32%が外国人留学生である。大学区ごとにみれば、リヨン10%、リール 7%、グルノーブル 6%である。商業系の学校については、パリ、クレティユおよびヴェルサイユの3つの大学区の機関に全国の商業系の高等教育機関に登録された学生総数の49%が学んでいるが、外国人留学生に関しては、彼らの56%がパリ地域に所在するそれらの機関に集中している。

さいごに、参考情報として現在のフランスの高等教育機関数と在学生数について記しておく。まず国立総合大学(université)78大学に約95万人、国立の専門単科大学並びにグランゼコール(Ecoles universitaires; grandes écoles) [理工科専門大学、高等師範学校、高等行政学院など] 約160校に約3万人、私立専門学校約40校に約 2万人が学んでいるといわれる(*2)。

(*2) 手塚武彦「フランスにおける大学の評価」、飯島宗一・戸田修三・西原春夫編『大学設置・評価の研究』東信堂、1990年、91ページ。

3. 留学生受入れを仲介する政府機関（所轄官庁）とその活動 — 特にCNOUSとCIESについて —

フランスの留学生政策は、海外協力省 (Ministère de la Coopération), 国民教育省 (文部省) (Ministère de l'Education Nationale de la Jeunesse et des Sports), および外務省 (Ministère des Affaires Etrangères) の3つの行政の協力関係のもとに推進されている。海外協力省は主としてアフリカ地域の発展途上諸国からの留学生を対象としている。国民教育省は「全国大学厚生事業センター」(Centre National des Œuvres Universitaires et Scolaires=CNOUS) (以下, CNOUS [クヌース] の略称を用いる) を通してのみ留学生に関わりを持つ。CNOUS は政府奨学生 (給費留学生) を中心に留学生の選考や配分を行っている。また外務省は、発展途上国および新興工業諸国 (newly developed countries) の中でフランスにとって外交政策上重要な位置にある国からの留学生を主な対象とし, 「国際学生・研修生センター」(Centre Internationale des Etudiants et Stagiaires = CIES) (以下, CIESの略称を用いる) を通してフランスの留学生政策に関わっている。また, 外務省のフランソワ氏によれば, フランスは歴史的に旧植民地諸国に対しては他の諸国とはまったく違った配慮のもとに, 別扱いをしてきた。そうした歴史的経緯があるために, 対外関係に関わるフランス政府の機関の管轄が海外協力省と外務省とに分離されている主な理由であるという。

CNOUSは, 1936年国民教育大臣ジャン・ゼイ (Jean Zay) によって学生団体の調整機関として創設されたが, 1955年, フランスの高等教育機関に学ぶ学生・研究員の厚生事業を行うセンターとして再編されたものである。CNOUS の組織の性格は, 独自の財政を持つ「公益法人」(établissement public national) で, 以前は大学庁の管轄下におかれていたが, 改革後の現在では国民教育省 (文部省) の管轄に属する。CNOUS は, フランスの大学に学ぶ学生・研究者のための宿舍や食堂の建設とそれらの管理運営のすべての厚生事業を国民教育省によって委託されている。

また留学生のための厚生事業についても外務省から委任されている。すなわち, CNOUS は, フランス人学生のための厚生事業と共に, フランス政府による国費外国人留学生や外国政府による派遣留学生の受入れや奨学金の支給業務等の厚生福祉事業の実施責任を負う国の機関である。CNOUS はまた, 最近ではE C共同体のエラス

ムス(ERASMUS)計画(本部はブリュッセル)のフランス事務所としての機能や、外務省、海外協力省の管轄に属するペガス(PEGASE)計画(アフリカ等、発展途上国からの留学生・研修生交流)についても受入れの窓口となり、アフターケアの事業を委託されている(1988年度では、CNOUSは両省から1億9千500万フランの補助金を受けている)。

CNOUSの下には、CROUS (Centres Régionaux des Œuvres Universitaire et Scolaires) [クルース] と呼ぶ下部機構(地域センター)が28の大学区(Académie)におかれている。CNOUSは事業の実施政策・方針の策定を行い、その具体的な実施がCROUSの仕事(大学の寮や食堂の提供、その他の社会的文化的サービス業務)である(*3)。

フランスの留学交流政策の実際は、このCNOUSの事業を抜きにしては理解できない。フランスの留学生政策は、先述したように、国民教育省の他に、外務省および海外協力省も関係を持つが、CNOUSは留学交流に関しては、それらのすべての政府機関の窓口の役割を果たしている。われわれの調査における面接の重点をCNOUSにおいたのはそうした理由からである。

このCNOUSに似た機能を持つ機関として、CIES [国際学生・研修生センター] (Centre Internationale des Etudiants et Stagiaires) があるが、これは海外協力省管轄の留学生、すなわち、フランスにとって重要な非フランス語圏諸国からの学生と研修生を対象とする事業のみを行っている。CIESとCNOUSとの違いは、対象の範囲とその機構が、前者は国民教育省に、後者はその対象とする留学生が海外協力省の管轄下にあるにもかかわらず財務省(大蔵省)の管轄下におかれていることである。

4. フランスに学ぶ留学生の特色

フランスの高等教育機関に学ぶ学生総数は約140万人であるが、そのうちの約10

(*3)CNOUS, Les Œuvres Universitaires de A à Z, Centre National des Œuvres Universitaires et Scolaires, Paris, France, 1988; CNOUS, Je vais en France (I'm Going to France), 1988.

%が留学生である。フランス人学生の大学進学者数は毎年増加しているが、それに対し留学生の増加率は比較的安定している。

フランスの高等教育機関で学ぶ外国人留学生の数は、CNOUSの資料(*4)では 129, 100名, 国民教育省統計資料(*5)では, 124, 975名である(いずれも1988年現在)。CNOUS 所長のプレヴォ氏によれば, この数字はあくまで「公称」であって, 実態はそれよりもはるかに多いという。約40万人というのが同氏の推定であるが, その根拠は, 留学生は大学だけでなく, 専門学校, その他の学校などにも30万人くらいはいるとみられるからである。公称12~13万名の留学生のうち, CNOUS が管理している学生数は, 1988年現在 13, 162名である。(なお, 留学生の数の詳細については, 別紙統計表(1988/89)を参照されたい。)

フランスへの留学生の80~85%以上は, いわゆる私費留学生である。外務省の留学生研究員派遣部長セルジュ・フランソワ氏に従って, その特色を列記するならば次のようになる。

1) 分野が伝統的な留学生のタイプに近いもの

①フランス文化, フランス語, フランス芸術の研究——これが最も多い。

②フランス美術研究——これは文化・歴史・絵画の修復や保存等に関わりのある研修で, 美術探訪旅行も含む。

③フランス医学——これはアメリカ人学生が多い。

2) アフリカ・アラブ諸国からの留学生——大多数はフランス語圏に属するアフリカやアラブ諸国, とくにモロッコ, アルジェリア, チュニジア, カメルーン, イラン, レバノン等が主たる留学生供給国である。

フランソワ氏によれば, アフリカ・アラブ諸国からの留学生は戦後増えた新しいタイプで, 伝統的なタイプと異なり, 先端科学の分野の博士号の取得を目的としている者が多いという。彼らの中には自国政府によって財政的援助を受けている者もある。彼らアフリカ人留学生の問題は, 修了後帰国しない者が多いことである。また, アラブからの留学生は, 高校レベルの教育(リセに修学)を受ける者がいるが, これは大学に入ってからではフランス語を完全にマスターするのがむずかしいから

(*4)CNOUS, Les Œuvres Universitaires de A à Z, p.23.

(*5)Ministère de l'Éducation Nationale de la Jeunesse et des Sports, Note d'Information: les Étudiants de Nationalité Étrangère (dans les universités, les écoles d'ingénieurs, les écoles de commerce, 1988-1989, No. 90-06), Tableau 1.

であるという。フランソワ氏は、次のように語った。

「彼らは理工系に多いため、フランスの大学の実験室はアラブ系の学生で満ち溢れ、フランス人学生が減少し、“アラブ化”が起こっている。フランスの大学にとっては、彼らは実験の手伝いなどに便利な存在となっている。今後とも、理工系の学術研究（博士号取得）はこれらの外国人によって占められるであろう。問題は、彼らをフランス文化に同化させることがなかなかむずかしいことである。アフリカのアルジェリア人とアラブ系人が今後とも増えると予想される。なぜなら、彼らの諸国は有能な若者をどんどん外へ出して勉学させる方針をとっているようにみえるからである。海外協力省はそれを受け入れて行くことになるだろう。」

しかしながら、後述するように、フランスの留学生受入れ政策はエラスムス計画の影響を受けて、最近曲がり角にきているように見受けられる。すなわち、ECからの留学生の流入に押されて、これらの発展途上国からの留学生の相対的な減少の可能性が出てきていることである（後述の「エラスムス計画」の項参照）。

なお、フランスへの移民の子弟は、フランスで生まれた場合、通常、両親の国籍の如何にかかわらず、フランス人として扱われるあるので、いわゆる「外国人留学生」の範疇には入らない。ドイツにおける「ビルドゥングスインレンダー」（教育上の内国民）とよく似た扱い方といえる。彼らは一定年齢時期まで二重国籍であるが、フランス国籍を選べば、彼らは兵役の義務が生じる。投票権は出生国の如何を問わずフランスに永住権を持つ者すべてに与えられる。

5. 留学生の入学許可のシステム

5.1. 留学生数の増加と留学生受け入れ手続きの変遷

フランスでは、国民教育省留学生統計資料（別紙）表1からわかるように、1970年代後半から留学生が急速に増え、同年代末には10万人の大台を超えた。その後、若干頭打ちの傾向にあるが、それでも1989/90年度で124,975人、フランスの大学生

総数の12%を占めるほどになっている。すでに触れたように、近年の急増傾向の特色は、その多くが発展途上国からの留学生であることで、しかもその半数は、旧フランス領、旧保護領、信託統治国等によって占められている。

これらの急増する留学生を無制限に受け入れることはフランスの大学教育の質的な低下を招くのではないかとの懸念が生じ、フランス政府は1978年、大学省(Ministère de l'Université)設置(1974年に創設された大学庁の改組昇格)を機に、ある種の抑制策を採り始めた。1979年の「アンベール政令」の公布がそれである。この政令は、留学志願に当たって、「予備登録」(第1次登録)(une première inscription)なるものを義務づけたことで知られるが、これは、書類審査の上でふるいにかけることにより、留学生の大量流入に対してある種の歯止めをかけようとする政策であったといえるようである。

予備登録書類は大学省(当時)の定めた書式により作成され、志願者は在外フランス大使館または領事館で書類の交付を受けるというシステムであった。記入された書類は、大使館または領事館の文化部に提出し、一定のチェックを受けた後、「外国人学生の大学登録に関する国家委員会」で再びチェックを受けた。それらのチェックを経てはじめて、願書は志願する大学へ回されるという仕組みであった。この「国家委員会」の長はCNOUS所長が兼ねた。

しかしながら、1981年に登場したミッテラン政権は、大学庁を廃止し「国民教育省」(Ministère de l'Éducation Nationale de Jeunesse et des Sports)に高等教育行政を委譲した。そして、留学生政策に関しては、国民教育省、外務省、および海外協力省の3省が連携協力して推進するという政策を採った。これは、アンベール政令以来の“留学生流入抑制”志向の政策を反映した、“中央集権”的色彩の濃い留学生受入れの責任・仕組み・手続きを改めて、留学生受入れの業務を3省に分散させ、かつ留学生受入れの決定においては大学の自治を尊重する“分権”的な方式に改めることを意味した(*6)。それと同時に、留学生はフランス人学生と対等の権利を持つことが確認された点も特筆に値しよう。この「平等主義」の原則は、現在のフランスが留学生政策において最も強調している点である。

入学許可に関しては各大学が自治権を持っている。入学許可の手続きは、留学生についても自国学生の場合と全く違いがない。

(*6) フランスにおける留学生受入れ手続きに関する政策の変遷については、次に詳しい。吉田正晴「現代フランスの留学生受け入れ政策に関する一考察—とくに『大学の自治』の視点から—」『大学論集』19集(1989年度)，1990，301～320ページ。

5.2. 大学入学資格

フランスでは、大学入試というものが存在しない。中等学校の卒業に際して「バカロレア（大学入学資格）試験」(baccalauréat)に合格すれば、大学に入学する資格を与えられる（ただし、グランゼコールの場合は競争試験を受けなければならない）。このバカロレア試験は成績によって順位をつけるものではなく、合格か不合格かのいずれかである。試験に不合格になれば大学へ進学できない。留学生を受け入れるかどうかの最終決定は、大学の自由裁量に属することとされているが、留学生がバカロレア試験に合格しておれば、大学に行くことは個人の「権利」であるとみなされる。

10年ほど前までは、バカロレア資格試験合格者の60%程度が大学に進学したが、今では100%が進学を希望するという。1988/89年度では、40万人がバカロレア試験に備える勉強をし、受験者の65%が合格した。バカロレアには「一般」と「技術」（理工系）の2種がある。フランスでは、大学進学は個人の「権利」と考えられているため、今後、大学進学希望者が増えて大学の収容能力を上回るような状態になった場合、新しい大学をつくるなどの対応が必要となるのは必定であろう、とプレヴォ氏は語った。同氏によれば、増大する進学希望者のために、フランスはすでに大学の収容能力を拡大しなければならない時期にさしかかっているが、予算措置が追いつかない状態であるという。

フランスの国立大学の授業料は無料ではないが、国家がほとんどすべてを支出するため、非常に低額である（450フラン＝約13,000円）。授業料の額は、（平等主義の原理により）フランス人学生も留学生もまったく同額である。

5.3. 留学生の入学許可手続きとビザ取得の方法について

ビザ取得は、奨学金受給が決まった留学生にとっては簡単である。問題は私費留学生の場合で、彼らは所在国の大使館に出向いて財政的基礎を証明する書類を提出しないとビザを申請できない。前に触れたように、フランスには「予備登録」（第1次登録）と呼ばれる独特の入学許可申請の制度がある。フランスに留学を希望する学生は全員この予備登録を済ませていなければビザが発行されない。フランス政府奨学金または自国（政府）の奨学金を受けることになった学生は、この予備登録を自動的に取得することができるが、そうでない学生は、大使館または領事館に出

向いてその手続きをしなければならない。

フランスでは、1986年以来、ビザの問題に関しては国会でも論争がなされてきた。フランソワ氏によると、「とくに職業研修生の留学生が問題で、彼らに対するビザの発行のシステムをもっと厳正にせよとの意見が強い。それは来仏しても卒業証書(diplôme)を取得しないで居残ってしまう学生が多いからで、これらの問題が物議を醸しているのである。現在のところ、こうした外国人留学生を厳格に取り締まる規則はない。」ということである。

さらに、同氏は次のような現在のフランスの悩み・問題を語った。

「留学生の何パーセントが修了後もフランスに残るかを推計することはたいへん難しい問題であるが、私の推測では、8ないし10%くらいになる。これは職業研修留学生を含んだ数字である。自国政府の奨学金を受けた留学生でもフランスに居残る者がいる。例えば、中国からの学生にそうした者が少なくない。いわゆる「頭脳流出」問題は、①母国には留学によって学んだことを生かすことのできる適当な就職口がないこと、②母国の政府自身が、送り出した留学生の留学修了後の状況についてよくフォローしていないこと、などから起こっている。

中国のように派遣した留学生の進路をフォローするシステムをもっている国でも、完全には修了者を掌握できないでいる。頭脳流出問題の背後には、受入れ国と送出国との経済較差の問題がある。したがって、留学生を帰国させるためには、この経済較差を解消する必要がある。経済こそは基底的な問題だからである。フランスは外国人の流入に対してこれまで非常にオープンであった。これがたくさん問題を惹き起こしてしまったともいえる。フランスは国際関係の改善の視点からも昔の植民地を粗末にはしたくないと考えてきた。そういう気持ちが規則の強化を避けさせてきたのである。しかし、外交関係は複雑であり、旧植民地諸国に対して同情的な態度をとり続けなければよいとは限らないことが次第に認識されてきている。規則の強化の回避がそれらの国々からの移住者がいつまでもフランスにとどまるという結果を生み出しているからである。したがって、フランスは現在、これまでの外国人流入に関する規則にたいへん当惑を感じているのである。」

フランソワ氏によれば、最近のフランスは外国人の流入に関して一種の「方向転換」を模索中だという。というのも、フランスは今後、これまでのように歴史的に

関係の深い発展途上国からばかりでなく、高度に発展を遂げた国からも、有能な学者や研究者を招聘する政策を推進する必要を感じているからである。この方向転換が進めば、それは旧植民地諸国からの流入に対しては、ある種の歯止めがかかる可能性を意味する。

フランソワ氏に限らず、他のフランス政府関係者、例えばプレヴォ氏も語ったところであるが、フランスでは今後、旧来の外国人留学生に対する奨学金は漸次減っていく可能性が強いという。これはフランスがヨーロッパ共同体に参加することによってもたらされる問題があるからだといわれる。エラスムス計画の進展はそうした方向への転換を暗示する。

5.4. 登録とフランス語試験

フランスの大学（第1期課程）に留学を志願する者は、すでに述べたように自国に所在するフランス大使館やフランス領事館の文化部を通して、まず「予備登録」（前述）を申請しなければならないが、予備登録では、中等学校卒業資格や学業成績、志望分野と、大学の収容能力、その他の条件について、書類上の選考が行われる。志望大学から「登録承認」を取得したら、フランス語の学力試験を受験することができる。フランス語の試験は自国およびフランスの、いずれにおいても受験できる。通常は自国で受験する。CNOUS 奨学生（フランス政府奨学金給費生）はフランスへ渡航する前に受験することを要求される。その場合は、当該大使館もしくは領事館文化部で、年1回行われるフランス語標準テストを受験する。フランス国内で受験する場合は、志望大学（予備登録受理大学）で受験する。大学は標準テストを使うこともできれば、独自の試験を行うこともできる（100点満点で60点以上を取れば合格となる）。その結果が満足なものであれば、「本登録」（第2次登録）（une seconde inscription）へと進むことができる。

5.5. 入学許可後のフランス語補習教育

フランス語標準テストに合格しても、実際の授業について行くには不十分であることが判明した場合は、大学は入学を許可した後でも、正規の履修に入る前に、フランス語の集中コース（1学期～1年）を履修するよう留学生に求めることができる。自国政府奨学金によってフランスに留学する者にそうしたケースが多く、プレヴォ氏によると、昨年、マレーシアからの留学生にそういうケースがあったという。

語学力に問題のあることが大学から連絡でわかった場合、CNOUS が留学生と交渉して、正式に入学する前に1年間、フランス語の勉強をするように求めることがある。このようなことが生じた場合、それが CNOUSが世話をしている国費留学生であれば、集中語学訓練期間中のための特別奨学金が付加あるいは延長の形で支給される。自国政府奨学金による留学生の場合はむしろ、その国の政府が面倒をみることになる。なお、フランス語の集中学習は、その大学にフランス語のコースが開設されていればそれを受講することができるが、ない場合は、別の語学専門の学校へ通うことになる。一般には、留学生のためのフランス語のコースを用意している大学が多いが、しかし全部の大学にあるとは限らない。

このようにして、渡仏後、フランスの大学で語学の集中コースを履修することになったとしても、その履修が正規履修に進んだ後の履修授業時間数に算入されることはない。現在のフランスの大学は単位制を採っていない。エラスムス交流計画もあるので、単位制は近い将来（おそらく10年以内に）導入されることになろうというのが関係者の予想である。イギリス、イタリアなどの諸国も単位制をとろうとしているといわれる。これは大学を国際化するためには必要なことであると考えられているが、現在のところは学年制である。

6. 留学生定員及び入学許可についての考え方

6.1. 留学生の定員及び入学許可について

フランスの大学では、留学生に対する「定員割当制度」(quota system)のようなものは存在しない。フランスではむしろ、「クォータ制」のような留学生定員制は「平等の原則」に悖るので違憲であると考えられている。志願者は有資格者（バカロレア保持者またはそれ相当）であれば、すべて入学を許可されるのが原則である。今回面接した政府関係者たちは異口同音に、フランスでは、自国学生あるいは外国人学生のいずれを問わず、すべての学生を平等に扱うのが伝統である、と強調した。入学に関しても宿舎に関しても、彼らは全く対等に扱われる。プレヴォ氏によると、この「平等主義」の原則はとくに現在のミッテラン政権において強調されている留

学生受入れ政策の“基本哲学”だという。

そうした平等主義の立場を強調するフランスには、したがって、留学生を仮入学させておき、語学力、基礎学力、研究能力の有無等、様子をみてから正規に入学させるというような“試験入学”的な制度は存在しない。留学生を「受け入れる」とは「入学を許可する」ことを意味し、入学を許可された学生はすべて「正規学生」（修了・学位取得をめざして勉学する学生）とみなされる。「特別学生」(special student, non-degree student) とか「研究生」(research student) の制度は存在しない。

大学は、留学生が出身国でどのような学位・資格を取得してきたかによって、フランスの大学のどの「シクル」に入れるかを審議決定する。各シクルには、1回で修了試験に合格しなかった場合は、奨学金が続く限り、理論上は何年でも大学にとどまることができるが、奨学金は通常は1～2年しか継続されない(*7)。

留学生の入学許可に関しては、フランスの高等教育制度の「概要」で詳しく述べたように、3つの「シクル」(cycles)がある。その要点は次の通りである。

第1期課程(1er Cycle) [プルミエ・シクル] — バカロレア取得が第1期課程への進学の基礎条件である。この課程を2年修めれば、「ディプローム・デテュード・ユニヴェルシテール・ジェネラル」(Diplôme d'Etude universitaire générale=D.E.U.G.)が、また3年で「リソンス」(Licence)の学位が授与される。

第2期課程(2ème Cycle) [ドゥジエム・シクル] — 「リソンス」取得後、さらに1年の修業（第1期課程進学後通算4年間の履修）により「メトゥリーズ」（修士号）(Maîtrise)が授与される。

第3期課程(3ème Cycle) [トゥロワジエム・シクル] — これには研究コースと実務コースとがある。前者は、D.E.A. (Diplôme d'Etudes Approfondies) [学術研究課程修了証書] 取得を、また後者は、D.E.S.S. (Diplôme d'Etudes Supérieure Spécialisées) [高等実務研究課程修了証書] 取得をめざすコースで、通常1年の修業で取得できる。いずれも、「ドクトゥール」(Docteur)（博士）になるための学位論文執筆の条件となるものである。

(*7)実際には、所定の年限を超えて在学する場合、仮に奨学金の延長が認められたとしても、2年程度しか残れないといわれる。

6.2. 留学生の適正数とは

ところで、志願者が大学が収容できる能力をオーバーした場合はフランスの大学はどう対処するのであろうか。

留学生に限らず、学生は一般にパリ市内の大学に入学を希望するものが多いが、パリの大学の収容の力を越える志願者が集まった場合は、各大学区におかれている文部大臣によって任命されたレクター（Recteur）[大学区(Academie)長]が、その責任において、郊外の大学へ志願をし直すように学生と“交渉”する。この場合、“交渉”といっても、大学が学生に頼む立場になる。大学にはスペースの限界があるから、その旨を学生に通知し、定員に余裕のある別の大学へ願書を送るように助言する。しかし、学生が自力ではどこにも入れてくれそうな大学を見つけることができなかった場合は、国が斡旋しなければならない。それもレクターの仕事である。

言い換えれば、レクターは国と大学の仲介者的存在で、各国立大学の学長（大学人が選挙で選ぶ）に対し、在外フランス大使館を通して志願（書類選考等、一定の手続きを経て）してきた留学生を受け入れてくれるように依頼する。書類選考（卒業資格、成績、奨学金等についてなされる）の結果、問題がなければ、たいていの場合「受入れ承諾」の返事が得られるが、中には、収容スペースの不足や教授陣が手薄なことなどを理由に断ってきたり、あるいはそれらの整備充実を国が手当してくれるならば引き受けてもよいといった条件をつけてくる場合もある。レクターがそれを正当と認めた場合は、レクターから文部大臣に対して、施設や教職員増の要求がなされることになる。

しかしながら、そうした教員の定員増や施設の拡充等が、留学生の増加を理由に行われるようなことはない。施設拡充等は、留学生を含む全体としての学生総数の増加に対して行われるのである。日本の事情（国立大学における留学生数の増加に見合う教官定員増）を若干紹介した筆者に対し、CNOUSのプレヴォ所長は「フランスでは留学生を特別扱いしていないから、そうした制度や特別措置はない。留学生を別扱いする日本とは違う点である。」とコメントした。

では、視点を変えて、留学生が自国学生を上回るほど増えた場合はどうするのか、ドイツのように留学生、自国学生がともに集中しやすい専攻分野に関しては留学生定員を設定する考え方はないのか、またあるとすれば、どのくらいの数が見まわしいと考えられるか、といった筆者の質問に対しては、「フランスでは、「平等主義」の原則からいっても、留学生定員の設定などは考えられない。」というのが関係者の大方の（原則的な）回答であった。ただ、この「外国人留学生数の望ましい割合」

という問題に関連する論議として、外務省のフランソワ氏は、留学生の出身国の片寄りないし不均衡の問題があることを指摘した。この指摘はE Cの今後の動きと連動したもののようと思われるので、以下にその見解を記しておきたい。

「大学において留学生の割合がどれくらいが適当か（適切な定員）をきめることはたいへんむずかしい問題である。特に全国の大学全体でどれくらいが適当かを語ることはむずかしい。各機関ごとに定員の問題を云々することも困難なことである。フランスでは、自国民学生と留学生とを原則的に区別していないからである。現在のフランスではむしろ、留学生の出身国の不均衡が問題といえる。これまで数十年、フランスにはアフリカやアラブ諸国からの留学生が多く、他のヨーロッパ諸国からの留学生が少なかった。すなわち、イギリス、スペイン、イタリア、ドイツ等からの留学生がフランスには少ない。だが、将来は、それらの国からの留学生が増えて、“均衡回復”が行われるかも知れない。フランスの関心は今そこに集まっている。

いわゆる「エラスムス」計画(*8)が進めば、西ヨーロッパの諸国の大学には今後さらに多くの留学生が入流することになると予想されているからである。留学生の移動は、今後はこれまでとはかなり違った流れになることも考えられる。これまで、ギリシアからフランスに留学する学生の数に比べると、フランス人は観光を除きギリシアに出かける者は少なかった。ところが、最近ではフランス人学生のギリシア留学生希望が少しずつ増えている。E C諸国内の留学生の流動が活発化すれば、E C外からの留学生の入流に対しては、ビザの統制が今よりも厳しくなるかも知れない。発展途上国からの学生はフランスに金儲けが目的で来て、そのまま住み着いてしまうケースが少なくないが、これが今後は次第に困難になるだろう。フランス人自身の大学進学希望者も増加し、誰もが大学に進学したがるようになりつつあるから、それとの競合も問題になってくるかも知れない。その意味で、自国学生と留学生とのバランスをどうとるかについて、今後議論されなければならないであろう。」

フランスの大学はすでに現在でも（とくにパリ地区の大学で）学生が教室から溢

(*8) エラスムス計画は本来外務省の管轄に属するはずであるが、現在は CNOUSが、その運営の責任に当たっている。それだけ、今日では留学生事業に関してCNOUSの力が強力になったといわれる。

れ出ているといわれるが、フランソワ氏は、フランス人学生の大学進学熱が高まって進学者が増え、大学の収容能力が現在よりもさらに悪化した場合には、留学生の定員問題が論議されざるを得なくなるだろうという。その論議も E C 地域内での留学交流がどのような展開をみせるかによって変わってくると推察される。少なくとも現時点では、フランスでは留学生の定員化といった問題はまだ生じてはいない。

6.3. エラスムス計画の影響について

以上のフランソワ氏の指摘の中にも触れられているように、エラスムス計画は、これからのヨーロッパ（E C）における留学交流の最大の問題となってくると思われる。これによって、E C 全体で約10万人の学生が移動すると予想されているが、面接した人のすべてが、エラスムス計画の本格的始動によって深刻化すると予想される問題のいくつかはすでに生じているとして、次のような問題を指摘した。

その第1の問題は、ヨーロッパの大学は現在は単位制度をとっていないが、大学間の単位認定の問題が不可避になるであろうということである。

第2に、外国人学生を引きつける主要分野は何かを再検討する必要があるが起こってこよう。フランスの場合、将来は、科学や建築学など理工系の分野と、音楽など芸術系の分野に学生が増えると予想されている。「われわれの希望としては、留学生が自国で学べない者をフランスに学びにくるという関係（発展途上国から先進国へという従来の留学生の流れのパターン）だけでなく、フランスもまた彼らから学べるようなフランスと同じレベルの知識や技術を身につけた留学生に来て欲しいと願っている。」と国民教育省の担当官は述べた。

第3は宿舎の問題が深刻化する恐れがあることである。フランスは従来、留学生の宿舎のために特別の援助をしていない。もっとも、地方自治体のいくつかでは、今後増加すると予想されるエラスムス学生のために、公費によってそれらの留学生のための宿舎の用意を検討し始めているところもあるという。留学生が適当な宿舎を容易に見つけることができるようなシステムを発展させる必要があるとの認識が徐々に高まっているようである。フランスの大学は、ドイツの大学と違い、学生寮（*cit  universitaires, university hostel*）を用意している。パリには、「国際大学都市」（*La Cit  Internationale Universitaire de Paris*）と呼ばれる数ブロックに及ぶ広域の区画が存在し、はた目には羨ましいとさえ見える高層学生寄宿舎ビルが群居しているが、しかしそれでも、パリ地区の大学の宿舎は収容能力が非常に低いといわれている。パリ市内の大学都市には、国別の宿舎（各国政府や事業団

経営)もあるが十分ではないという。国費留学生の宿舎に関しては CNOUSがそれらの学生寮の世話をしているが、その資料によると、パリ市内では、とくにむずかしいとされる(詳しくは「宿舎」の項参照)。CNOUS が奨学金を出している学生約28万人(留学生および自国学生の双方を含む)に対して僅かに1,347ベッドしかないといわれる(*9)。パリ市内でのアパート探しは困難を極めるようである。

7. 奨学金制度について

フランス政府奨学金は、1987年度の記録では、国民教育省管轄下の CNOUSが 2,188名の学生に学術奨学金を支給している。この他に、海外協力省の管轄下のCIESが223名の学生(Etudiants)に学術奨学金を支給している。CIESはまた、職業訓練の研修生(stagiaires)のみを対象とする奨学金も支給しており、1987年度におけるその総数は2,948名であった。CIESが出す奨学金は、月額4,000フランくらいである。この研修生は、モロッコからの留学生が多数を占める。フランス政府と送出国政府とが折半で彼らの滞在費・学費を支払うシステムになっている。これら両省が管轄する給費生(学生および訓練生)を合計すれば、5,359名になる。

さらに、外務省が文化・学術の国際交流のために支給した奨学金の受給者は7,651名に上る。この7,651名の内訳は、次の通りである。

・ 大学以前の教育を受ける者	4 . 9 %
・ 第 1 期課程及び第 2 期課程	5 3 . 7 %
・ 第 3 期課程(doctoral level)	3 6 . 9 %
・ 第 3 期課程を修了した者(post doctoral research fellow)	4 . 5 %

フランソワ部長によると、1988/89 年度現在の政府の方針では、第 1 期課程を対象とする奨学生の数を今よりも減らし、代わって第 3 期課程、すなわち博士課程の学生を対象とする分を増やそうという方向で動いているという。研修生に対する奨学金は第 3 期課程レベルや博士課程修了レベルと同じ扱いである。これら研修奨学

(*9)CNOUS, I'm going to France (Je vais en France), 1989, p. 40.

生と学術研究奨学生とを合わせると10,000名以上になる。なお、外務省関係では、以上の留学生の他に、学術文化交流のために（学術文化交流部の交流計画によるもの）フランスが1987年に招聘した学者・文化人の数は、4,436名に上った。その76%が学術研究・科学技術研究の交流で、残りの24%が、そのほかの専門分野・文化交流、コミュニケーション・語学教授を目的とするものであった。

第3期課程の学生の場合、奨学金は、平均して月額4,000フラン(=¥120,000)程度という。奨学金の額を決定するのは外務省である。しかし、支給の実際はCNOUSが世話をする。プレヴォ氏によれば、フランス人を含む全国の高等教育機関在籍者のうち、公費奨学金の受給者は13万人であるが、そのうちCNOUSが正式に管理している分は約10%だという。

表A 長期給費生(Les boursiers de longue durée)

給費生数	フランス政府給費生	外国政府給費生
学問分野別		
芸術・文学	2, 3 5 0	1 2 3
法律・経済	8 7 5	4 6 6
人文科学	3 9 4	1 0 5
基礎科学	1, 8 5 7	2 2 1
医学・獣医学・農学	3 3 2	1 3 3
工学	1, 0 2 8	1 5 9
教育水準別		
バカロレア資格	9 7 4	1 8
第1期課程	5 8 7	5 6 7
第2期課程	3, 7 3 8	3 8 8
第3期課程	1, 1 7 5	2 3 4
博士号取得後の研究	2 2 1	—
その他	1 4 1	—
合計	6, 8 3 6	1, 2 0 7

外国人留学生の奨学金受給状況（1988年1月1日現在）の概要は、短期滞在の給費生が5,119名、長期滞在給費生（外国政府給費分を含む）が8,043名（合計 137カ国、13,162人）である。短期給費生(Les boursiers de courte durée)は、全員フランス政府給費生で、総数 5,119名のうちフランス文学研究関係の学生が 5,102名である。長期滞在給費生の内訳は表Aの通りである(*10)。

蛇足であるが、プレヴォ氏のコメントによると、留学生はフランス人学生よりも奨学金の額が多いから、一般に留学生の方が豊かだとの風評があるという。

8. 留学生宿舎の問題

生活の基盤としての宿舎の確保は留学生にとって最も重要な問題であるが、欧州各国における留学生の宿舎問題は最近非常に深刻化している。フランス（パリ）の場合について、以下詳細を記す。

自国政府奨学金およびフランス政府奨学金を授与される留学生の宿舎については、CNOUSが斡旋する。フランスへの留学生の宿舎問題がいかに深刻であるかは、CNOUSが発行している『フランス留学の手引き』(Je vais en France, 1989)をみるとよくわかる。その「手引き」書から関係部分を抜き書きしてみる。

「[フランスの]大都市における宿舎の確保はフランス人学生にとってもきわめて厳しい状況にある。留学生にとっては、とくにパリ地区においては絶望的ともいえる状況である。CNOUS から奨学金を受けている学生は留学生およびフランス人学生の両方を合わせて約 28万人に上るが、この学生数に対して、CNOUSが提供できる大学寮(cité universitaires = university hostel)の収容能力は、僅か1,347人分にすぎないことをあらかじめご承知おき願いたい。

このような状況に鑑み、われわれは留学希望者のみなさんに次の点をお願いせざるを得ない。

- ・できるだけパリ市内やパリ地区の大学への留学を避けること。
- ・渡仏前にフランスでの宿舎の確保に努めること。

(*10)CNOUS, Les Œuvres Universitaires de A a Z, 1989, p. 23.

CNOUS はもはや、たとえ国費留学生であっても、みなさんにパリ市内およびパリ地区での宿舎を保証できなくなっているのである。

また、既婚者の方々に対しては、できるだけ単身で来仏されるようお願いしたい。もし家族を同伴する場合は、次の3つの条件を満たすことをご考慮願いたい。

- ・自力で宿舎を見つけること。
- ・家族を扶養する財政的余裕があること。
- ・家族の病気、傷害、出産等の必要経費をカバーできるだけの健康保健に加入していること。」(*11)

ちなみに、同上『手引き』の1984年版では、「学生総数175,000人に対して提供できる住宅は1,300戸だけ」とあるから(*12)、学生数の増加に対して寄宿舍の条件はまったく改善されていないことがわかる。

また、この『手引き』は、フランスには留学生が利用できる宿舎としてどのような種類があり、家賃はどれくらいか、入居条件はどうかなどについても詳しく触れている。それによると、宿舎には大別して次の5種類がある。

①大学寮(cité universitaires)

1987年現在、CNOUS の下部機関である CROUS (Centre Régional des Œuvres Universitaires et Scholaires) が管理している寮が 221棟あり（それに加えて、CROUS のオフィスが存在しない地域にある大学の寮が40ある）、収容能力は 102,819人である。収容人員総数の12～15%が留学生のために特別に確保されるが、留学生の中では国費留学生が優先的に扱われることになっている。寮費は地域により多少差があり、月額 474フランから 592フランの範囲である。

②パリ国際学生寮

CNOUSの管轄外の施設であるが、パリ大学国際都市(La Cité Internationale Universitaire de Paris)に「パリ大学国際都市会館」(Les Maisons de Résidence de la Cité Internationale Universitaire de Paris) という名の学生用宿舎群がある。これは、公益法人によって運営されるもので、文化・スポーツ施設と併設されている。通称「国際会館」(international house) と呼ばれ

(*11)CNOUS, Je vais en France (I'm going to France), 1989, p. 40 ff.

(*12)CNOUS, Je vais en France, 1984, p. 35.

る（フランス語では，“Fondation”とか“Maison”と呼ばれる）この宿舍は35棟あり，115カ国，約5000人の留学生を収容している。この宿舍の入居条件は，大学の第1期課程（2ヵ年）を修了していることとなっている。通常1年契約であるが，更新は2年まで可能である（最大3年）。寮費（月額）は，シングルで750～800フラン，ダブル1,000～1,400フランである。学生以外にも，3～12カ月の短期滞在の客員研究員，招聘教授，医師，芸術家等も月額1,500～1,800フランで入寮できる。なお，この団地には詳細は明かでないが，各国所有（管理）の自国民学生用宿舍も存在する。

③ H. L. M. 公営住宅

CROUS は若夫婦の学生を対象として，自治体・民間事業団所有の低家賃住宅（Habitations à Loyer Modéré = H.L.M.）の若干（1987年現在 10,778戸）を管理運営している。家賃は月額700～1,100フランである。

④ 民間団体の寮

民間団体が提供する寮が若干あるが，これらは主として女子学生や女子勤労者を対象とするものである。宗派別に組織されているものが多いが，入居者は宗派を問わず受け入れるものもある。3食付き（full board），2食付き（half board），朝食付き等，各種がある。寮費は，入居条件によって異なるが，部屋（個室）のみ月額1,400～1,800フラン，2食付き2,000～2,400フラン，3食付き2,600～3,500フランである（1986年現在）。

⑤ 民間アパート・下宿

各地の CROUSのオフィスには民間のアパート・賃貸室のリストがあり，供覧できる。1989年現在の家賃は 500フランから2,000フランまでさまざまである。現在の傾向として，一人住みの部屋（個室）は年々確保困難になっている。家賃基本料金の他に，光熱費，電気料，清掃費，シーツ使用料，浴室使用料などを別料金として請求される場合もある。家賃の支払は通常 1ヵ月分前納制である。「ステュディオ」（studio）と呼ばれる，アトリエや居間と付属部から成るワンルームマンション（2,000～4,000フラン），2部屋付きマンション（3,000フラン）等は近年非常に入手困難になっており，たまに見つかる場合も，通常の場合（家賃1ヵ月前納）と違って，家賃2，3ヵ月分の前払いを要求されることが多いといわれる。

おわりに

以上、フランスにおける留学生受入れの構造と現状について概観してきた。面接によって得た聞き取り情報を中心にした記述が主で、ドイツの場合に比べると文献や文書資料による補足考察・検証が不十分であるが、それでも、現在のフランスが当面している留学生受入れ上の悩みや諸問題のいくつかの側面に触れることができたのではないかと思う。さいごに、若干の感想を記しておきたい。

フランスの留学生受入れ政策とシステムを調べていて最も印象づけられたことは、留学生を自国学生とを可能な限り対等に扱おうとする「平等主義」ないし「統合主義」の原則が受入れのシステムの隅々まで貫徹していることである。この点は、基本的にドイツの場合も同じ印象を受けたが、さすがに、大学の発祥地の一つに数えられ、世界の大学の古典的モデルを提供してきたフランスの伝統がそこには生きていと感じさせる。キーインフォーマントのプレヴォ氏も、その点をフランスの大学の伝統であるとともに、現政権下のフランスが（政治的な意味でも）最も重視している留学生政策の基本であると強調した。

ただ、プレヴォ氏は、「平等主義」の若干の例外として、留学生のみを入学させる特殊な分野の大学院博士課程（第3期課程）があることを指摘した。そして、プレヴォ氏は自嘲気味に次のように述べた。

「在籍学生の50%以上が留学生という博士課程が存在する。それはフランスの学生は一般に博士号に関心がなく、分野によっては専攻する者が非常に少ないことと関係があり、ある特殊な分野の博士号は留学生だけということも有り得る。一般に、フランスでは、博士号は教職や研究職を得る上でしか役に立たないが、外国では博士号がそうした職業以外の分野でも重要視され、就職に有利に働く場合があるため、留学生の博士号への関心は非常に高い。そのため、留学生にしか出さない（すなわち、フランス国外でしか通用しない）“留学生専用”の博士号まであった。」

もっとも、“平等主義”の原則のもとで、近年は博士号の一本化が進んでいるという。プレヴォ氏は、「フランスの高等教育制度は常に“進化”の過程にある」と主張する。

「特にフランスの学位制度は最近大きな変化を遂げつつある。従来からフラ

ンスの学位制度は複雑を極めた。かつては、国が認可する「国家博士号」(Doctorat d'État)の他に、各大学が授与する「大学博士号」(Doctorat d'Université),「技術博士号」(Doctorat d'Ingénieurs),「第3期課程博士号」(Doctorat de 3ème Cycle)等、数種類の博士号があった。このうち最も難しいのが国家博士で、取得するのに10年から15年くらいかかった。大学博士はふつう2年程度で取得できたが、これは留学生のために各大学が独自に出すもので、フランス国内では通用しないものだった。第3期課程博士は国家博士への準備的な学位ともみられてきたもので、この課程に入学して数年(1, 2年)で取得できた。こうした過去の学位制度の煩雑さを避け、取得に要する期間を少しでも短縮するために改革が進められ、昨年度(1988/89)より、新しい高等教育法のもとで、アメリカの“Ph. D.”のように、後に何もつけない“Doctorat”だけに一本化されることになった。」

プレヴォ氏によれば、国家の冠も大学名もつかない新制度の学位は、3～4年で取得できるとされる。古い教授達はこの新制度に対して反発したが、これまでの国家博士は余りにも高いレベルを要求し、ヨーロッパの他の国や世界諸国の博士学位の大勢とバランスが取れないことが問題にされ、改革に至ったのだという。この「博士学位制度の一本化」は、先に述べた自国学生と留学生とを対等に扱う留学生受入れにおける「平等主義」の政策哲学を反映するものと解される(*13)。

以上みたように、戦後の留学生の増加、とくにかつての植民地諸国からの留学生の増加によって、平等主義の大原則も揺さぶられてきたような状況が垣間みられる。1970年代に入ってから、伝統的な大学自治の原則を尊重する高等教育政策と流動する国際情勢への配慮を余儀なくされる国の外交政策との間の葛藤、あるいは留学生の入学許可決定権にかかわる大学と政府との確執も、そうした動揺の一面とみることができよう。平等主義の伝統からみれば、フランスでは通用しない学位を留学生向けに出すという制度は、あきらかに矛盾としか映らないが、しかしそれは、本来は学術・教育交流の問題である留学生受入れが、今日では、国の外交政策との関係を抜きにしては語れないことを如実に示すものというべきであろう。もっとも、

(*13) “留学生用の医学博士号”については、第2節のA(フランスの高等教育制度・機関の種類)の第3期課程における学位の項でも触れた。またクヌース編の『手引き』にも、これについての言及がある(CNOUS, Je vais en France (I'm going to France), 1989, pp. 71-74)。

その一方で、近年における留学生の登録手続き・入学許可のシステムの改編や上に述べた学位制度の一本化などは、留学政策の国際的動向をにらんだものであると同時に、フランス固有の大学自治の伝統及び平等主義の原則の再確認によって現実の矛盾の解消を図ろうとする努力の現れとみることができるように思われる。

しかしながら、今後もっとも関心を持たざるを得ない問題は、ドイツの場合と同様、エラスムス計画を中心としたE C内の留学交流が盛んになれば、第三世界からの留学生を閉め出す方向で影響を与えることはないかという問題である。今後予想されるフランス人学生の大学進学者の増加も、それに影響を与えそうな不気味な要因である。加えて、昨今E C諸国への流入が増えている東欧からの移住民も潜在的な脅威といえる。フランスが誇る「平等性」の原理は、今後どのような命運を辿るのであろうか。

IV

イギリスにおける 留学生受入れのシステムと現状

1. 主要訪問先と被面接者

イギリスは、1980年代初頭に、外国人留学生に対する国庫補助を廃止し、それに代えて「フルコスト政策」（必要経費全額受益者負担制）と呼ばれる制度を導入したことで知られるが、このようなイギリスの対応姿勢は、留学爆発時代の留学生受入れ政策のあり方をめぐる論議に一石を投じたものであり、同じ問題に当面する他の先進諸国に大きなインパクトを与えた。その意味では、最も詳しい考察を必要とする国である。しかしながら、「まえがき」でも触れたように、イギリスの現地調査は、訪問日程が折悪しくイースター休暇期間と完全に重なってしまった関係から、ドイツやフランスで行なったような政府関係者や留学交流機関関係者との面接ができなかった。諸般の事情から出張日程を変更することも不可能であったため、同じ

方法による調査は諦めざるを得なかった。

しかし、そうした制約の中でも、文部省派遣留学生としてオックスフォード大学に留学中の亀岡雄氏から、自らの留学生としての体験を踏まえたオックスフォード大学における留学生受入れの概要について話しを伺うことができ、また、ロンドン大学教育学部では、フランスのCNOUSのプレヴォ氏とともに1988年のOECD/CERI広島国際セミナーの参加者であったモーリーン・ウッドホール博士(Dr. Maureen Woodhall)とまる1日をかけて、留学生問題について議論する時間を持つことができた。さらに、帰国後の1990年10月に神戸で開催された留学生問題に関する国際シンポジウム(神戸大学主催)の折り、イギリス留学生基金(Overseas Student Trust = OST)のマーティン・ケニヨン(Mr. Martin R. Kenyon)理事長とも親しく話しをする機会に恵まれた。断片的ではあったが、いろいろな機会に得た情報を総合することによって、現時点におけるイギリスの留学生受入れの状況について、ある程度は具体的なイメージを得ることができたように思う。以下、そ一端を報告する。

先にも述べたような理由から、イギリスの状況については、いずれ文献・資料に基づく詳しい報告書をまとめる必要を感じているが、今回はその余裕がないので、ここでは現地訪問で得た情報の中からいくつかを拾って簡単に触れるにとどめたい。記述も系統性を欠くものになるが、それは新年度に計画している研究の「予報」ということで、お赦しを乞いたい(*1)。

なお、イギリスの高等教育制度や大学の種類等については、フランスやドイツに比べれば比較的知られているので、紙幅の都合も考慮し、説明を省略させていただく。

(*1)筆者はこれまでも、断片的にはあるが、イギリスの状況については触れたことがある。江淵一公「留学生研究の最近の動向」『大学論集』17集，広島大学大学教育研究センター，1988年；同「留学の世界的動向－国及び機関レベルの動向－」『高等教育研究紀要』（財・高等教育研究所）第12号，1990年；同「留学生受入れの政策と理念に関する一考察－主要国における政策動向の比較分析から－」『大学論集』第20集，広島大学大学教育研究センター，1991年。

2. イギリスの外国人留学生とフルコスト政策

2.1. フルコスト政策の導入

イギリスは1970年代までは、アメリカ、フランスに次ぐ世界第3位の留学生受入れ大国であった。そのピーク時(1979)には、88,000人を超える留学生が在籍し、全高等教育人口の6%以上を占めるほどであった。しかしながら、現在では西ドイツと順位が入れ替わり、世界第4位(1987/88年度のイギリス教育科学省統計では、65,800人)である(*2)(巻末の表E-1~4を参照)。日本を筆頭に、アメリカ、フランス、西ドイツなど世界の諸国において(日本ほど急激とはいえなくても)流入する留学生が増えている中で、イギリスでこのような“停滞”現象が起こったのは、前に触れた「フルコスト政策」の導入によるものである。

イギリスの場合も、フランスに似て、旧植民地国からの流入が顕著である(表E-4)。イギリスでは、とくに1970年代前半にそれらの諸国からの留学生の流入が急上昇したが、このことが1976年から1980年にかけて国会の内外で他国にみられない激しい論議を惹き起こした。国会では少なくとも14回は「留学生流入増問題」が議題に取り上げられたといわれる(*3)。国会では、留学生教育のための政府補助金の支出額が納税者にどれほどの負担を強いているかが問題になったのである。留学生の大量流入によるイギリスの高等教育の質的低下への懸念も隠れた理由としてあったようであるが、とくに争点となったのは、留学生教育に「コスト」がかかりすぎているという財政上の理由であった。端的に言えば、いずれは母国へ帰ってしまう留学生のための教育に、自国の人材を育てるための教育よりも経費がかかっているのは納得できないという問題であった。国会の要請に基づいて教育科学省が調べ

(*2)Department of Education and Science, Students from Abroad in Great Britain 1973 to 1987, Statistical Bulletin, July 1989.

(*3)American Council on Education, 1982, Foreign Students and Institutional Policy: Toward an Agenda for Action, A Report of the Committee on Foreign Students and Institutional Policy, American Council on Education, p. 19.

たところによると、1978-79年度における留学生教育への国庫補助の支出は 1億5千300万ポンドにのぼっていたといわれる。この数字に対しては、各方面から疑義が出されたが、新登場のサッチャー政権はそれを無視し、1979-80年、留学生に対してはその教育経費に見合うだけの授業料を徴収するという制度の導入を決定した。これが、一般に「フルコスト政策」(full cost policy)と呼ばれているもので、1979/80年にスタートした。

この制度は、しかし、突如として生まれたわけではない。それには前史がある。イギリスでは、すでに1963年に、政府の「高等教育に関するロビンス委員会報告」(Robbins Committee Report on Higher Education)において、留学生の流入増加に対して何らかの手を打つ必要があるという論議が行われている。そこでは、留学生受入れは対外援助の一部であるとしてそのための支出の正当性を認める一方では、高等教育政策を策定するに当たっては、いずれは自国へ帰ってしまう留学生をこの国の人的資源となるイギリス人学生とは別の集団と捉えるべきであるとの考えが出された。その考え方に基づいて、公費支出に際しては、自国学生集団を対象とする場合とは異なる計算方式を留学生に対しては採用すべきだとされたのである。こうしてイギリスは、1967/68年に 留学生と自国民学生との間に大幅な差額を設けた授業料を徴収する制度を導入しようとした。この試みの先導的役割を果たしたのがロビンス報告であったといわれる(*4)。しかしながら、この段階では大学の協力を取り付けるまでには至らず、実質的には留学生の流入を抑制する効果はなかったようである。その証拠に、その後も依然として流入増加が続いた。このような経緯を背景にして、それから約10年後に、留学生数7~8万という時代を迎えるに至って、再びこの「差額」設定論が再浮上し、しかも今度は「フルコスト」徴収という思い切った措置にまで進んだわけである。

もっとも、この制度は授業料を一挙に値上げするというのではなく、移行期間を設けて徐々に値上げを行い、最終的に(1983年までに)必要経費の全額に相当する額を留学生から授業料として徴収することができるようにするというものであった。その計算方式によると、留学生1人当たりの必要経費はイギリス人学生の 8倍から10倍になるとされた。実際に、1985/86年度に大学補助金委員会(University Grant-

(*4) British Report submitted to the OECD/CERI International Seminar on Higher Education and the Flow of Foreign Students, held in Zoetermeer, the Netherlands, 11-13 November, 1985.

ing Committee)が勧告した授業料の最低額は、学部・大学院を含めて 3,310ポンド（大学の教養コース）から 8,050ポンド（医学・歯学・獣医学系の臨床コース）までの間であったといわれる(*5)。イギリス人学生の場合は、学部段階の学生で 520ポンド、大学院生で 1,632ポンドで済むのであるから、それと比べれば、留学生の授業料がいかに高額であるかがわかる。

授業料高騰の影響は大きく、早くも1980年には、留学生の流入率が顕著に低下した。とりわけ、発展途上国からの留学生の減少が著しかった（もっとも、それに代わって、E C諸国やOPEC諸国からの留学生が増えた）。その減少率は、大学では前年比11%減、ポリテクニクでは29%減にまで及んだといわれる(*6)。「留学生の流入を抑制する」という国の目的は確かに果たされたわけであるが、こうした留学生の減少は、大学にとっては大きな痛手で、主要財源（国庫補助）の一つを失ってしまったのである。また、このようなイギリスの留学生政策の転換は、世界の主要受入れ国としてのイギリスの国際的地位と威信を低下させ、とりわけ発展途上国からは「責任の放棄」として激しい批判を浴びた。

2.2. フルコスト政策とイギリス留学生基金（O S T）

この政策に対して、国内では、イギリスの外国人留学生支援団体である「留学生基金」(Overseas Student Trust = OST)から、強い批判と提言がなされた。OST が

(*5)OECD/CERI, 1985, Background Report for Innovation Exchange Seminar on Higher Education and the Flow of Foreign Students), Higher Education and the Flow of Foreign Students:Recent Issues, Policies and Enrollment Trends in OECD Countries, held in Zoetermeer, the Netherlands, 11-13 November, 1985, p.3.; Woodhall, Maureen, "Specific Measures and Programmes for Foreign Students: Some Lessons from British Experience," in Ebuchi, K. (ed.),1989, Foreign Students and Internationalization of Higher Education:Pro-ceedings of OECD/Japan Seminar on higher Education and the Flow of ForeignStudents, Hiroshima: Research Institute for Higher Education (RIHE), Hiro-shima University.

(*6)American Council on Education, 1982, op. cit., p. 20.

出した有名な『留学生問題に関する公開質問状』(*7)がそれである。ロンドン大学教授(当時)ピーター・ウィリアムズ(Peter Williams)の編になる OSTのこの書物は、単なる政府批判の書ではない。それは、留学生政策を、高等教育政策の視点からだけでなく、広くイギリスの外交政策や経済政策の観点から捉えることの重要性を説き、留学生受入れがイギリスにとってどのような利益・恩恵をもたらすか、またイギリスは世界に対してどのような責任を背負っているかを論じ、それを踏まえて、具体的な政策提言を行なったものである。

この提言の基礎は、留学生政策は、単なる教育政策ではなく、国にとって重要な外交政策であり、貿易政策であるという認識である。『留学生問題に関する質問状』の中で、編者のウィリアムズは、留学生受入れによってイギリスが受ける恩恵ないし利益(British interests)と外国(留学生)に対するイギリスの責務(British obligations)という複眼的な視点から、留学生受入れの意義・理念・目的を考えるべきだと主張し、それを考えるための枠組みの提示と具体的な利益と責務の体系的なリストアップを試みている(*8)。「責務」だけでなく「利益」という視点もはっきりに取り入れて、留学生受入れの意義を捉えようとする考え方は、さすがに留学生教育をめぐる「コスト・ベネフィット分析」論議の盛んなイギリスらしいともいえるが、納税者を納得させるにはこうした論議もまた必要なのであろう。ここで上げられた「利益・責務リスト」は、OST が留学生問題を論じたり政策のための提言を検討したりするときの基礎的な枠組みとして、それ以来しばしば登場するものである。

教育上、経済上、及び政治上の「利益」に具体的に言及したこのリストは、留学交流は今日では非常に多様な側面を持っていること、すなわち、留学生受入れは単なる教育政策上の問題ではなく、政治的、経済的政策との関わりにおいて捉えられなければならない問題であることを明確にしたものである。また、このリストには、留学生受入れを発展途上国援助(人的資源開発支援)の一環と捉える従来からの考え方にしばしばみられる、「受入れ国による送出国への一方的な恩恵の施し」とす

(*7)Williams, Peter (ed.), Overseas Student Question: Studies for a Policy, London: Overseas Students Trust, 1981.

(*8)留学生受入れの「利益」と「責務」のリストの具体的内容については別稿を参照されたい。江淵一公「留学生受入れの政策と理念に関する一考察－主要国における政策動向の比較分析から－」『大学論集』第20集，1991。

る見方を拒否し、受入れ国もまた恩恵を受けるのが当然であるとする「互惠主義」(reciprocity)の立場が貫徹していて、その点が非常に興味深い(このような「留学交流の哲学」に関わる論議についての詳細は、「まえがき」で触れた拙稿(*9)を参照されたい)。

1980年のフルコスト政策導入に対して、いち早く留学生の立場から対応策を進言した OSTの役割は非常に大きい。イギリスでは、1983年以降、一時は 5万人台まで留学生が減ったが、1987年以降は徐々に回復し、6.6万人台まで戻った(1988年)。これは、OST の提言を入れた政府の奨学金増額措置の成果であるとみられている。

イギリスの留学生政策論議は、OST の存在を抜きには語れない。この基金は、もともと「英国多文化協会」(English Multicultural Companies)を母体として、1961年に設立された公益法人で、留学生の厚生福祉事業を目的としている。そして、この基金が母体となって、1968年、「英国留学生問題評議会」(The U. K. Council for Overseas Student Affairs = UKCOSA)なる団体が結成された。UKCOSAは、アメリカの「全米留学生問題協議会」(NAFSA)によく似た機関である。この団体の基本的なスタンスは、ウィリアムズ氏によれば、留学生という存在を、中世の大学興隆期のヨーロッパで、新しい知識を求めて国境を超え、各地を流浪して新しい学問を創造しその成果を伝達した学徒の“後裔”と捉える点にある(*10)。

2.3. 「ピム・パッケージ」 — 奨学金拡充策

OST は、政府に対する留学生の利益を代表する圧力団体としての機能をもっている。前述の『留学生問題に関する公開質問状』の刊行もその活動の一つであるが、OST の特色は、政府の留学政策に対する代替案や修正案などが実行力を伴う建設的なものであることである。1982年には奨学金の拡大増額提案や留学生のための厚生事業の拡大などの提案を行なったが、それが政府を動かして、「ピム・パッケージ」

(*9)江淵一公「留学生受入れ政策と理念に関する一考察 — 主要国における政策動向の比較分析から — 」『大学論集』第20集、広島大学大学教育研究センター、1991年。

(*10)Williams (ed.), *op. cit.*, p. 10-11.

(Pym Package) (*11)と呼ばれる奨学金制度大幅拡充案を実現させたのである。このピム・パッケージによって、留学生のために 4,800万ポンドが向こう3カ年間支出されることになった。「ピム・パッケージ」は、無差別的、無制限の助成金支給は行なわないけれども、イギリスと相互交流の関係を結んでいるEC諸国の他、マレーシア、香港、キプロス等、イギリスの国益にかなう「重点国の留学生」(target groups students)に対する奨学金制度を強化するというもので、1984/85年度の資料によると、16,600人以上の外国人留学生がこの奨学金制度の恩恵を受けているといわれる(*12)。1987年の教育科学省の白書は、「イギリスは留学生を歓迎する。政府は、重点国からの留学生に対する支援と、....それらの諸国のニーズを満たすための援助を継続する。....留学生の存在が高等教育機関にもたらし得る教育上の恩恵(benefit)も十分認識している。」と、留学交流に対するそれなりの積極姿勢を表明している(*13)。

ピム・パッケージのテーマは、多角的な政策、外交戦略の視点から留学生のための奨学金を増やすことである。この提言の趣旨とそれに対する政府の反応について、前記の『公開質問状』の共著者の1人でもあるウッドホール女史は次のように語ってくれた。

「1980年、いわゆる「フルコスト政策」の導入により留学生激減に見舞われたイギリス政府は、OST等の勧告を入れて、留学生のための奨学金の増額をきめたが、それはこれまでのようにあらゆる国に公平に分配するやり方ではなく、

(*11)「ピム・パッケージ」とは、当時の文部大臣フランシス・ピム(Francis Pym)の名前をとって名づけられたもので、いわゆる「フルコスト政策」の施行以後に、その欠陥をカバーするような形で講じられた留学生受入れに関する一連の措置をいう。

(*12)その内容は多種で、①技術研修プログラム 9,860人、②外務省奨学生620人、③英連邦局奨学金計画800人、④ブリティッシュ・カウンシル奨学生500人、⑤研究留学生援助計画 1,880人、海外開発局による奨学金一部負担計画等がある。("British Report" in OECD/CERI, 1985, op. cit., p. 24.; Woodhall, Maureen, 1990, "Monitoring and Evaluation of New Funding Mechanisms in Higher Education," Overseas Students, Theme Report 2 (an unpublished/mimeographed paper), p.2.

(*13)Woodhall, 1990, op. cit., pp. 4-5.

イギリスにとって外交上その他の理由から重要とみなされる特定の範疇の学生に的をしぼるというものであった。そのターゲットは、概略以下のようなことである。

まず、そうした範疇の学生の第1は、将来の政治的リーダーになる見込みのある有能な若者である。彼らをイギリスの大学に惹き付けることは、国の外交政策とも連動したもので、各国におかれている英国大使館の機能をフルに活用して、そうした有能な若者の発掘に力を入れている。他方では、そうした留学生にとって魅力のある（すなわち、その国にとって有用な）コースを提供するよう大学の教育課程の整備に努めている。

第2の範疇の学生は、貧しい国の若者である。これは発展途上国一般に対する国際協力計画の一環として実施されている。

第3のターゲットは、すぐれた資質を持つ研究留学生を増やすことである。

第4の範疇では、イギリス政府が奨学金の全額を負担するのではなくて、送出国の政府や企業と折半して奨学金のための資金を支出するというものがある。

そして第5に、特定国に対する援助としての奨学金支出がある。香港、マレーシア、キプロス、中国などがその対象である。それらの国からの留学生は貧しく、政府が支給する奨学金だけでは授業料を払うのが精いっぱい、生活に困窮するというケースが多いため、それを助けることがどうしても必要になる。

（中国人学生の場合、政府奨学金はふつう1年だけで、あとは自己資金で賄うことが期待されているようである。そうした学生に対して、アメリカはパートタイムで働くことを認めているが（いわゆる「大学構内での仕事」("jobs-on-campus")の提供）、イギリスは留学生の労働は全く認めていないから、それなりの援助が必要になる。」

この説明から、厳しいイギリスの外国人留学生政策も、いくつかの特例措置を設けて緩衝に努めていることがわかるが、現状を細かくみると奇妙な点も見受けられる。例えば、E C諸国からの留学生に対しては、相互交流の協定があるため、高額授業料を課さない。E Cからの学生は、一般の外国人留学生と違い、基本的にイギリス人学生と同じ扱いを受けるのである。すなわち、フランスやドイツからの留学生はイギリス人学生と同じ額の授業料を払うことになっている。このため、E C共同体からの学生は、同じ留学生でありながら、発展途上国からの留学生よりも授業料がはるかに安いという“逆転現象”が生まれている。

3. イギリス留学の手続きと入学許可の方法

3.1. 願書の提出

イギリスの大学に入学を希望する者は（イギリス人学生を含めて），全員入学願書を第1志望の大学に直接送付する。その際，志望大学を4つまで順位をつけて選択できる。ふつう，「アッカ」(University Central Council for Admissions=UCCA)（入学許可委員会）と呼ばれる大学本部の機関がそうした業務を担当する。オックスフォードやケンブリッジ大学のような威信の高い大学では，“条件つき募集”(conditional offer)と一般に呼ばれている独自の応募条件が提示される。それは，例えば，中等学校の上級学年における全科目の試験成績がAでなくてはならないといった条件である。

留学生の場合は卒業証明書を第1志望大学の学籍係へ提出しなければならない。まず，その大学のUCCAが書類審査によって資格の有無（成績基準の同等性）を判定する。ロンドン大学の教育学部（University of London Institute of Education）で大学院教育を受けるには，B.S.（学士）の学位が最低条件で，バカロレアの成績がAであることが要求される。卒業資格の「同等性」（等価性）(equivalency)の判定が非常に重要である。大学の要求より低い学位しか持っていない場合は，入学試験を受けなければならない。ウッドホール氏によれば，「各大学は独自の評価基準と方法を持っているが，外国の大学の学位や成績評価基準の同等性の判定には苦労が絶えない。いつも最大の悩み種となっている」。外国の大学の卒業資格等については，ブリティッシュ・カウンシルと相談することもあるという。

入学許可はロンドン大学教育学部の場合，ふつう，次のような手順を踏んで行なわれる。まず，大学の入学許可を担当する学籍係(registrar)が，当該学生が大学が求める入学要件を満たしているかどうかについて書類審査を行ない，その結果を各学科へ通知する。審査結果が，要件を満たしているかどうか疑わしい場合は，学科の責任で学力試験を行うよう求める。それを受けて，学科では問題を作成し，その学生に送付する。その試験は学生の母国で行なわれるわけであるが，別に監督付きの試験形式を踏むわけではないから，レポートのようなものである。ロンドン大学教育学部の場合，学生はふつう，4つの課題について小論文を書くよう求められ

る。小論文の分量は、時間にして2時間半から3時間程度あれば書けるものであるが、中には1週間もかけてその論文を仕上げる学生もあるという。しかし、書くのに要する時間については大学の方ではあまり厳しくは要求しない。その学生の英語の力に疑問を感じた場合は、大学は学生に対し、英語の実力テストを受験することを求める場合がある。大きな国であればブリティッシュ・カウンシルで受験することになるが、小さな国で、ブリティッシュ・カウンシルの事務所が存在しない場合は、イギリスに来てから受験させるという。

仮に英語の実力テストに合格して入学を許可されたとしても、実際に入学後に英語の力が不足していることが分かった場合は、特別補習が行われる。ウッドホール氏によれば、従来のイギリスの大学では、そうした学生のために英語の特別補習をやるというようなことはなく、本人の責任で語学学校に通うなどして向上をはかるしかなかったという。ところが、最近は、留学生の英語力を補強するために、“治療教育”的な英語のクラス(remedial course)を設ける大学が増えている。これは、フルコスト政策導入の一つの結果として出現した現象だという。そうした“サービス”をすることによって、(大学の財源となってくれる)留学生を引きつけることができれば、“価値のある投資”だといえるからである。ウッドホール氏によれば、そのため新たに外国人のための英語担当の教師を雇い入れたりしている大学もあるという。イギリスには、日本と違って、政府が留学生のために教師の定員増のために特別の予算をつけるというような制度は存在しないが、大学がその裁量において、語学訓練センターを設けたりすることは自由である。こうして、イギリスの大学には最近、留学生のための英語センターを設置するところが徐々に増えている。留学生は年間4,000～8,000ポンドもの高い授業料を払っているわけであるから、彼らの英語力向上に役立つ施設にも金を使うべきだとする考えが出てきたのだ、とウッドホール氏はいう。言い換えれば、「フルコスト」の中にはそうした言語教育のための経費も含まれているということになる。

3.2. 入学許可通知と渡航

留学生は渡航前に入学許可通知を入手できる。私費留学生の場合、イギリスに来るためにはビザが必要であるが、ビザは入学許可がなければ発行されない。イギリスに来る外国人留学生の中には、継続教育(further education)機関に就学している者がかなりの数に上るが(巻末付表E-1参照)、これには、大学に入学する前にまずこれらの機関で予備的教育を受けて力をつけ、良い成績を獲得して大学入学

の条件を良くしようとする（前述の、いわゆる“conditional offer”を満足する成績をおさめる）ケースが多数含まれているといわれる。すなわち、継続教育機関に入学許可になればビザは発行されるから、まずこの資格で渡航し、そこで力をつけて志望の大学へ進学するというものである。「継続教育を受けている外国人留学生は、多分、そのほとんどが大学進学のための予備教育を受けているものと思われる。Aレベルの成績をそこでおさめれば有力大学への進学も可能になるからだ。」とウッドホール女史は語った。

数カ月程度の短期間だけ英語を学ぶためにイギリスに来る学生も多いが、彼らは長期滞在ビザはもらえない。イギリスには、「ポリテクニク」など、公立セクターの継続教育機関とは別に、私立の語学学校がたくさんあり、これらも日本語の「大学」に当たる“college”の名を冠したものが多いが、正規の高等教育機関ではない。しかし、そうした語学カレッジに籍をおいて英語の力をつけないと、継続教育機関に入学することもむずかしいという。また、最近では、継続教育機関自身が英語訓練コースを設けて留学生の招致に努めているところがあるといわれる。

3.3. 留学生定員と学生増への対応

イギリスの大学では、授業料に関しては留学生をイギリス人学生とは別扱いする制度を設けていながら、「留学生定員」というものははっきり決まっていない。では、どのようにして入学許可をきめるのであろうか。ロンドン大学（教育学部）の場合について、ウッドホール氏は次のように説明した。

「各年度に、学科長(director)と学籍担当官(registrar)が協議して、教師の数や開講可能授業時間数、財政状況等を勘案して、入学許可可能な学生数、すなわち募集人員(offer)をきめるが、募集の人数は実際に受け入れることのできる数よりもいくらか多めにする。なぜなら、入学を許可しても、予定していた奨学金がとれなかったり、あるいは別の大学の奨学金がとれたなどの理由で、入学を断ってくる者が毎年必ずあるからである。自分の属する学科（比較高等教育研究センター）では、毎年40人を募集するが、実際に入学するのは年によって異なり、ある年は38人来たのに、別の年は28人しか来なかった。実際に何人来るかをもっと予測することはたいへんむずかしい。」

一方、毎年恒常的に留学生の入学志願者が多い場合は、教員の定員を増やして対

応することも当然考えられるが、その場合もすぐにフルタイムの教員増を行うのは危険が多いという。学生の志願者数はいつ変わるかわからない不確定要因だからである。そのため、イギリスの各大学では、例えば、学生が増えてきたときは、最初はパートタイムの講師を雇ったり、それも 3 年契約等の期限付きで教員を雇い、様子を見て、契約を更新したり破棄したりして調整するシステムがふつうのようである。これは、イギリスの高等教育財政の仕組みによるものであるが、日本の国立大学の場合のように、留学生数の増加に応じて教員数を増やすというようなシステムは存在しない。各大学は、どれだけの留学生を入学させるか、財源をどのように使うかについて自治権を持っており、その財政枠の中で留学生の増加にどう対応するかを自由に決めるのである。したがって、教員定員を増やす必要があると感じたら、まず学科内の同僚を説き伏せ、大学の経営理事会や財政委員会を説き伏せなければならない。しかし、教員定数を増やすことは、実際にはたいへんむずかしいようである。ここ 10 年ほどの間、イギリスの大学では教員 1 人あたりの学生数を増やす傾向が強まっており、教師 1 人あたりの学生数は、従来の 1 : 10 から、今では 1 : 12 程度に増え、教員の負担は増大しているという。

3.4. 学生の種類

入学許可に関連することであるが、イギリスの大学では、学生は学位の取得に関して 2 種に大別される（巻末の付表 E-3 参照）。その一つは、“First degree students” と呼ばれる学生で、イギリスの大学に修学し、その大学から学位を得ようとする学生をいう。もう一つは、“Sub-degree students” と呼ばれる学生である。これは、イギリスの大学に修学してはいるが（通常、1 学期や 1 年だけの短期間）、そこでの学位取得を目的としていない学生である。彼らは、学位は母国で取得することを希望しており、ただ母国の大学に修学中の一部の期間を外国の大学で学ぶことに当てる、短期海外留学計画 (Junior-year Study Abroad Program) による学生である。国際交流時代を反映してか、巻末付表 E-3 にみるように、近年総合大学ではこの種の留学生が増えている。

オックスフォード大学に留学中の亀田氏によると、この大学では、上の “First degree student” に当たる学位コースの学生を、「正式に入学を許可された学生」(matriculated student) と呼ぶ。入学式 (matriculation ceremony) は学期 (term) ごとに実施されるが、この式に出席して初めて「正規生」(matriculated student) と認められるのである。1 年程度、交換留学で来ている学生は、この大学の教授の指

導を受け、授業に出席することも許されるが、「正規生」ではないから学位を取得するための学期試験は受けられない。もっとも、条件を満たして学位コースに乗り換えることは可能であるという。

4. 英語（補習）教育

大学によっては、すべての留学生に対して、到着後すぐに英語の試験を行い、彼らの語学力を調べる。その結果によって、大学内に開設されている外国人学生のための英語コースを強制的に履修させるというシステムを採るところが増えている。そのための費用は大学の方で特別の財源で賄っている場合もあれば、別途に徴収している場合もあるという。

また、大学によっては、“pre-sessional course”と呼んで、正規の学期がスタートする前に、2～3カ月間の英語の集中訓練コースの履修を義務づけているところもある。オックスフォード大学がその例である。オックスフォード大学の場合、留学生のための英語補習教育は、大学の「言語教授センター」(Language Teaching Centre = LTC)で行われている。学生は9月にやってきて、10月まで語学センターで英語を学ぶ。このセンターは大学とは一応別の組織である。このセンターでの英語教育は、英語の書き方、読み方、話し方を教えるが、重点は学術論文の書き方など、“academic writing skills”を中心にしたものである。オックスフォード大学では、新学期が始まる（10月開始）前の9月に、約1ヵ月間、学期開始前英語教育(pre-sessional course in English)と称して実施されている。1988年から始まったものだということから、まだ新しい試みである。このコースは希望者のみで、受講のためには別途授業料（200ポンドくらいかかる）が必要である。亀岡氏によれば、毎年、30人くらいの受講生があるが、そのうちの12,3人は日本人だという。受講者は皆、一応英語能力試験に合格したものであるが、実際の授業について行くにはまだ不十分な点があるという場合に、このコースの履修が勧められる。

ロンドン大学の場合は少し事情が違う。ロンドン大学では、いったん受け入れた後、資格試験(qualification test)を行う。これに合格しないと授業を受けることができない。ロンドン大学の場合、語学センターは部分的に大学に属するが、このセンターの授業を受けるには、オックスフォードの場合と同様、授業料が必要である。しかし、もし学生が「正規学生」（フルタイム）として入学を許可され、語学

履修を条件づけられている場合は、別に授業料は要らない。この場合、「フルコスト」の中にそのための費用が算入されているとみなされるからである。

また、学期開始後も、必要に応じて、語学センターにおける履修 (in-sessional course) が要求される場合がある。この場合も授業料は不要である。ただ、語学訓練だけが目的で短期間やってくる学生の場合は、別途に授業料をおさめなければならない。ブリティッシュ・カウンシルのテストをうけて、“reasonable”と判定された学生でも、大学は独自にテストを行う場合が多いという。数を確認することはできなかったが、専門科目の履修と平行して行われる語学力を磨くための英語学習 (in-sessional English course) を、学位取得の条件として義務づけている大学はイギリスでは少なくないということである。

5. 留学生の宿舎問題

さいごに、留学生の宿舎問題について簡単に触れておきたい。

OST は、最近では、『次のステップー1990年代の留学生政策ー』(*14)なる書物を刊行している。この書物は、留学生のために大学の施設を改良すること、特に英語教育のための施設設備を整備することや、留学生のための宿舎を用意することを提案したものである。フルコスト政策の導入によって、イギリスの各大学は、これまで大学の財源のかかなりの部分を占めていた国庫補助を削減されたため、それを埋める重要な財源としても「フルコスト」を負担してくれる留学生をできるだけ多数入学させることが必要になってきている。ウッドホール女史らの調査によると、最近では、留学生を惹き付けるために大学の自己宣伝活動を活発化させる大学が増えてきているという（付表E-2参照）。いわゆる「顧客としての留学生」論の擡頭である(*15)。しかしながら、留学生が必要とする質の高い教育を提供するための物的条

(*14) The Next Step: Overseas Student Policy into the 1990s, London: Overseas Student Trust, 1990.

(*15) 「留学生顧客論」(foreign students as customers)については、前掲の拙稿「留学生受入れの政策と理念に関する一考察ー主要国における政策動向の比較分析からー」『大学論集』第20集、広島大学大学教育研究センター、1991年、参照。

件を十分整えないで、ただ財源としてのみ彼らを歓迎するようでは問題であるところから、フルコストを負担してくれる留学生を迎え入れようとする大学は、まず施設設備を改善して教育の質を高める努力、彼らのニーズを的確に把握して、それに応える教育課程を整備する努力が必要だということを強く勧告したのが、この『次のステップ』である。中でも、宿舎に関する勧告は最も重要なものといわれる。

すでに前の二つの章でみたように、留学生のための宿舎の問題はドイツでもフランスでも共通して深刻な問題となってきた。イギリスでも事情は同じである。ウッドホール氏は次のように語った。

「宿舎は、特に家族連れの留学生の場合とロンドン市に住もうとする場合に深刻な問題となる。ロンドンでは、家賃が高く、安くて快適なアパートを見つけることは至難の業である。留学生の生活費は、自国政府の奨学金と自己資金では、どうしても足りない場合が多い。また、留学生は博士課程段階の学生が多いため、家族同伴で来たいというケースが多くなるが、イギリスでは留学生もその家族（妻）も労働は禁止されている。家族を母国に残し単身で留学する場合でも、年輩者の場合は適当な宿舎の確保は容易ではない。学生用のアパートは、一般に若い学部学生を対象にしているものが多く、年輩者の留学生は、イギリス人の若者用につくられた宿舎を好まないという問題があるからである。

生活費は年額平均4,000ポンドくらいである。留学生の平均収入は月額330ポンドくらいであるが、家賃だけで地方（ロンドン市郊外）でも週20～40ポンド、ロンドン市内ならば40～50ポンドはかかる（部屋が独立しているだけで、台所、浴室・便所は共用というのが普通である）。田舎に比較的家賃の安い宿舎を見つけても、今度は通学に金と時間がかかるから有利ともいえない。このように家賃が高いために、生活費を切り詰めざるを得なくなる。しかも、イギリスの大学生向けのアパートは「食事付き」というのが多い。ところが、留学生は宗教上の理由もあって、自炊のできるアパートを求めたがる。この「手ごろな値段で自炊可能な宿舎」(reasonably priced self-catering accommodation)というのが最も入手困難なタイプなのである。こうした要求に応えるために、大学はしばしば「ホステル」(university hostel)と呼ばれる留学生用寄宿舍を用意しようとするが、これは留学生を「ゲッター化」する危険をはらんでいるため問題があると考える大学人が多い。配偶者同伴の留学生の場合に宿舎問題は最も深刻であるため、この問題の緩和策の一つとして、送出国によっては、配偶者をもつ留学生には休暇時の渡航旅費を支給するから国に残すようにさせ

ているケースも現れている。」

イギリス政府は、かつて一時期、留学生のための宿舎対策の計画を持っていたことがあるが、いまはないという。“O.S.W.E. Program”と呼ばれたその計画は、高等教育機関に対し、留学生の宿舎を建てるための資金補助をするという計画であった。しかし、政府の財政緊縮がこの計画の実行を不可能にし、宿舎の用意は受入れ機関の責任で行こなえということになってしまったのだという。ところが高等教育機関にはそうしたことに支出できるような財政的余裕がない。生活の基盤となる宿舎の確保について公的な支援を受けられないとなれば、留学生受入れは実際問題として非常にむずかしくなる、とウッドホール氏は心配している。

「しかし、ここで重要なのは、この宿舎問題が、外国人留学生だけでなくイギリス人学生全体についても共通だという点に注目することだ。」と女史はいう。つまり、それは、学生の「生活」に対する政府の態度が責任を回避する方向に変化しつつあることを示唆するものであり、その変化の方向は、イギリス人学生に財政的自立性を要求するものだと言っている。早くいえば、必要な学資金は自分の力で賄え、宿舎にしても自力で見つけることを原則とせよ（国は宿舎の用意はしない）というものである。

「従来、学生は政府の補助で大学が用意した宿舎に安い費用で入居できたが、今や、その経費も自分で賄えというのが政府の基本姿勢である。自国学生でさえ自己資金ですべてを賄えというのであるから、留学生のための宿舎を特別に用意するというようなことはとてもできない相談だということになる。政府は、学生が生活に必要な資金がないならば、ローンは準備してやるといっている。こういう状況の中では、残念ながら政府が留学生のために何か特別の資金を用意することを期待することは不可能である。」

留学生に対する「フルコスト政策」の導入によっても、宿舎の手当まではカバーしないという方針のようであるが、そうした意味の“受け皿”の整備はむしろ、大学自身にできないならば、地方自治体の責任で行なえというのがサッチャー政権の原則的な対応姿勢であったといえるようである。その後内閣はメージャー首相に受け継がれたが、新政権がこれからのイギリスの高等教育政策及び留学生受入れ政策をどのように展開することになるのか、この報告書をまとめる段階ではまだ何も見通しがつかない。

おわりに

以上、イギリスの留学生受入れの最近の動きについてその一端を述べてきた。1980年代当初には徹底した留学生流入抑制策をとろうとしたイギリスであったが、その後は、OST 等の留学生支援団体の要求や諸外国からの要望等も容れて、政策の軌道修正を行かない、留学生教育に対する補助金政策は打ち切ったが、奨学金制度の充実をもって多少とも、それを補填する方向に進んでいるように見受けられる。しかしながら、現在までのところ、それもイギリスにとって外交上重要な国や歴史的に関係の深い国など、“国益”の観点からのしぼった“重点主義”的対応を基調とするものである点に大きな特色があるといえるようである。

留学生流入の抑制策・制限策として導入されたフルコスト政策が、「財源としての留学生」＝「留学生顧客論」を生み出し、留学生招致のための魅力ある大学環境づくりと教育課程の改善を促進する一つの契機になっているというのは、興味深い現象である。「留学生顧客論」には、下手をすると、留学生が食い物にされるのではないかというマイナス・イメージがつきまとうが、うまく行けば、大学教育の質を国際的に高める契機となる可能性も高い。高額の奨学金で釣るのではなく、まったく反対に、その国の学生の8倍も高い授業料を払ってでも、そこに留学したいという気を外国人学生に起こさせるためには、よほどすぐれた、信頼できる教育を用意しなくてはならないであろう。イギリスの諸大学はそれにあえて挑戦しようとしているのである。歴史と伝統に裏付けられた大学教育への揺るぎなき自信がそういう冒険をさせるのであろうか。

そしてこの国でもまた、すでにみた他の2国と同様、エラスムス計画の進展が第三世界との留学交流に対してはどのような影響をもたらすことになるのか、やはり注意深く見守る必要がありそうである。

V

結 語

要 約 と 感 想

以上，ドイツ（旧西ドイツ），フランス，及びイギリスの留学生受入れのシステムと現状について駆け足で概観し，各国が現在当面している問題点にも若干触れた。調査の対象となった3つの国の留学生受入れのシステムについては，それぞれの国情を反映する独特の問題点も当然存在するが，他方，共通の問題点も少なくない。本書を結ぶに当たり，これらヨーロッパ3国に共通する問題点を簡単に要約し，いささか羅列的になるが，順序不同でその要点を記してみよう。あわせて筆者の個人的な感想も若干述べておきたい。

1. 留学生受入れにおける学部後教育の重視

まず政府レベル，あるいは国の全体的な学術教育交流に関係を持つ機関・団体のレベルでの政策ないし方針にかかわるものとして，第1に指摘されることは，どの国も留学生受入れの意義を「学問研究の国際性」の観点から重要視し，大学の研究

と教育の活性化にとって留学生受入れは基本的に望ましいことと積極的に受け止めていることである。ただ、最近の特徴的な傾向として、そうした研究的・教育的意義の中でも特に「研究」の方に重点をおいて留学生受入れを考えようとする傾向が強まっているように思われる。それは、学部段階の留学生よりも学部後（ポスト・グラデュエート）段階の留学生を歓迎することに現れている。ドイツのようにはっきりとそれをDAAD奨学生選考の方針にしている国もある。フランスやイギリスは、そうした点を明言してはいないが、受入れ国は新しい知識・技術を留学生にただ与えるだけでなく、留学生からも貰うことのできるような“対等の交流”こそは、これからの望ましい留学交流のあり方であるとの考え方は、それらの国でもしばしば聞かれたことであった。フランスのある政府関係者は、はっきりと、これまで支配的であった「国際協力」あるいは「発展途上国援助」の視点からの留学生受入れの考え方は今後修正されて行くだろうと述べた。

第三世界からの留学生の招致よりもE C諸国や他の先進諸国からの留学生を歓迎するというような口ぶりは、いささか気になるところであるが、要するにこのような考え方の発展は、いまや留学生受入れという事業が、従来の「協力」、もっとはっきりいえば「施し」（ギブ）的な性格のものから「互惠」（ギブ・アンド・テイク）的な性格のものへと転換して行く曲がり角にさしかかっていることを意味するものかも知れない。一方的な「受入れ」から、相互的な「交流」への転換といってもよいであろう。少なくとも受け入れ側の意識は変化をみせ始めているといえる。

2. 留学生受入れにおける国益主義の視点の顕在化

第2は、第1点と密接に関連することであるが、どの国も留学生受入れを何らかの意味で「国益」に照らして考えていることである。それは、最も明示的にはイギリスの場合にみられるが、ドイツやフランスにおいても基本的には同様である。その国益とは、研究・教育上の利益だけでなく、経済的利益や政治的（外交的）利益も広く考慮されている点が注目される。相互交流提携や留学生招致の対象国について、ある種のランクを設ける「重点主義」(targetting)の政策が打ち出されてくるのも、植民地と宗主国の歴史的関係といったことの他に、そうした国益主義の視点が絡んでくるからとみられる。

3. 政府と大学の関係

次に、政府と受入れ機関の関係レベルの問題として、留学生受入れの手続きと決定をめぐる政府と大学の問題がある。ドイツでは、ドイツ留学を希望する学

生の入学許可手続き及び配置については、連邦教育科学省－各州文部大臣会議事務局－中央学籍配置局－各大学との連携機構が整備されているし、フランスでは、文部省／外務省－CNOUS－CROUS－大学区（レクター）－大学との間にその種の連携機構が設けられている。（イギリスについてはこの種の情報を入手していない。）それらの機構が常に円滑に機能しているかどうか、突っ込んだ調査はできなかったが、そうした面での効果的な機構を整える工夫の必要は、留学生が増加すればするほど切実になってくるであろう。この意味の計画性は、後でも触れる留学生の地域的適正配置を実現するためにも重要と思われる。

4．留学生流入に対する抑制的対応の方法

近年のヨーロッパでは、留学生の無制限な流入に対しては一定の歯止めをかけようとする試みがみられるが、その具体的な方法はさまざまである。本書で述べて来た各国の具体的な方法をまとめると、

- (1) 査証発行条件の厳格化
- (2) 入学許可基準の厳格化
- (3) 留学生定員の設定
- (4) 高額授業料の徴収

といった措置が採用されているということになる。(1)と(2)は大体どの国にも共通する方法であるといえるが、(3)と(4)については、国による特色となっている。(3)を採用しているのはドイツだけであり（ただし、特定専攻分野に限っての部分的採用）、(4)を導入しているのはイギリスだけである。これは、高等教育機関の設置主体（国公立／私立）及び財政的基盤に関する国情の相違を反映するものであろう。

5．入学条件の等価性の問題

入学許可の条件に関しては、前段階教育の修了資格や学業成績の同等性の判定をめぐって、たいへんむずかしい問題がある。ヨーロッパの大学は、一部の高等専門学校・専門学院を除いて一般に入試を行わず、中等学校修了資格をもって、大学入学の基礎資格とするのが原則である。大学間に威信の格差があるイギリスの大学の場合は、中等教育最終学年の成績が重視されるが、大学間格差が少ないといわれるドイツの大学では「アビトゥーア」が、フランスの大学では「バカロレア」がその基礎資格をなす。この条件は当然、留学生にもそのまま適用される。問題は、教育制度の異なる国で前段階の教育を修了した留学生の場合、その修了資格（修了証明書や成績報告書）が受入れ国のものと同等と認め得るかどうか、いわゆる「等価性」

(equivalency) 認定の作業がむずかしいことである。その作業のための情報収集が非常に大切になってくる。一般には、修了した「教育段階」や「修業年数」の等価性が問題にされるが、実際の留学生指導では、その教育段階でどのようなことを学んできたかという教育の内容を問わざるを得ない場合もある。この問題をクリアする方法は「入試」またはそれに代わる学力試験を課すことである。どの国でも、必要に応じてその種の付加的な学力試験を課す大学が増えている。

ちなみに、この修業証書や学業成績報告の国際的等価性に関する研究が最も進んでいるのはアメリカである。ヨーロッパ訪問の帰途立ち寄ったニューヨークの国際教育協会(IIE)で調べたことであるが、アメリカでは、このIIEが中心になって、各国の学校格差に関する情報や学力水準に関する情報を、各国の教育制度や教育課程の専門家を通して収集し、学業成績報告の信憑性や水準内実の判定資料を蓄積し、全国の大学の利用に供している。各大学の入学許可業務担当者(admission officer)は、それらの膨大な資料に自らさまざまな情報チャンネルを通じて収集した情報を加えて、個々の志願者に関する入学許可に必要な判定資料を作成する。アメリカの大きな大学でこのような業務を担当する者は、一種の専門職とみられるほどその能力は高いといわれている。

6. 留学生受入れ機関の多様化

最近の留学生の受入れ機関は、いずれの国においても、伝統的な学術・教養型の総合大学が多数派を占めるとはいえ、それに限られるわけではなく、専門的職業人養成の専門学校・単科大学等、実学的な高等教育機関にも広く拡大し、多様化する傾向をみせている。ドイツでは、伝統的な学術型の総合大学であるユニヴェルジテートの他に職業的技術的教育に重点をおくファッハホッホシューレ等に、フランスでは、伝統的な学芸型の総合大学ユニヴェルシテだけでなく、高度な専門的職業人育成のグランゼコールやエコール・ユニヴェルシテにも、またイギリスでは、伝統的なユニヴァーシティの他に工業技術のポリテクニクなどの継続高等教育機関にも、かなりの外国人留学生が在籍している。もっとも、伝統的な大学以外の高等教育機関への留学は学術的総合大学への進学のステップとして利用されている面もないとはいえないようであるが。

7. 留学生の地域的適正配置の問題

主たる受入れ機関である伝統的な総合大学における留学生の受入れに関して、最近各国で問題になっているのは、留学生の入学志望大学が特定の地域や機関に集中

し、分布の片寄りが目立ってきていることである。イギリスの場合は比較的各地に分散しているようであるが、ドイツの場合はベルリンに、フランスの場合はパリに留学生が集中する傾向がある。とくにフランスは、パリへの一極集中による分布の不均衡の是正に苦慮している。ドイツは留学生がベルリンに集まりがちとはいうものの、パリほどではないといわれる。文部大臣会議事務局と中央学籍配置局の機能をフルに活用することによって地域的分散に比較的成功している方だといえよう。

8. 留学生宿舎確保の問題

留学生の地域的・機関的遍在の問題は、宿舎の問題とも密接な関係を持ってくる。留学生のための宿舎の確保という問題は、いまヨーロッパ3国が共通に直面している最も深刻な問題といえる。エラスムス計画の進展がこの問題のいっそうの深刻化に拍車をかけているという面も否定できないようである。もっとも、エラスムス計画によるECの学生自身、短期滞在の場合とくに、適当な宿舎が確保できずに困惑する事態がすでに各国で発生し始めているという。ドイツではもともと大学に学生用寄宿舎を用意する慣行がない。イギリスやフランスの古い大学では、大学が学生のための寮を用意している場合があるが、それらは留学生専用というわけではない。パリには有名な留学生用宿舎群がかたまっている国際大学都市なるものが存在するが、「留学生と自国学生とを分け隔てしない」平等主義の原則を大切にするフランスでは、一般に、留学生のみを収容する宿舎は留学生を「ゲットー」化してしまう危険があるとして、敬遠する傾向が強い。現在のヨーロッパ3国では、政府が留学生の宿舎建設に積極的に乗り出す可能性はほとんどないようである。もっばら、地域社会の受容力と地方自治体や民間団体の支援にことを委ねているとの印象が強い。

9. 留学生のための言語教育の問題

留学生のための言語教育の充実、どの国も最も力を入れている問題である。イギリスも最近では、大学内に英語の補習教育機関を設けるところが増えている。フランスも同様である。ドイツは、英語やフランス語に比べてドイツ語の普及度が相対的に低いことを自認しているためか、学位論文を英語で執筆することを認める大学が増えているが、それと同時に、留学生の渡航前（世界の主要都市のゲーテ・インスティトゥートにおけるドイツ語教育講座の開設）及び渡航後（大学におけるドイツ語補習教育）のドイツ語教育にはかなりの力を入れている。3国のどのキー・インフォーマントも、異口同音に言語教育の整備充実こそは留学交流を成功させる鍵であると強調し、とくに渡航前の、母国における留学志望国の言語習得の機会を

どのように保証するかが、世界各地の優秀な学生を招致する上での決定的な条件であると思うと述べていたことが非常に強く印象に残っている。

10. 留学生に対する“自然体”での対応姿勢

さいごに、全体的な印象であるが、これらヨーロッパ3カ国を回って最も強く印象に残ったことは、さすがに学問を求めて諸国から優秀な学徒が蟄集し、中世ヨーロッパにおける大学興隆の基礎をつくった古い歴史的背景と伝統を持つゆえか、3国ともに留学生受入れについてほとんど気負ったところがなく、自国学生に対するのと同じように、ごくふつうに対応する“自然体”の対応姿勢が貫徹していると感じられたことである。「自然体の対応姿勢」とは、留学生だからといってことさらに力み返ることもなく、自国民の学生に対するのと同じ普通の態度で接する姿勢であり、要するに留学生を特異な存在、特別の存在とみない態度である。むろん、随所で述べたように、近年における留学交流の大衆化がもたらした留学生流入の増大に対しては、いささか“防御的態勢”もみられるが、しかしそれはあくまでも政府の政策レベルの話であって、研究と教育の活性化における留学生の存在意義をよく認識している受入れ機関のレベルでは、拒否的な態度はまずみられないといってよい。これは長年、これら3国の大学に留学した経験者との面接から得た印象であるが、いったん受け入れた外国人学生に対しては、自国学生とまったく分け隔てすることなく教育しようとする姿勢は一貫しているといえるようである。

この対応姿勢の問題は、留学生の処遇における「統合主義」対「分離主義」の対立の問題と関連を持つ。日本では、ややもすれば留学生を特別の存在とみなし、一般の学生とは違った扱いをする傾向があるように筆者は感じているが、これはヨーロッパの人々が最も嫌う点である。留学生と自国学生とを「統合」させることが、留学生教育の大原則でなくてはならないという考えである。この考え方が、フランスが強調する「平等主義」理念から出てくるコララーであることはいうまでもない。留学生専用宿舎の建設に対して消極的なのも、それが「統合主義」とは反対の「分離主義」を生み出すことを恐れているからとみることもできなくはない。その点、日本における対応姿勢は、ヨーロッパ人の場合とは対照的に、彼らが非難する「分離主義」の要素を多分に持っている。もっとも、日本の対応姿勢は、留学生が抱えているさまざまなハンディキャップに対する配慮に根ざすものとして首肯し得る面もあるので、分離主義を一概に退けてしまうわけには行かないと筆者は考えているが、しかし基本的には「統合主義」の姿勢を忘れないようにすることが肝要であろう。

参考文献・資料一覧

1. 大学案内、大学便覧

○ドイツ

Johann Wolfgang Goethe-Universität, Studieren in Frankfurt.

Johann Wolfgang Goethe-Universität, Informationen für Ausländische Studienbewerber und Studienbewerberinnen, 1990.

Johann Wolfgang Goethe-Universität, Frankfurt am Main, Pressestelle der Universität, 1987.

Johann Wolfgang Goethe-Universität Frankfurt a. M., Vorlesungs- und Personenverzeichnis für das Sommersemester 1990, für das nur ein Vorlesungsverzeichnis erscheint, Univ. -Buchhandlung Blazek and Bergmann, 1989.

○イギリス

Centre for Higher Education Studies, Institute of Education University of London, Centre for Higher Education Studies.

2. 教育・学術交流機関・団体

○ドイツ

Aims-Functions-Programmes, DAAD, 1989.

DAAD, Biosciences in the Federal Republic of Germany, 1989.

3. 教育基本統計・留学生統計

○ドイツ

Federal Ministry of Education and Science, Basic and Structural Data: Education Statistics for the Federal Republic of Germany, 1989/90.

○フランス

Ministère de l'Education Nationale de la Jeunesse et des Sports, Note d'Information: les Etudiants de Nationalité Etrangère, dans les universités, les écoles d'ingénieurs, les écoles de commerce, 1988-1989.

○イギリス

Department of Education and Science, Students from Abroad in Great Britain 1973 to 1987, Statistical Bulletin, July 1989.

4. 教育法・教育制度概説

○ドイツ

Framework Act for Higher Education, Bonn: Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft (BMBW), 1986.

"Titre 1er: le Service Public de l'enseignement Supérieur," Journal Officiel de la République Française, 1984, pp. 431-440.

BMBW, Into the Future by Tradition: Higher Education in the Federal Republic of Germany, Bildung und Wissenschaft, Nr. 1-2, Inter Nationes, 1987.

BMBW, Higher Education Institutions in the Federal Republic of Germany, Information 14, 1988.

Massow, Valentin von (translated by Timothy Nevill), Organization and Promotion of Science in the Federal Republic of Germany, Inter Nationes, 1986.

○フランス

French Ministry of Education, Organization, 1989.

5. 留学案内・高等教育情報 (ガイドブック・ハンドブック)

○ドイツ

DAAD, Ein Studienführer Biowissenschaften in der Bundesrepublik Deutschland.

DAAD, translated by Larry Fischer and Guy Moore, Academic Studies in the Federal Republic of Germany, Köllen Druck and Verlag GumbH.

DAAD/田村聖子訳『ドイツ連邦共和国への留学』Köllen Druck and Verlag GumbH.

DAAD, translated by Geerard Finan and Barbara Schultz, Degree Courses at Institutions of Higher Education in the Federal Republic Germany, Deutscher Akademischer Austauschdienst, 1988.

DAAD, Japanisch lernen in Japan, 1988.

DAAD, Das Studium in der Bundesrepublik Deutschland, 1989.

DAAD, Studienführer Japan, 1989.

DAAD, translated by Guy Moore, Postgraduate Courses in the Federal Republic of Germany, DAAD, 1990.

DAAD, Scholarships for Post-graduate Courses 1990/91.

Jonen, Gerdi and Horst Roche (eds.), translated by DAAD for Secretariat of Standing Conference of Ministers of Education and Cultural Affairs of the Länder, The Educational System in the Federal Republic of Germany, Foreign Office of the Federal Republic of Germany, 1982.

Kasprzyk, Peter (ed.), translated by Larry Fischer, Admissions to Univer-

sity Studies via preparatory courses for foreign students ("Studienkollegs"), DAAD, 1986.

Standige Konferenz der Kultusminister der Lander in der Bundesrepublik Deutschland, 1989.

○フランス

CNOUS, Je vais en France, 1984.

CNOUS, I'm going to France, 1989.

CNOUS, Restaurants and Residences Universitaires, 1989.

CROUS, 8 Services pour les etudiants.

CROUS, Les Oeuvres Universitaires de A a Z.

○イギリス

International Extension College and Department of International and Comparative Education of the Institute of Education University of London, Distance Teaching in Developing Countries.

Institute of Education University of London, MEd Degrees: Higher degrees in education for experienced teachers and administrators.

University of London Institute of Education, Overseas Students Handbook, Part 1: Pre-arrival Information.

University of London Institute of Education, Advice on Accommodation in London, revised June 1987.

University of Surrey, A Guide for Overseas Students: University of Surrey, England.

6. 留学政策・留学生研究報告・研究論文

○ドイツ

BMBW, The Federal Government's Tasks in Education and Science, 1985.

Teichler, Ulrich, u. Susan Oppen, Erträge des Auslandsstudiums für Studierende und Absolventen, (Studien zu Bildung und Wissenschaft, Band 69), Bonn: BMBW, 1988.

Teichler, Ulrich, Alan Smith und Wolfgang Steube, Auslandsstudienprogramme im Vergleich, (Studien zu Bildung und Wissenschaft, Band 68), Bonn: BMBW, 1988.

Teichler, Ulrich, The First Years of study at Fachhochschulen and Universities in the Federal Republic of Germany, Alle Rechte vorbehalten, 1990.

ハインツ・モース、テトレフ・モース（編）『ドイツ連邦共和国の文化活動』インター・ナツィオーネス、ボン、1989年。

○イギリス

- Commonwealth Standing Committee on Student Mobility, Commonwealth Student Mobility Commitment and Resources, Commonwealth Secretariat, 1986.
- The Working Party on Crisis and Hardship Arrangements for Overseas Students, Containing Crisis: The Response to Overseas Student Groups in Hardship, UK Council of Overseas Student Affairs, 1985.
- OST, The Next Steps: Overseas Student Policy into the 1990s, London: Overseas Students Trust, 1990.
- Reed, Bruce, Jean Hutton, and John Bazalgette, Freedom to Study: Requirements of Overseas Students in the UK, London: Overseas Students Trust/The Grubb Institute, 1978.
- Williams, Peter (ed.), The Overseas Student Question: Studies for a Policy, Overseas Students Trust, 1981.
- Williams, Peter (ed.), A Policy for Overseas Students: Analysis, Options, Proposals, Overseas Students Trust, 1982.
- Williams, Gareth, Maureen Woodhall and Una O'Brien, Overseas Students and Their Place of Study: Report of a Survey, Overseas Students Trust, 1986.
- Woodhall, Maureen, "Financing Student Flows: The Effects of Recent Policy Trends", Economics of Education Review, Vol. 6, No. 2, pp. 195-204, 1987.
- Woodhall, Maureen, "Specific Measures and Programmes for Foreign Students: Some Lessons from British Experience," in Ebuchi, Kazuhiro (ed.), Foreign Students and Internationalization of Higher Education: Proceedings of OECD/JAPAN Seminar on Higher Education and the Flow of Foreign Students, Hiroshima: Research Institute for Higher Education, Hiroshima University, 1989.
- Woodhall, Maureen, Monitoring and Evaluation of New Funding Mechanisms in Higher Education, Overseas Students, Theme Report 2 (Unpublished/mimeographed), Centre for Higher Education Studies, Institute of Education University of London, 1990.
- 安原義仁「イギリスにおける留学生受け入れの諸問題」名古屋大学教育学部編『留学生教育に関する調査研究－昭和62年度国立大学「教育方法等改善経費」調査報告－』、1988年、45-54ページ。
- 安原義仁「イギリスにおける留学生受け入れの諸問題」「留学生の適応教育に関する調査研究」第3回研究会（於・名古屋大学教育学部）発表レジュメ、1988年1月。

7. その他

Sekretariat der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland, Zur Situation des Japanischunterrichts in der Bundesrepublik Deutschland, 1988. (『ドイツ連邦共和国普通教育機関における日本語教育の状況』)

Ministère des Affaires Etrangères, Relations Culturelles Internationales Perspectives 90, 1990.

Centre for Higher Education Studies Institute of Education University of London, Biennial Report 1987-89.

Ebuchi, Kazuhiro (ed.), Foreign Students and Internationalization of Higher Education: Proceedings of OECD/JAPAN Seminar on Higher Education and the Flow of Foreign Students, Hiroshima: Research Institute for Higher Education, Hiroshima University, 1989.

潮木守一・金口恭久「西ドイツにおける大学の設置認可と評価」飯島宗一・戸田修三・西原春夫編『大学設置・評価の研究』東信堂, 1990, 109～147ページ。

江淵一公「留学の世界的動向－国レベルと機関レベルの留学政策－」『高等教育研究紀要』第12号(特集・国際教育交流の新段階)、(財)高等教育研究所、1990年、9～17ページ。

江淵一公「留学生受入れの政策と理念に関する一考察－主要国における政策動向の比較分析から－」『大学論集』第20集、広島大学大学教育研究センター、1991年、33～67ページ。

手塚武彦「フランスにおける大学の評価」, 飯島宗一・戸田修三・西原春夫編『大学設置・評価の研究』東信堂, 1990年, 91～107ページ。

マックス・プランク教育研究所研究者グループ著／天野正治監訳『西ドイツ教育のすべて』(Das Bildungswesen in der Bundesrepublik Deutschland, 1984), 東信堂, 1989年。

吉田正晴「現代フランスの留学生受け入れ政策に関する一考察－とくに『大学の自治』の視点から－」『大学論集』第19集、広島大学大学教育研究センター、1990, 301～320ページ。

〈注〉ここに掲載した文献・資料には、現地調査時に収集したものに加え、渡航前及び帰国後に国内で収集したものも若干含まれている。

付録1

各国外国人留学生関係統計表

表 G - 1 ～ 5 : 西ドイツ

表 F - 1 ～ 9 : フランス

表 E - 1 ～ 4 : イギリス

表G-1：西ドイツにおける自国学生と外国人学生

学生 種別 年度	冬学期における全学年登録者数			第1年次入学登録者数		
	自国学生と 外国人学生 合 計	外国人学生		自国学生と 外国人学生 合 計	外国人学生	
		人数	%		人数	%
1960	246,939	20,540	8.3	54,101	4,760	8.8
1965	308,022	23,840	7.7	52,590	4,227	8.0
1970	421,976	24,901	5.9	92,676	4,626	5.0
1975	836,002	47,298	5.7	163,695	11,203	6.8
1980	1,036,303	57,713	5.6	192,924	13,210	6.8
1981	1,121,434	62,464	5.6	214,510	15,089	7.0
1982	1,198,330	66,455	5.5	225,594	15,497	6.9
1983	1,267,263	69,644	5.5	232,117	15,130	6.5
1984	1,311,699	72,252	5.5	220,168	15,017	6.8
1985	1,336,395	74,574	5.6	206,862	15,351	7.4

[Source]: Federal Office of Statistics, as quoted Hildegard Schaeper and Klaus Schnitzer "Problems of Foreign Students in the Federal Republic of Germany" background paper for the International Seminar on Higher Education and the Flow of Foreign Students held in Hiroshima, Japan, 8-10 November 1988.

表G-2：地域、主な出身国、送り出し国タイプによる西ドイツにおける外国人学生の分布

留学生 年次別 主な出身 地域・国	第一年次の外国人学生				外国人登録者総数			
	1980年		1985年		1980年		1985年	
	数	%	数	%	数	%	数	%
ヨーロッパ（トルコ キプロスを除く）	5,721	43.3	7,196	46.9	22,544	39.0	29,770	39.9
ギリシア	862	6.5	707	4.6	5,204	9.0	6,447	8.6
アフリカ	692	5.2	715	4.7	3,884	6.7	4,310	5.8
アメリカ	2,269	17.4	2,692	17.5	6,572	11.4	7,600	10.2
合衆国	1,645	12.5	1,915	12.5	3,531	6.1	4,042	5.4
アジア（トルコと キプロスを含む）	4,292	32.5	4,493	29.3	23,598	40.9	31,567	42.3
トルコ	1,475	11.2	1,214	7.9	6,542	11.3	9,215	12.4
イラン	783	5.9	716	4.7	5,331	9.2	7,872	10.6
オーストラリア／ オセアニア	52	0.4	59	0.4	135	0.2	166	0.2
その他	157	1.2	195	1.3	980	1.7	1,161	1.6
発展途上国	6,572	49.3	7,057	46.0	36,224	62.8	47,827	64.1
西ドイツ全体	13,210	100.0	15,300	100.0	57,713	100.0	74,574	100.0

〔資料出所〕表1に同じ

表G-3：西ドイツの高等教育機関の種類別による自国学生と外国人学生の比率

学生種別 高等教育 機関の種類	冬学期における 自国学生			冬学期における 全外国人学生			冬学期における 発展途上国 ¹⁾ からの学生		
	1975/76	1980/81	1985/86	1975/76	1980/81	1985/86	1975/76	1980/81	1985/86
総合大学 (Universität)	75.6	72.1	69.3	77.2	74.8	72.5	77.1	72.0	70.1
総合制大学 (Gesamthochschule)	5.3	6.8	6.4	2.6	4.8	5.8		5.1	6.2
芸術・音楽大学 (Kunst- und Musik- hochschulen)	1.7	1.6	1.5	4.8	4.0	3.1		2.6	2.1
専門大学 (Fachhochschule)	17.1	16.8	20.2	15.3	16.4	18.5		20.2	20.8
行政専門大学 (Verwaltungsfach- hochschulen)	0.4	2.6	2.6	--	--	--	--	--	--
合計総数	788,704	978,590	1,261,821	47,298	57,713	74,574	27,593	36,224	47,827

<注> 1) 1982年

〔資料出所〕表1に同じ

表G-4：研究分野による西ドイツにおける国内学生と外国人学生の分布の割合

学生種別 年次別 研究分野	冬学期における 自国学生			冬学期における 全外国人学生			冬学期における 発展途上国 ¹⁾ からの学生		
	1975/76	1980/81	1985/86	1975/76	1980/81	1985/86	1978/79 ²⁾	1980/81	1985/86
人文学	25.7	22.9	20.4	23.5	23.3	23.3	12.6	13.6	16.2
体育学	2.0	2.1	1.4	0.8	0.9	0.9	0.7	0.8	1.0
法学、経済学									
社会科学	23.3	26.3	27.5	14.7	16.4	18.2	15.3	16.7	17.6
数学、自然科学	17.3	15.6	15.5	13.9	13.6	14.0	16.3	15.9	15.8
医学	6.3	8.0	7.7	8.3	9.1	7.9	9.0	8.6	7.9
農学、林学									
食品科学	2.3	2.8	2.6	2.7	2.5	2.4	3.1	3.2	3.0
工学	17.8	17.4	20.1	28.7	27.5	27.4	39.2	37.5	35.2
芸術	5.2	5.0	4.7	6.9	6.3	5.4	3.4	3.3	3.2
その他/不明	0.0	0.0	0.0	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	0.2
合計総数	788,704	978,590	1,261,821	47,298	57,713	74,574	31,503	36,224	47,827

<注> 1) 1982年 DACによる

2) 1975/76の冬学期のデータはない

〔資料出所〕：表1に同じ

表G-5-1: 西ドイツの外国人留学生の機関別・出身国別一覧表

留学生年次別 機関別 出身国	留学生合計 (年次別推移)				1988年留学生のうち	
	1975	1980	1985	1988	芸術・音楽大学	専門大学
〈ヨーロッパ〉	22730	29086	39670	45831	37018	8813
E C加盟諸国	10784	14229	18352	20526	17446	3080
ベルギー	392	476	528	576	445	131
デンマーク	208	209	236	289	245	44
フランス	2264	2504	2518	2955	2391	564
ギリシア	3395	5204	6447	6184	5626	558
イギリス ¹⁾	1034	1423	1872	2085	1703	382
アイルランド	54	101	164	215	202	13
イタリア	817	1142	1943	2577	2108	469
ルクセンブルグ	654	678	946	1084	995	89
オランダ	1327	1434	1856	2002	1613	389
ポルトガル	135	239	396	523	401	122
スペイン	504	819	1446	2036	1717	319
〈E C外〉	11946	14857	21318	25305	19572	5733
ブルガリア	81	121	115	127	116	11
フィンランド	1048	800	684	710	658	52
アイスランド	111	115	200	254	231	23
ユーゴスラビア	801	1128	1749	2472	1938	534
ノルウェー	643	640	712	814	792	22
オーストリア	2116	2437	3662	4772	3888	884
ポーランド	168	414	1414	1765	1573	192
ルーマニア	129	182	183	253	220	33
スウェーデン	419	393	455	460	414	46
スイス	1031	1088	1203	1296	1111	185
ソビエト	24	52	81	100	88	12
チェコスロバキア	857	624	574	595	493	102
トルコ	4208	6542	9215	10638	7087	3551
ハンガリー	282	296	338	388	355	33
キプロス	—	—	685	624	574	50
その他	28	25	48	37	34	3
〈アフリカ〉	3249	3884	4310	5184	4268	916
エジプト	811	795	696	840	799	41
エチオピア	93	164	369	445	360	85
アルジェリア	298	601	355	274	199	75
ガーナ	282	258	248	278	235	43
カメルーン	50	114	192	406	342	64
モロッコ	143	151	201	422	335	87
ナイジェリア	498	424	274	226	178	48
チュニジア	241	212	384	559	491	68
その他	833	1165	1591	1734	1329	405

表G-5-2：西ドイツの外国人留学生の機関別・出身国別一覧表（つづき）

留学生年次別 機関別 出身国	留学生合計（年次別推移）				1988年留学生のうち	
	1975	1980	1985	1988	芸術・音楽大学	専門大学
〈アメリカ〉	5451	6572	7600	8160	7322	838
アルゼンチン	158	212	257	291	265	26
ボリビア	149	160	224	247	161	86
ブラジル	369	490	547	729	668	61
チリ	382	516	517	508	446	62
カナダ	289	330	429	399	366	33
コロンビア	203	246	314	371	315	56
メキシコ	111	189	228	245	230	15
ペルー	181	275	403	458	365	93
アメリカ合衆国	3049	3531	4042	4240	3973	267
ベネズエラ	132	215	161	125	97	28
その他	428	408	478	547	436	111
〈アジア〉	14408	17056	21667	26097	20986	5111
アフガニスタン	349	548	691	684	532	152
台湾	300	475	583	700	680	20
中国	66	317	1117	2378	2313	65
インド	686	655	585	604	535	69
インドネシア	3324	3185	2260	2143	1317	826
イラク	234	233	356	385	317	68
イラン	3825	5331	7872	9511	6750	2761
イスラエル	379	461	662	902	852	50
日本	1137	1256	1134	1200	1181	19
ヨルダン	617	711	976	974	862	112
韓国	614	1066	2673	3557	3420	137
レバノン	200	284	316	324	256	68
パキスタン	240	267	187	210	164	46
シリア	564	508	467	443	393	50
タイ	267	290	238	211	176	35
ベトナム	1118	621	915	1148	634	514
その他	488	848	635	723	604	119
〈オーストラリア・ オセアニア〉	128	135	166	162	135	27
オーストラリア	105	110	133	134	107	27
その他	23	25	33	28	28	—
合 計	47298	57713	74574	86666	70766	15900

<注> 1) 北アイルランドを含む

〔資料出所〕 BASIC AND STRUCTURAL DATA: Education Statistics for the Federal Republic of Germany 1989/90, Federal Ministry of Education and Science, Federal Republic of Germany.

表 F-1 : フランスの大学に在籍する外国人留学生の登録総数と比率

留学生 年度	実数	増加率	大学在籍者総数に対する 留学生の比率 (%)
1962-1963	21,630	100	8.0
1965-1966	28,354	131	7.0
1970-1971	44,100	204	7.0
1975-1976	85,578	395	10.7
1980-1981	110,763	512	12.9
1985-1986	131,979	610	13.6
1986-1987	126,762	586	13.1
1987-1988	123,978	573	12.5
1988-1989	124,975	577	12.0

[資料出所] NOTE d'INFORMATION, les étudiants de nationalité étrangère dans les universités, les écoles d'ingénierie, les écoles de commerce 1988-1989, MINISTÈRE DE L'ÉDUCATION NATIONALE DE LA JEUNESSE ET DES SPORTS, 1990-06.

表 F-2 : フランスの大学に在籍する外国人留学生の分野 (学部) 別構成比とその推移 (%)

年次 [#] 学部	留 学 生										フランス人学生
	1973-1974	1978-1979	1980-1981	1985-1986	1986-1987	1987-1988	1988-1989	1988-1989			
法学部	13.4	12.0	11.4	10.5	10.6	10.8	11.0	14.1			
経済学部	8.3	12.3	13.5	11.5	11.0	10.7	10.3	10.0			
文学部	39.0	38.2	40.0	34.8	34.4	34.5	33.9	31.6			
理学部	16.5	19.4	21.3	23.5	23.5	22.8	23.0	18.1			
医学部	13.8	9.8	9.5	11.0	11.9	12.8	13.5	10.6			
薬学部	4.4	3.5	3.3	2.9	2.5	2.3	2.2	3.2			
歯学部	1.1	0.9	0.8	0.7	0.7	0.8	0.9	0.9			
複数専門	0.5	1.3	0.6	3.2	3.3	3.3	3.0	4.3			
IUT*	2.9	2.7	2.5	1.9	2.1	2.0	2.2	7.1			
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			

[資料出所] 表 1 に同じ。〈注〉*: IUT=Instituts Universitaires de Technologie (大学付設技術短期大学部: ここに入るにはバカロレアが必要) #: 年次別の期間は、9 月から翌年の 6 月までを指す。

表 F-3 : 大学在籍者の課程別構成比 (フランス人学生と留学生の比較) (%)

	第1期課程*	第2期課程	第3期課程	計
フランス人	52.8	34.7	12.5	100.0
外国人	33.9	29.4	36.7	100.0

[資料出所] 表 1 に同じ。〈注〉*「キャパシテ」(capasite) を含む。
キャパシテとは、バカロレアを保持しない者が高等教育を受ける
ことのできる継続教育課程をいう。通常、法律関係の実務を学ぶ学生を指す。

表 F-4 : 大学在籍留学生の分野別・性別構成比 (%)

分野	性別	男性	女性	計
法学部		11.2	10.6	11.0
経済学部		11.5	8.1	10.3
文学部		24.4	50.5	33.9
理学部		28.9	12.7	23.0
医学部		15.6	9.9	13.5
薬学部		2.1	2.5	2.2
歯学部		0.9	0.9	0.9
複数専門学部		2.9	3.3	3.0
IUT		2.5	1.5	2.2
計		100.0	100.0	100.0
大学生総数に 対する比率		%	%	%
		63.5	36.5	100.0

[資料出所] 表 1 に同じ。

表 F-6 : イル・ド・フランス地域¹⁾の大学に在籍する
留学生の分野 (学部) 別分布と構成比

分野	%	留学生の分布	留学生の比率
法学部		12.1	45.6
経済学部		10.3	41.6
文学部		38.2	46.8
理学部		18.5	33.2
医学部		13.2	40.5
薬学部		1.4	26.3
歯学部		0.9	43.2
複数専門学部		4.4	60.6
IUT		1.0	13.8
合計		100.0	41.5
実数		5,1843	-

(注 1) パリを中心とした古都地域。
[資料出所] 表 1 に同じ。

表 F-5 : 大学在籍学生（フランス人学生と留学生）の性別・年齢別構成比（％）

性別	年齢	17-18歳	19-20歳	21-22歳	23-24歳	25-26歳	27-28歳	29-30歳	31歳以上	計
フランス人	男性	8.9	28.4	23.1	13.0	7.5	4.7	3.5	10.9	100.0
	女性	11.8	30.2	22.8	12.9	6.6	4.0	2.6	9.1	100.0
	計	10.5	29.4	22.9	13.0	7.0	4.3	3.0	9.9	100.0
外国人	男性	1.4	6.2	9.8	12.2	14.2	14.2	12.0	30.0	100.0
	女性	4.1	14.6	16.3	14.9	12.8	10.4	8.2	13.7	100.0
	計	2.4	9.3	12.1	13.2	13.7	12.8	10.6	25.9	100.0
計	男性	7.7	24.7	20.9	12.9	8.6	6.3	4.9	14.0	100.0
	女性	11.1	28.9	22.3	13.1	7.1	4.5	3.0	10.0	100.0
	計	9.6	26.9	21.7	13.0	7.8	5.3	3.9	11.8	100.0

〔資料出所〕表 1 に同じ。

表 F-7-1 : 出身国別・分野別留学生数（海外領土を除くフランス本土のみ）

地域	課程	法学部	経済学部	文学部	理学部	医・薬・歯学部	複数専門	IUT	計
ヨーロッパ 専門 大陸	専門 %	2471	1764	11928	2707	2399	757	514	22540
	%	11.0	7.8	52.9	12.0	10.6	3.4	2.3	100.0
	%	18.0	13.8	28.2	9.4	11.5	20.0	18.8	18.0
ヨーロッパの中の ギリシャ イギリス スペイン ポルトガル 西ドイツ		384	185	1495	324	158	59	8	2613
		230	227	1321	131	41	71	66	2087
		204	152	1246	373	649	89	57	2770
		330	277	1313	376	182	168	189	2835
		353	267	2449	384	295	132	51	3931
アジア アジア	%	1328	1160	6710	5202	5568	460	402	20830
	%	6.4	5.6	32.2	25.0	26.7	2.2	1.9	100.0
	%	9.7	9.1	15.8	18.1	26.8	12.1	14.7	16.7
アジアの中の イラン レバノン シリア 中国		272	218	1287	1135	837	168	36	3953
		307	287	918	1112	1945	67	70	4706
		88	72	465	513	1880	27	42	3087
		98	108	448	864	120	18	4	1660
アフリカ アフリカ	%	9130	9272	17662	19362	11849	2273	1733	71281
	%	12.8	13.0	24.8	27.2	16.6	3.2	2.4	100.0
	%	66.4	72.4	41.7	67.4	57.0	60.0	63.4	57.0
北アフリカ 計 モロッコ チュニジア アルジェリア		3684	3993	10323	13500	8055	1132	1236	41923
		26.8	31.2	24.4	46.9	38.8	30.0	45.2	33.5
		1682	2176	5895	8147	4522	576	977	23975
		897	858	1749	2041	1152	215	87	6999
		1105	959	2679	3312	2381	341	172	10949

表 F-7-2 : 出身国別・分野別留学生数（海外領土を除くフランス本土のみ）（つづき）

地域	課程	法学部	経済学部	文学部	理学部	医・薬・歯学部	複数専門	IUT	計
その他のアフリカ カメルーン コートジボアール マダガスカル		1163	1057	903	978	491	181	94	4867
		796	431	571	370	334	183	29	2714
		332	538	824	916	654	76	80	3420
アメリカ アメリカ % 計 %		760	536	5773	1292	896	283	69	9606
		7.9	5.5	60.1	13.5	9.3	2.9	0.7	100.0
		5.5	4.2	13.6	4.5	4.3	7.5	2.5	7.7
合衆国 ブラジル		267	124	2254	129	62	53	25	3214
		78	91	622	366	140	29	1	1327
オセアニア オセアニア % 計 %		5	10	91	10	1	1	1	119
		4.2	8.5	76.5	8.4	0.8	0.8	0.8	100.0
				0.2					0.1
不明・その他		51	62	203	181	73	13	13	596
計 専門分野 (%) 学生総数 (%)		13745	12804	42367	28754	20786	3787	2732	124975
		11.0	10.2	34.0	23.0	16.6	3.0	2.2	100.0
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

〔資料出所〕表 1 に同じ。

表 F-8-1 : 課程・学部別フランス人学生数及び留学生数（海外領土を除く）

段階 課程	キャパシテ* 又はそれに準ずる者		第 1 期課程		第 2 期課程		第 3 期課程		計	
	フランス人	外国人	フランス人	外国人	フランス人	外国人	フランス人	外国人	フランス人	外国人
法学部	15550	1720	59124	4273	39746	3385	14321	4367	128759	13745
%	(96.7)	(94.6)	(12.7)	(10.5)	(12.6)	(9.2)	(12.6)	(9.5)	(14.1)	(11.0)
経済学部	-	-	52332	5169	29094	4563	9325	3072	90751	12304
%	-	-	(11.2)	(12.8)	(9.2)	(12.4)	(8.2)	(6.7)	(10.0)	(10.2)
文学部	-	-	155162	16619	114030	14147	19344	11601	288536	42367
%	-	-	(33.3)	(41.0)	(36.1)	(38.4)	(17.0)	(25.3)	(31.6)	(34.0)
理学部	-	-	73436	5940	65493	9764	26305	13050	165243	28754
%	-	-	(15.8)	(14.7)	(20.7)	(26.5)	(23.1)	(28.5)	(18.1)	(23.0)
医学部	-	-	29040	2450	30898	2405	36833	12038	96771	16893
%	-	-	(6.2)	(6.0)	(9.8)	(6.5)	(32.4)	(26.3)	(10.6)	(13.5)
薬学部	-	-	72	5	24591	1875	4196	928	28859	2808
%	-	-	-	-	(7.8)	(5.1)	(3.7)	(2.0)	(3.2)	(2.2)
歯学部	-	-	-	-	5782	455	2683	630	8465	1085
%	-	-	-	-	(1.8)	(1.2)	(2.3)	(1.4)	(0.9)	(0.9)
複数専門	537	97	32059	3315	6601	218	712	157	39909	3787
%	(3.3)	(5.4)	(6.9)	(8.2)	(2.1)	(0.6)	(0.6)	(0.3)	(4.3)	(3.0)
IUT	-	-	64369	2732	-	-	-	-	64369	2732
%	-	-	(13.8)	(6.8)	-	-	-	-	(7.1)	(2.2)
計	16087	1817	465612	40503	316235	36812	113719	45843	911653	124975
%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表 F-8-2 : 課程別・学部別フランス人学生数及び留学生数（海外領土を除く）

段階 課程	「キャパシテ」 又はそれに準ずる者		第 1 期課程		第 2 期課程		第 3 期課程		計	
	フランス人	外国人	フランス人	外国人	フランス人	外国人	フランス人	外国人	フランス人	外国人
法学	12.1	12.5	46.0	31.1	30.8	24.6	11.1	31.8	100.0	100.0
経済学	-	-	57.7	40.4	32.0	35.6	10.3	24.0	100.0	100.0
文学	-	-	53.8	39.2	39.5	33.4	6.7	27.4	100.0	100.0
自然科学	-	-	44.4	20.7	39.6	33.9	16.0	45.4	100.0	100.0
医学	-	-	30.0	14.5	32.0	14.2	38.0	71.3	100.0	100.0
薬学	-	-	-	0.2	85.4	66.8	14.6	33.0	100.0	100.0
歯学	-	-	-	-	68.3	41.9	31.7	58.1	100.0	100.0
複数専門	1.3	2.9	80.3	87.3	16.6	5.6	1.8	4.2	100.0	100.0
IUT	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0
計	1.8	1.5	51.0	32.4	34.7	29.4	12.5	36.7	100.0	100.0

〈注〉*:「キャパシテ」(capacité) = 表 3 の注参照。

[資料出所] 表 1 に同じ。

表F-9-1(1/2) : 専門分野(学部)別・大学区別留学生数(海外領土を除く) : 1988-1989年度

大学区	課程	法学部	経済学部	文学部	理学部	医学部	薬学部	歯学部	複数専門	IUT	計	%	外国人比率
パリ		3842	2916	14425	7010	6032	299	469	468	59	35510	28.4	18.4
クレテイユ		1138	1585	3891	1055	535	81	-	1812	275	10372	8.3	21.6
ヴェルサイユ		1293	833	1504	1492	275	358	-	18	188	5961	4.8	11.3
パリ地区計		6273	5324	19820	9557	6842	738	469	2298	522	51843	41.5	17.7
イクス・マルセイユ		401	532	2039	1196	573	136	29	21	75	5002	4.0	9.2
アミアン		211	183	374	719	418	69	-	8	65	2047	1.6	13.4
ファミリー・ギアナ		6	3	10	3	-	-	-	-	1	23		0.4
ブザンソン		62	114	776	416	257	38	-	84	144	1891	1.5	11.9
ボルドー		641	401	1677	1263	876	103	74	41	81	5157	4.1	9.6
カーン		164	286	722	436	147	59	-	2	25	1841	1.5	9.5
クレルモン		113	130	471	465	129	60	28	8	63	1467	1.2	7.5
コルス		3	11	8	12	-	-	-	-	1	35		1.9
ディジョン		146	187	369	346	172	42	-	122	61	1445	1.2	7.8
グルノーブル		400	630	1657	1409	317	81	-	22	150	4666	3.7	11.9
リール		749	763	1128	1742	691	233	59	17	216	5598	4.5	9.5
リモージュ		77	43	157	207	140	51	-	-	32	707	0.6	7.0
リヨン		851	873	1803	1014	1152	219	42	704	160	6818	5.4	10.8
モンペリエ		507	570	1892	1271	1118	266	55	158	113	5950	4.8	13.6
ナンシー・メス		331	305	1069	1861	874	123	45	9	195	4812	3.9	12.2
ナント		222	258	941	588	338	102	83	23	80	2635	2.1	7.1
ニース		485	238	808	483	177	-	28	41	81	2341	1.9	10.2
オヴァ・トゥール		233	245	882	502	338	69	-	142	80	2491	2.0	9.2
ポワティエ		216	179	599	484	134	24	-	14	61	1711	1.4	9.1
ランス		254	253	208	300	258	91	33	7	138	1542	1.2	9.0
レンヌ		179	180	612	708	455	44	31	32	53	2294	1.8	4.9
レユニオン島		10	34	120	56	-	-	-	-	-	220	0.2	5.8
ルーアン		189	239	484	553	197	60	-	-	110	1832	1.5	9.6
ストラスブール		628	327	2107	1166	739	95	55	17	97	5231	4.2	14.4
トゥールース		394	496	1634	1997	551	105	54	17	128	5376	4.3	9.6

表 F-9-1 (2/2) : 専門分野 (学部) 別・大学区別留学生数 (海外領土を除く) : 1988-1989年度 (つづき)

大学区	課程	法学部	経済学部	文学部	理学部	医学部	薬学部	歯学部	複数専門	IUT	計	%	外国人比率
その他の学区		7472	7280	22547	19197	10051	2070	616	1489	2210	73132	58.5	9.8
フランス	計	13745	12804	42367	28754	16893	2808	1085	3787	2732	124975	100.0	12.0

[資料出所] 表 1 に同じ。

表 F-9-2 : 専門分野 (学部) 別・大学区別留学生数 - 前年度との比較 (1987/88年度と1988/89年度の増減率)

1987-88	総数	13333	13243	42764	28291	15908	2811	940	4152	2536	123978		
	%	10.8	10.7	34.5	22.8	12.8	2.3	0.8	3.3	2.0	100.0		
対前年度比		3.1	-0.3	-0.9	1.6	6.2	-0.1	15.4	-8.7	7.7	0.8		

[資料出所] 表 1 に同じ。

表 E - 1 : イギリスの高等教育機関における留学生数の推移(1974-1984)

年度 区分・段階							1979 -1984 変化(%)	1983 -1984 変化(%)
	1979	1980	1981	1982	1983	1984		
大学								
1. 大学院	18,433 (21)	17,455 (22)	16,431 (26)	16,233 (29)	17,044 (31)	17,988 (32)	-2	-6
2. 学部	21,578 (25)	20,538 (26)	17,505 (27)	16,661 (29)	16,464 (31)	16,931 (30)	-22	-3
3. 大学 計 (1+2)	40,011 (46)	37,983 (48)	33,936 (53)	32,894 (58)	33,508 (61)	34,929 (62)	-13	-4
4. その他の高等 継続教育	21,313 (24)	19,998 (26)	18,924 (30)	15,555 (27)	14,154 (25)	13,580 (24)	-36	-4
5. 高等教育合計 (3+4)	61,324 (70)	57,981 (74)	52,860 (83)	48,449 (85)	47,662 (86)	48,509 (86)	-21	-2
6. 非高等継続教 育	26,713 (39)	19,649 (26)	11,211 (17)	8,216 (15)	7,946 (14)	7,612 (14)	-72	-4
7. 総計 (5+6)	88,037 (100)	77,630 (100)	64,071 (100)	56,665 (100)	55,608 (100)	56,121 (100)	-36	-1

〔備考〕①1979年現在、公立（非大学）セクターに在籍する留学生数は48,026名で、そのうちの13,341名はポリテクニクスに、また34,685名は継続教育の高等教育機関に在籍したが、1984年までに、これら公立セクター在籍率は56%減の 21,192名にまで低下した。女子学生の在籍数は、ポリテクニクス9,282名、その他の継続教育の高等教育機関に11,776名である。②表中のかっこ内の数字は7の総計に対する割合を示す。

〔出所〕 OST, 1987, The Next Steps: Overseas Student Policy into the 1990s, London: Overseas Student Trust.

表 E - 2 : 外国人留学生を招致するための広報活動戦略 (1985年度)

機関の種別 活動のタイプ	機関の種別		その他の継続教育 (N=16)	合 計	
	大学 (N=13)	ポリテクニクス (N=4)		(N=33)	100%
広告を出す	13	4	13	30	90%
教官の海外渡航を活用し て資料を配布	12	3	7	22	66%
海外の機関との提携	12	-	6	18	55%
交流促進のための訪問の 組織化	9	1	5	15	45%
帰国留学生の会の活用	7	-	-	7	21%
学生募集のための代行者 を活用	5	-	1	6	18%
イギリスの他の機関との 提携	3	1	2	6	18%
なし	-	-	3	3	9%

〔出所〕 Williams, Woodhall and O'Brien, 1986, Overseas Students and their Place of Study: Report of a Survey, London: Overseas Students Trust. Appendix B より作成。

表 E-3 : セクター別・教育段階別留学生数の推移 (1973-1987)

単位 : 千人

年次	1973*1	1978	1980	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1978 -1977 増減率(%)	1986 -1987 増減率(%)
総合大学	15.3	18.3	16.4	15.9	16.8	17.7	20.1	21.5	21.9	20	2
大学院	10.0	18.0	17.4	15.4	14.6	14.2	15.4	16.6	18.3	2	10
First degree	1.6	2.3	2.0	2.0	2.3	2.7	3.5	3.9	3.9	69	-
Sub-degree	26.9	38.5	35.8	33.3	33.8	34.6	39.0	42.0	44.1	14	5
合計											
ポリテクニクス・単科大学	..	1.5	1.4	1.3	1.3	1.3	1.6	1.6	1.6	7	1
大学院	3.1	9.8	9.4	7.6	6.7	6.8	6.8	7.0	7.9	-19	13
First degree	..	10.8	8.9	6.4	5.9	5.4	5.6	5.5	5.3	-51	-4
Sub-degree	9.2	22.1	19.7	15.3	13.8	13.6	14.0	14.1	14.8	-33	5
合計											
高等教育合計	36.1	60.7	55.5	48.5	47.6	48.2	53.0	56.1	59.0	-3	5
継続教育 (志望取得資格)	8.7	13.1	9.4	3.1	3.0	2.8	2.6	2.2	1.7	-7	-22
GCE, CSE, SCE等	..	10.0	8.0	4.9	4.7	4.5	4.9	4.0	3.6	-64	-10
その他	..	4.0	2.1	0.1	0.1	0.1	2.3*2	2.1*2	1.6*2	-61	-26
不明	18.1	27.1	19.5	8.1	7.8	7.3	9.8*2	8.3*2	6.9*2	-75	-17
合計											
全段階の総計	54.2	87.8	75.0	56.6	55.4	55.5	62.8*2	64.4*2	65.8*2	-25	2

データがないもの

*1) ポリテクニクスと単科大学の教員養成課程在籍者数は資料がないためこの数字には含まれない。

*2) 志望取得資格が明記されていないコースに在籍する学生を含む。

[出所] 教育科学省 (quoted from Woodhall, Maureen, 1990, "Monitoring and Evaluation of New Funding Mechanisms in Higher Education: Theme Report Two on Overseas Students" (an unpublished mimeographed paper)).

表 E-4-1 : イギリスの外国人留学生の出身国別一覽表 (1973~1986年間推移)

出身国名	入学登録者の総数										1 年次学籍登録者			
年度	1973 ¹⁾	1978	1980	1982	1983	1984	1985	1986	合計	順位	1980	1985	1986	1987
単 : 千人														
EC加盟諸国	..	..	6.4	6.2	6.4	7.2	8.9	9.8	11.6	*	3.5	5.6	6.2	7.4
英連邦諸国	27.3	44.6	40.8	29.8	28.7	27.9	29.7	29.8	27.7	*	19.0	16.6	15.9	15.7
その他の諸国	..	..	27.8	20.3	20.3	20.4	24.2	24.8	24.5	*	14.8	15.7	16.2	14.9
合計	54.2	87.8	75.0	56.5	55.4	55.5	62.7	64.4	65.8	*	37.3	37.9	38.3	38.0
実 数														
以下の諸国総計	54151	87764	74981	56646	55409	55529	62746	64387	65819	*	37288	37949	383339	37976
アルジェリア	191	953	731	534	518	567	900	1150	878	2 0	485	627	564	295
ブラジル	213	524	514	432	404	371	410	462	540	2 5	231	208	250	246
ブルネイ	263	699	1045	857	886	947	1000	985	896	1 9	914	437	389	453
カナダ	1117	1139	746	575	684	815	1040	1037	1020	1 8	337	667	645	594
中国	45	108	230	223	239	410	671	828	1074	1 7	154	454	533	672
キプロス	1661	1642	1459	959	914	990	1142	1234	1364	1 0	631	558	602	687
エジプト	639	841	417	494	630	621	538	461	364	2 9	159	199	186	156
フランス	362	602	689	772	826	1006	1289	1478	1876	7	537	810	942	1201
ドイツ	702	1196	1253	1239	13390	1607	1993	2204	2378	5	843	1355	1468	1532
ガーナ	666	853	680	451	388	359	391	385	338	3 0	440	234	248	204
ギリシア	2190	3243	2472	2433	2322	2407	2561	2463	2602	4	1101	1566	1465	1639
香港	2354	5625	7231	6622	7114	6978	6978	6958	7180	1	3868	3339	3393	3536
インド	1772	1202	895	666	742	995	1141	1090	1093	1 4	477	802	769	710
イラン	3752	9368	6649	3103	2459	2030	1954	1657	1320	1 1	3436	1135	919	614
イラク	1203	2484	2218	1430	1845	1559	1378	1420	1255	1 2	934	606	760	395
アイルランド	384	540	498	450	462	536	606	717	1197	1 3	353	383	467	838

表E-4-2: イギリスの外国人留学生の出身国別一覧表 (1973~1986年間推移) (つづき)

出身国名	入学 録者の総 数										1 年次学 籍登録者			
年度	1973 ¹⁾	1978	1980	1982	1983	1984	1985	1986	合 計	順 位	1980	1985	1986	1987
ヨルダン	598	1907	1236	787	681	592	607	554	542	2 4	535	358	298	299
ケニア	1988	1257	1059	764	945	1063	1027	1062	1074	1 6	523	598	617	646
リベリア	241	1029	713	975	1402	1246	1118	732	484	2 6	448	634	384	175
マレーシア	4883	13607	13306	7535	6189	5599	6333	6367	6566	2	4659	3372	2932	3047
ナイジェリア	2623	5956	5243	4562	3980	3245	3105	2611	1664	8	3213	1944	1553	850
ノルウェー	811	641	481	600	751	900	12133	1218	1375	9	280	498	551	584
パキスタン	1293	1008	757	533	562	706	873	1000	1084	1 5	283	611	709	698
サウジアラビア	332	405	394	501	541	624	818	788	698	2 2	263	517	475	342
シンガポール	795	1820	1624	1058	1157	1337	1612	1856	1977	6	567	908	944	923
スリランカ	1426	2085	1183	580	568	615	681	675	639	2 3	404	448	427	376
スーダン	659	865	977	589	458	386	384	361	392	2 8	558	227	253	274
タンザニ	855	630	719	482	390	391	407	414	452	2 7	599	286	306	339
合衆国	3439	3869	2915	2554	3185	3461	4683	5113	5114	3	2118	3853	4283	4286
ザンビア	397	936	834	744	699	617	744	722	719	2 1	655	489	420	425
その他	16297	20730	15813	13042	122138	12549	15229	16385	17664	*	7083	9806	10451	10990

1) ポリテクニクスと単科大学の教員養成課程在籍者数は除く。

* 資料なし。

[出所] 表E-3に同じ。

付録 2

調査計画及び日程

- 別紙 1 - 1 欧米諸大学の留学生受入れの実態に関する調査計画
- 別紙 1 - 2 欧州班調査日程
- 別紙 1 - 3 北米班調査日程（掲載省略）
- 別紙 1 - 4 面接における主要調査事項
- 別紙 2 面接における質問マニュアル（掲載省略）
- 別紙 3 欧州班訪問先及び面接者名簿

1) 調査目的：

近年急増を続ける我が国の留学生の受入れ並びに教育の諸条件の改善を図るために参考となる資料・情報を収集することを目的として、留学生教育に関して相対的に古い歴史と経験を持つ欧米の諸大学における留学生受入れと教育の現状に関する現地調査を行う。

2) 調査の対象と方法：**2-1) 調査対象（訪問先）国**

①西ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、及びカナダの5カ国を対象とする。

②これら5カ国の関係省庁、代表的な高等教育機関等を訪問し、関係者との面接を中心に関係文書資料の収集を行う。

2-2) 調査対象（訪問先）機関

①各国の文部省・教育科学省等、政府機関またはその関連団体・機関において全国の大学の留学生受入れに関する総括的な情報・資料を収集する。

②訪問先国におけるいくつかの代表的な高等教育機関（主に大学）において、留学生受入れに関する機関レベルの関連資料の収集を行う。

③訪問大学の選定においては、できるだけ主要な設置者別（国公立・私立の別など）が含まれるように配慮する。

④事例研究の対象となる大学の数は、1国につき3～4大学程度はカバーできるように配慮する。

⑤訪問先機関においては、関係者との面接調査を中心とし、留学生受入れに関する大学の諸規程文書や基礎的統計データ、留学生受入れの条件（出願資格等）・現状・問題点等についての具体的な情報・資料を収集する。

2-3) 調査の組織と方法

①現地調査は4名による調査団を編成し、欧州班及び北米班の2班にわけて行なう。ただし、我が国においては、北米（とくにアメリカ）に比べ欧州の情報が相対的に乏しい事情に鑑み、重点を欧州におく。

②上の理由により、欧州班は、西ドイツ、フランス、及びイギリスの3カ国において現地調査を行うが、北米班は、アメリカ及びカナダの他、イギリスの一部を分担する。

③また、欧州班は帰路を利用して、北米の一部を訪問し、欧州における調査の経験と印象を踏まえて、若干の比較調査を行う。

④欧州班と北米班は、ロンドン（イギリス）に於て合流し、相互の情報交換により、調査の最終段階の結めを行なう。また、イギリスについては、両班で手分けして大学訪問を行なう。

3) 調査(渡航)期間:

平成2年4月4日(水)～20日(金)

- ・欧州班:1990年4月4日(水)～20日(金)
- ・北米班:1990年4月5日(木)～21日(土)

4) 調査団の組織:

4-1) 調査団(*印は団長)

- | | | |
|-----------------|----|--------|
| ・広島大学大学教育研究センター | 教授 | 江淵 一公* |
| ・ 同 | 教授 | 有本 章 |
| ・ 同 | 助手 | 伊藤 彰浩 |
| ・ 同 | 助手 | 相原総一郎 |

4-2) 調査班(*印は班長)

- | | |
|----------|----------|
| ・ A. 欧州班 | ・ 江淵 一公* |
| | ・ 伊藤 彰浩 |
| ・ B. 北米班 | ・ 有本 章* |
| | ・ 相原総一郎 |

4-3) 調査団の事務連絡先

- ・ 広島大学大学教育研究センター(関センター長、川野事務官)
- ・ 文部省学術国際局留学生課(斎藤留学生交流推進室長)

別紙 1 - 2

欧 州 班 調 査 日 程

広島－大阪－フランクフルト－ボン－パリ－ロンドン－ニューヨーク－大阪－広島

※ 4 月 4 日出国／4 月 20 日帰国（16 泊 17 日）

年月日	泊数	発着（訪問国名）	用 務
4 / 0 4（水）	1	広島発	
	機中	大阪着	
0 5（木）		大阪発（出国）	
	3	フランクフルト（西ドイツ）着	ドイツ国際教育研究所・ フランクフルト大学訪問
0 8（日）		フランクフルト発	
	2	ボン着	連邦教育科学省・ボン大学 ・ドイツアカデミー（DAAD） 訪問
1 0（火）		ボン発	
	4	パリ（フランス）着	文部省・パリ大学・OECD・ 国立大学事業センター訪問
1 4（日）		パリ発	
	4	ロンドン（イギリス）着	文部省・ロンドン大学・オ ックスフォード大学訪問
1 8（水）		ロンドン発	
	1	ニューヨーク（アメリカ）着	
1 9（木）	1	ニューヨーク発	国際教育協会（I. I. E.）及び （ロンビア大学）訪問
	機中		
2 0（金）		大阪／成田着（帰国）	
		大阪発	
		広島着	
合計泊数	16		

別紙 1 - 3

北 米 班 調 査 日 程（省略）

1) 留学生受入れ数

- ①留学生 (Foreign student; International student; Overseas student; etc.)
- ②学生定員 (regular number of students, fixed number of students, capacity of regular students)
- ③在籍学生総数 (total enrollment)
- ④在籍留学生総数 (enrollment of foreign students)
- ⑤留学生の定員の有無・定員の決め方 (regulatory fixed number of foreign student; quota system)
- ⑥留学生別科の有無 (Separate course/program for foreign students)
- ⑦留学生総数 (Total number/enrollment of foreign students)
 - 段階別 (by Undergraduate; Graduate; etc.)
 - 種類別 (by Regular; Special; etc.)
 - 専攻分野別 (by School/Faculty; Department; Course; etc.)
 - 出身国別 (by Country of origin; Legal status)
 - 男女別 (by Sex)
 - 婚位別 (by Marital status)

2) 留学生受入れの方法 (入学許可) (Admissions; Admissions decision)

- ①志願の条件と手続き (Admission requirement; Minimum criteria for admissions; Application); C f. 入学志願者 (Foreign applicants; Foreign candidates)
- ②入学願書 (Application) の審査手続き (Admission procedure)
- ③入学願書等、書類審査担当官 (Foreign student admissions officer) の業務
- ④出身校成績証明書・学業記録の審査 (Evaluation of foreign academic transcripts and records)
- ⑤語学力・学力審査 (Evaluation of language proficiency; academic skills; achievement); C f. 学力検査成績・得点 (Achievement score)
- ⑥仮入学許可 ("Trial"-status admission) の制度の有無
- ⑦志願者の学力等適格性の診断 (Interpretation of the quality and appropriateness of foreign applicants' formal academic preparation)
- ⑧日本語統一試験 (Nationally unified test of Japanese language proficiency?)

3) 留学生の宿舎問題 (Accommodation; Housing problem of foreign students)

- ①学寮の有無 (Dormitory; University hostel)
- ②学寮における受入れ方 (Integrated; Separate; Co-ed; etc.)

③その他の居住形態 (Other types of accommodation; housing patterns)

④宿舎の世話・入手の難易度

4) 留学生受入れに関する問題点

①とくに留学生受入れ数に関して (Problems of the appropriate number of foreign students - in a given university / nationally, etc.)

②とくに入学許可の方法に関して (Problems of admissions of foreign students)

③専攻分野の偏りに関して (Problems of unbalanced distribution of foreign students by their major fields/schools and departments) Is there any type of national/state/municipal governmental policy regarding placement of foreign students in institutions?

別紙 2

欧米における留学生受入れ方針に関する質問案 (マニュアル)

SUGGESTED QUESTIONS CONCERNING INTERNATIONAL/FOREIGN STUDENTS POLICIES IN SELECTED OECD COUNTRIES: Compiled by K. Ebuchi, RIHE, Hiroshima University (March 30, 1990)

(省略)

1. 西ドイツ

フランクフルト（4月5～8日）

① ドイツ国際教育研究所

- ・ヴォルフガング・ミッター氏（ドイツ国際教育研究所所長）

Dr. Wolfgang Mitter

Deutsches Institut für Internationale Pädagogische Forschung

Schloss-Strasse 29-31, D-6000 Frankfurt

Federal Republic of Germany

- ・ボト・フォン・コップ氏（ドイツ国際教育研究所研究員）

Dr. Botho von Kopp

Deutsches Institut für Internationale Pädagogische Forschung

Schloss-Strasse 29-31, D-6000 Frankfurt

Federal Republic of Germany

Tel. (069)770245

② フランクフルト大学／ヘッセン州関係者

- ・ゲルハルト・ビアヴィルト氏（フランクフルト大学外事部長）

Dr. Gerhard Bierwirth

Akademische Auslandsstelle der Universität Frankfurt

- ・ヒューベンタール氏（ヘッセン州学術省留学生部長）

Mr. Hubental

Hessisches Ministerium für Wissenschaft und Kunst, Wiesbaden

ボン（4月9～10日）

③ D A A D

- ・レオナルト・フォス氏（D A A D 留学生部長）

Dr. Leonard Vohs

Deutscher Akademischer Austauschdienst

Kennedyallee 50, D-5300 Bonn 2

Federal Republic of Germany

Tel. (0228)882245

- ・ウルリッヒ・リンス氏（D A A D 学術交流部長）

Dr. Ulrich Lins

Deutscher Akademischer Austauschdienst

Kennedyallee 50, D-5300 Bonn 2
Federal Republic of Germany
Tel. (0228)8821

・ 林和彦氏（文部省派遣 D A A D 研修員）

Mr. Kazuhiko Hayashi
Winzerstr. 4 D-5300 Bonn 1
Federal Republic of Germany
Tel. (0228)237401

④西ドイツ各州文部大臣会議事務所

・ ローランド・ティアフェルダー氏（文部大臣会議事務所長）
Dr. Loland Thierfelder
Conference of Ministers of Educational and Cultural Affairs
Jahnallee 32, D-5300 Bonn 2
Federal Republic of Germany
Tel. (0228)362962

⑤西ドイツ連邦教育省

・ ウルリケ・ドレッツェル女史（連邦教育科学省留学生課長）
Ms. Ulrike Dolezal
Referentin, Dipl. -Päd.
Federal Ministry of Education and Science
Heinemannstrasse 2, 5300 Bonn
Federal Republic of Germany

⑥ボン大学

・ エーリッヒ・ガイスラー氏（ボン大学教育科学研究所所長）
Dr. Erich E. Geissler
Direktor des Instituts für Erziehungswissenschaft der Rheinischen Friedrich-Wil-
helms-Universität Bonn
Am Hof 3-5, 5300 Bonn 1
Federal Republic of Germany
Tel. (0228)737810

2. フランス：パリ（4月10～14日）

⑦O E C D

・ 林 和弘氏（O E C D 日本政府代表部）
Mr. Hayashi Kazuhiro
First Secretary Permanent Delegation of Japan to O.E.C.D
7 Avenue Hoche, 75008 Paris
France

Tel. 4766-02-22

⑧在仏日本大使館

- ・岩本わたる氏（日本大使館）

Mr. Wataru Iwamoto

Premier Secrétaire aux Affaires Culturelles

Service Culturel et d'Information, Ambassade du Japon

7 Rue de Tilsitt, 75017 Paris

France

Tel. 4766-02-22

⑨CNOUS（全国大学厚生事業センター）

- ・アルベル・プレヴォ氏（CNOUS所長）

Dr. Albert Prevos

Directeur

Centre National des Œuvres Universitaires

69, quai d'Orsay 75007, Paris

France

Tel. 4705-31-10

⑩OECD／CERI

- ・アラン・ワーグナー氏（主任研究官）

Dr. Alan Wagner

Principal Administrator

Center for Educational Research and Innovation

Organization for Economic Co-operation and Development

2, rue Andre Pascal, 75016 Paris

France

Tel. 4524-91-67

- ・吉尾啓介氏（文部省派遣専門員）

Mr. Keisuke Yoshio

Project Officer

Center for Educational Research and Innovation

Organization for Economic Co-operation and Development

2, rue Andre Pascal, 75016 Paris

France

Tel. 4524-92-54

⑪フランス国文部省（国民教育省）

- ・セターマン氏（高等教育局長）

Mr. Ceterman

Ministère de l'Éducation Nationale, de la Jeunesse et des Sports

61-65 rue de Dutot, 75015 Paris
France
Tel. 4065-60-62

⑫ フランス国外務省

・セルジュ・フランソワ氏（外務省文化科学技術交流総局・対外留学生研究員派遣部長）
Mr. Serge François
Directeur du Service de la Formation des Français à l'Étranger,
Ministère des Affaires Étrangères
6 rue de Marignan, 75008 Paris
France
Tel. 4066-71-72

3. イギリス（4月14～17日）

⑬ オックスフォード大学

・亀岡 雄氏（文部省派遣留学生）
Mr. Yu Kameoka
St. Edmund Hall, Oxford OX14AR
United Kingdom

⑭ ロンドン大学

・モーリーン・ウッドホール女史（ロンドン大学教育学部高等教育研究センター上級講師）
Ms. Maureen Woodhall
Senior Lecturer in Higher Education Finance
Center for Higher Education Studies, Institute of Education, University of
London
58/59 Gordon Square, London WC1H 0NT
United Kingdom
Tel. 01-636-1500 (ext. 495)

4. アメリカ（4月18～19日）

⑮ I I E（国際教育協会）

・エリナー・バーバー氏（現コロンビア大学総務部長、前 I I E 研究部長）
Dr. Elinor Barber
Office of the Provost, Columbia University
・シーラ・マククリーン氏（国際教育協会副会長）
Ms. Sheila Avrin Mclean
Vice President, Education and the Arts, IIE
809 United Nations Plaza, New York, NY 10017-3580
U.S.A

Tel. (212)984-5495

- ・ ジェニファー・マッカーシー氏 (国際教育協会研究開発部次長)

Ms. Jennifer H. McCarthy

Assistant Director, Program Development, IIE

809 United Nations Plaza, New York, NY 10017-3580

U. S. A

Tel. (212)984-5563

- ・ ジェームズ・オドリコール氏 (国際教育協会言語教育部長)

Mr. James E. O'dricoll

Director, Office of English and Special Services, IIE

809 United Nations Plaza, New York, NY 10017-3580

U. S. A

Tel. (212)984-5494

- ・ ジョン・レンボー氏 (国際教育協会留学生配置部長)

Mr. John Lembo

Director, Placement Services Division, IIE

809 United Nations Plaza, New York, NY 10017-3580

U. S. A

Tel. (212)984-5501

- ・ デイヴィッド・ブライス氏 (国際教育協会留学生配置部専門員)

Mr. David Blythe

Senior Administrator, Placement Services Division, IIE

809 United Nations Plaza, New York, NY 10017-3580

U. S. A

Tel. (212)984-5498

高等教育研究叢書 バックナンバー

旧大学研究ノート

- 第 1 号 (1971. 8) サセックス大学のカリキュラム：自然科学ハンドブック1966-67より
…… 大学問題調査室〔編訳〕
- 第 2 号 (1971. 9) ドイツの大学における Institute 数及び教授数に関する集計
近 藤 春 生
- 第 3 号 (1971. 10) 高等教育に関する主要外国雑誌目録 …………… 岩 村 聡〔編〕
- 第 4 号 (1972. 7) 欧米の医学カリキュラム …………… 杉 原 芳 夫〔編訳〕
- 第 5 号 (1972. 8) アメリカ合衆国の主要大学に関する基本資料
…… 関 正 夫・川 上 昭 吾〔編訳〕
- 第 6 号 (1973. 2) サセックス大学のカリキュラム：人文・社会系ハンドブック1966-67より
…… 大学教育研究センター〔編訳〕
- 第 7 号 (1973. 3) 諸大学学寮規程・規則集(1) …………… 大学教育研究センター〔編訳〕
- 第 8 号 (1973. 8) ドイツ大学改革と学生生活の現況 マールブルク大学を中心として
…… 千代田 寛・阪 口 修 平
- 第 9 号 (1973. 9) 広島大学医学部紛争における医局・講座、大学院および学位制度問題資料
…… 杉 原 芳 夫〔編〕
- 第 10 号 (1974. 1) 理学部生物学科の調査－カリキュラムを中心に
…… 川 上 昭 吾
- 第 11 号 (1974. 2) 大学院・研究体制に関する文献目録 …………… 喜多村 和 之〔編〕
- 第 12 号 (1974. 2) 大学院・学位に関する規定集 …………… 喜多村 和 之〔編〕
- 第 13 号 (1974. 3) アメリカ工業教育協会報告書：工学系学生のための教養教育
…… 関 正 夫〔編訳〕
- 第 14 号 (1974. 3) 諸大学学寮規定・規則集(2) …………… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 15 号 (1974. 6) 農学系大学・学部新入学生の入学動機と農業に関する意識の調査・研究
農業高校生の進路選択と農業に関する意識の調査研究
－普通高校生との比較－ …………… 山 谷 洋 二
- 第 16 号 (1974. 9) カリフォルニア大学の農学系カリキュラム …… 山 谷 洋 二〔編訳〕
- 第 17 号 (1975. 1) ヨーロッパの学生宿舎を見て …………… 横 尾 壮 英
- 第 18 号 (1975. 2) 学寮の管理運営の法的検討
…… 畑 博 行・村 上 武 則
- 第 19 号 (1975. 3) 大学院・学位制度に関する資料集 …………… 寺 崎 昌 男〔編〕
- 第 20 号 (1975. 10) 大学の大衆化をめぐって ー第 3 回 (1974 年度) 研究員集会の記録ー
…… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 21 号 (1976. 1) 大学英語教育に関するアンケート調査ー広島大学における学生の意見ー
…… 五十嵐 二 郎・稲 田 勝 彦・岩 村 聡
藤 本 黎 時・温 浅 信 之
- 第 22 号 (1976. 3) 西ドイツ高等教育改革の青写真 …………… 天 野 正 治

- 第 23 号 (1976. 3) 宮城教育大学の教育改革－視察報告－
 …… 教師教育プロジェクト〔編〕
- 第 24 号 (1976. 8) 広島大学学生の宿舎と生活－アンケート調査から
 …… 黒川正流・上里一郎・岩村 聡
- 第 25 号 (1976. 9) 高学歴社会－その現実と将来－ ー第 4 回 (1975 年度) 研究員集会の記録ー
 …… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 26 号 (1976. 11) 大学の組織・運営に関する総合的研究
 …… 組織・運営プロジェクト〔編〕
- 第 27 号 (1977. 2) 教師教育カリキュラムに関する研究 … 教師教育プロジェクト〔編〕
- 第 28 号 (1977. 2) 農学系大学・学部新入学生の入学生の入学動機と農業に関する
 意識の調査・研究－その 2 東日本の場合－ … 山谷 洋 二
- 第 29 号 (1977. 3) 理学系学生に対する教養課程における自然科学教育に関する調査・研究
 ー広島大学一般教育課程における物理学教育に関するアンケートからー
 …… 理科系教育研究プロジェクト (物理グループ)
- 第 30 号 (1977. 6) 日本のアカデミック・プロフェッション
 ー帝国大学における教授集団の形成と講座制ー
 …… 天 野 郁 夫
- 第 31 号 (1977. 9) 大学における専門教育－第 5 回 (1976 年度) 研究員集会の記録－
 …… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 32 号 (1978. 8) 大学の国際化 ー第 6 回 (1977 年度) 研究員集会の記録ー
 …… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 33 号 (1978. 10) 諸外国の大学における国際交流－とくにアメリカ合衆国を中心として－
 …… 喜多村 和 之・天 野 郁 夫・湯 浅 信 之
- 第 34 号 (1978. 11) 教養課程における理科系学生に対する自然科学教育の現状と課題 (I)
 ー広島大学の事例を中心としてー
 …… 高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 35 号 (1978. 11) 教養課程における理科系学生に対する自然科学教育の現状と課題 (II)
 ー理科系専門教育の立場からー
 …… 高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 36 号 (1979. 2) 広島大学医学部と地域社会 …… 大学と地域社会プロジェクト
- 第 37 号 (1979. 5) 諸外国における一般教育および科学技術教育改革の動向
 …… 高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 38 号 (1979. 7) 高等専門学校の現状と課題 …………… 葉 柳 正
- 第 39 号 (1979. 10) 地域社会と大学 ー第 7 回 (1978 年度) 研究員集会の記録ー
 …… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 40 号 (1979. 11) 大学と地域社会の相互連関に関する調査研究 (I)
 ー広島大学教員実態調査ー
 …… 大学と地域社会プロジェクト (池田秀男)
- 第 41 号 (1979. 12) 大学の国際交流に関する文献目録
 …… 「大学の国際化」プロジェクト〔編〕

- 第 42 号 (1979. 12) 大学と地域社会の相互連関に関する調査研究(II)ー地域住民の大学観ー
…… 大学と地域社会プロジェクト (吉森 護)
- 第 43 号 (1980. 1) 日本の大学における外国人教員ー全国調査結果の概要ー
…… 「大学の国際化」プロジェクト〔編〕
- 第 44 号 (1980. 7) 大学と地域社会の相互連関に関する調査研究(III)ー広島大学と地域社会ー
…… 大学と地域社会プロジェクト (黒川正流)
- 第 45 号 (1980. 7) 大学農学教育に関する文献目録 …………… 山 谷 洋 二〔編〕
- 第 46 号 (1980. 9) 理科系学生に対する一般教育の現状と課題
…… 高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 47 号 (1980. 11) 諸外国の大学における外国人教授の任用ー制度と実態ー
…… 喜多村 和 之
- 第 48 号 (1981. 7) 大学医学教育に関する文献目録 …………… 川 崎 尚〔編〕
- 第 49 号 (1981. 8) 科学社会学の研究 …………… 新 堀 通 也〔編〕
- 第 50 号 (1981. 10) 大学における教育機能 (Teaching) を考える
ー第 9 回 (1980 年度) 研究員集会の記録ー
…… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 51 号 (1982. 1) 19 世紀における科学の制度化と大学改革ーフランス・ドイツ・英国ー
…… 成 定 薫〔編〕
- 第 52 号 (1982. 2) 日本の大学院教育に関する留学生の意見調査
ー全国調査結果の概要ー …… 「大学の国際化」プロジェクト
- 第 53 号 (1982. 3) 工学系大学・学部教育改革に関する事例研究
ー広島大学工学部改革調査ー …… 高等科学技術教育研究プロジェクト
- 第 54 号 (1982. 10) 大学における教授と学習 ー第 10 回 (1981 年度) 研究員集会の記録ー
…… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 55 号 (1982. 12) 教師教育カリキュラム研究(2) …………… 教師教育プロジェクト〔編〕
- 第 56 号 (1983. 3) 日本の理工系大学教育の現状と将来像
ー全国大学教員意見調査結果の概要ー
…… 高等科学技術研究プロジェクト〔編〕
- 第 57 号 (1983. 8) 大学教育とカリキュラム ー第 11 回 (1982 年度) 研究員集会の記録ー
…… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 58 号 (1983. 11) 高等教育に関する統計資料ー理工系分野を中心にしてー
…… 前 川 力
- 第 59 号 (1984. 10) 大学における教育と研究の接点を求めて
ー第 12 回 (1983 年度) 研究員集会の記録ー
…… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 60 号 (1985. 1) 外国大学における日本研究 …………… 新 堀 通 也〔編〕
- 第 61 号 (1985. 3) 明治初期専門教育成立に関する公文関係史料
…… 三 好 信 浩〔編〕
- 第 62 号 (1985. 3) 日本の大学教育の現状・課題・展望
ーカリキュラムとティーチングを中心にー

- ……「大学教育に関する全国調査」プロジェクト〔編〕
- 第 63 号 (1985. 10) 新制大学の35年ーその功罪を考えるー
ー第13回 (1984年度) 研究員集会の記録ー
…… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 64 号 (1986. 3) 学生の体調とやる気
…… 石 桁 正 士・岩 崎 重 剛
- 第 65 号 (1986. 3) 研究者の流動性と研究能力の向上に関する研究
…… 小 林 信 一・塚 原 修 一・山 田 圭 一
- 第 66 号 (1986. 3) アカデミック・プロダクティビティの条件に関する国際比較研究
…… 有 本 章〔編〕
- 第 67 号 (1986. 8) 大学入試と教育改革 ー第14回 (1985年度) 研究員集会の記録ー
…… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 68 号 (1987. 3) 将来社会における研究者の需給予測に関する研究
…… 山 田 圭 一〔編〕
- 第 69 号 (1987. 3) アジアの高等教育 …………… 馬 越 徹〔編〕
- 第 70 号 (1988. 1) アジア 8 か国における大学教授の日本留学観 (上)
…… 権 藤 与志夫〔編〕
- 第 71 号 (1988. 1) 官学と私学ー大学の設置形態と国公立大学の将来ー
ー第15回 (1986年度) 研究員集会の記録ー
…… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 72 号 (1988. 11) 大学と政府ー高等教育における役割と責任ー
ー第16回 (1987年度) 研究員集会の記録ー
…… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 73 号 (1989. 10) 臨教審と高等教育改革ー第17回 (1988年度) 研究員集会の記録ー
…… 大学教育研究センター〔編〕

高等教育研究叢書

- 第 1 号 (1990. 3) 留学生受入れと大学の国際化
ー全国大学における留学生受入れと教育に関する調査報告ー
…… 江 淵 一 公〔編〕
- 第 2 号 (1990. 3) 大学教育改革の方法に関する研究
ーFaculty Development の観点からー …………… 関 正 夫〔編〕
- 第 3 号 (1990. 3) 近代日本高等教育における助手制度の研究
…… 伊 藤 彰 浩・岩 田 弘 三・中 野 実
- 第 4 号 (1990. 3) ファカルティ・デベロップメントに関する文献目録および主要文献紹介
…… 伊 藤 彰 浩〔編〕
- 第 5 号 (1990. 3) 大学教育の改善に関する調査研究ー全国大学教員調査報告書ー
…… 有 本 章〔編〕
- 第 6 号 (1990. 3) 「大学」外の高等教育 国際的動向とわが国の課題
…… 阿 部 美 哉・金 子 元 久〔編〕

- 第 7 号 (1990. 10) 大学評価 ―その必要性と可能性―
 ―第18回 (1989年度) 研究員集会の記録―
 …… 大学教育研究センター〔編〕
- 第 8 号 (1991. 3) 中国高等教育関係法規 (解説と正文) …… 大 塚 豊
- 第 9 号 (1991. 3) 学生の勉学のやる気の状態遷移の分析
 …… 石 桁 正 士・岩 崎 重 剛・横 山 宏
- 第 10 号 (1991. 3) 学術研究の改善に関する調査研究
 ―全国高等教育機関教員調査報告書―…………… 有 本 章〔編〕
- 第 11 号 (1991. 3) アジア 8 か国における大学教授の日本留学観 (下)
 …… 権 藤 与志夫
- 第 12 号 (1991. 3) 諸外国の F D / S D に関する比較研究 …… 有 本 章〔編〕

著 者 紹 介

江 淵 一 公
(えぶち かずひろ)

広島大学 大学教育研究センター教授
(教育人類学 大学国際交流論)

ヨーロッパにおける留学生受入れのシステムと現状

— 独・仏・英国現地調査報告 —

(高等教育研究叢書13)

1991 (平成3) 年 3 月30日 発行

著 者 江 淵 一 公

発 行 所 広島大学 大学教育研究センター

〒730 広島市中区東千田町一丁目1-89

TEL(082)241-1221 内線 (3706)

印 刷 所 有 清 弘 社

〒730 広島市中区本川町2-3-8

TEL(082)232-3251(代)

RHE